

務	00	01	10年
(令和15年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 4 5 号
令 和 5 年 3 月 2 7 日

交通部内所属長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県指定自動車教習所事務処理要領の制定について

指定自動車教習所における事務処理要領については、「青森県指定自動車教習所事務処理要領の制定について」（令和4年4月22日付け運免第75号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、旧通達において仮免許申請時等における添付書類として定めていた「届出自動車教習所在所証明書」（別記様式第24号）について廃止するなど所要の改正を行い、令和5年4月1日から別添のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本通達の運用をもって廃止する。

担当 運転免許課 試験・教習所係

青森県指定自動車教習所
事務処理要領

青森県警察本部交通部運転免許課

青森県指定自動車教習所事務処理要領

目 次	頁
第 1 章 総 則	1
第 1 目的	1
第 2 準拠	1
第 3 報告、申請等	1
第 2 章 指定前教習所	1
第 1 指定前教習所の開所届出	1
第 2 教習業務の開始	1
1 指定前教習の開始	1
2 指定前における教習指導員	1
3 教習修了証明書の発行	2
第 3 書類等の備付け及び保存	2
第 4 備付け印章	2
第 5 指定前の教習手続の基準	2
第 6 指定申請の手続	3
第 3 章 指定教習所の指定の基準	3
第 1 人的基準	3
1 管理者等	3
2 技能検定員	3
3 技能教習に従事する教習指導員	3
4 学科教習に従事する教習指導員の要件	3
5 教習指導員及び技能検定員の数	4
6 アルバイト指導員等の従事制限	4
7 大型免許、大型第二種免許及び準中型免許に係る指導員等の 選任等	5
8 適性検査員の認定等	6
第 2 物的基準	6
1 コース等	6
2 備付け自動車等	9
3 運転シミュレーター	11
4 学科教習用教室	11
5 路上教習等の発着の用に供する施設の設置	11
6 施設の移転	11
第 3 運営的基準	11
1 教習生の入所手続	11
2 入所時の確認事項	12
3 教習原簿等の作成	14
4 教習生の転所	14
5 みきわめを行う教習指導員の要件	15

6	技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限	15
7	学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限	15
8	応急救護処置教習における留意事項	17
9	自由教習	18
10	その他	19
第4章 指定教習所の管理等		19
第1	指定教習所の運営指針	19
第2	指定教習所の管理	19
1	業務の開始	19
2	設置者の責務	19
3	管理者の責務等	19
4	副管理者の配置及び責務	20
5	指導員等の責務	20
6	管理者の事務代行等	20
第3	書類等の備付け及び保存	21
第4	備付け印章	21
第5章 指導員等の新任教養及び審査		21
第1	新任教養	21
1	新任教養の種別及び対象	21
2	新任教養の実施	21
3	教養の目標、科目及び時間	22
4	教養の留意点	22
5	公安委員会への報告	22
6	選任届の提出	22
第2	指導員等審査	22
1	指導員等資格審査の申請手続	22
2	指導員等審査の種類	22
3	指導員等審査の公示	23
4	指導員等審査の実施	23
5	指導員等審査合格証明書の交付	23
6	指導員等資格者証の交付等	23
7	指導員等資格者証（大自二又は普自二）の交付を受けることによる効果	24
8	指導員等資格者証の再交付等	24
9	指導員等資格者証の返納	25
第3	管理者の資格確認	25
1	管理者資格確認申請	25
2	確認証書の交付	25
3	副管理者、指導員等の解任	25
第6章 教習業務の運営		25
第1	運転適性検査	25
1	運転適性検査等の実施	25
2	診断結果に応じた指導	25

3	運転適性相談員	26
第2	技能教習	26
1	技能教習の基本	26
2	座席ベルトの着用	26
第3	技能教習の実施方法	26
1	路上教習	27
2	無線指導装置による教習	27
3	運転シミュレーターを使用した教習	28
4	二輪車の教習	28
5	準中型免許又は普通免許の教習生に対する原付教習	28
6	技能教習結果の記録	31
第4	学科教習	31
1	学科教習の基本	31
2	報告	31
3	同時教習の特例及び合同教習	31
4	学科教習結果の記録	32
第5	書類の訂正要領	32
第7章	検定業務の運営	32
第1	卒業検定	32
1	受検資格の確認	32
2	受検資格の特例	32
3	卒業検定の実施日	33
4	卒業検定の実施	33
5	路上検定コースの一時変更	34
6	路上検定中の事故等発生報告	34
第2	修了検定	35
1	卒業検定の準用	35
第3	技能検定結果の記録及び報告	35
1	管理者への報告	35
2	技能検定結果の発表	35
3	技能検定結果の報告	35
第4	卒業証明書及び修了証明書	35
1	卒業証明書等の発行	35
2	卒業証明書等の作成	35
3	卒業証明書等の再発行	35
4	証明書等発行簿の備付け	35
第5	公安委員会への仮免許申請時における添付書類	36
第6	技能審査のための教習と審査	36
1	技能審査のための教習	36
2	技能審査	38
第8章	指定申請書の記載事項の変更	39
第9章	職員教養等	41

第 1	指導員等の教養	41
1	指導員等選任時の教養	41
2	指導員等採用時の教養	41
3	その他の研修	41
第 2	職員講習	41
第 3	職員による交通事故等の報告	42
第10章	初心運転者に係る交通死亡事故等発生時の現地確認等	42
第 1	対象者及び対象事案	42
第 2	指定教習所職員による現地確認の実施	42
1	指定教習所への通知	42
2	現地確認	42
3	事前検討	42
4	現地実査の合同実施	42
5	留意事項	43
第 3	検討会議の開催と結果報告	43
1	検討会議等の開催	43
2	結果の報告	43
第11章	報告	43
1	年報	43
2	月報	43
3	随時報告	44
第12章	警察署長との協議等	44
第 1	路上コース変更に伴う協議	44
第 2	初心者事故発生時の報告	45
第13章	雑則	45
第 1	路上教習自動車の証明手続	45
1	証明願	45
2	記載要領	45
別添関係		
別添第 1	指定前教習所備付け印章	46
別添第 2	縦列駐車コース	47
別添第 3	路端停車コース	48
別添第 4	隘路コース	49
別添第 5	8の字コース	50
別添第 6	指定速度からの急停止コース（設置例）	51
別添第 7	スキッド教習車コース	52
別添第 8	適性検査（試験）の合格基準及び実施要領	53
別添第 9	身体障害者の状態に応じた教習車種の範囲	54
別添第 10	条件等を要しない障害一覧表	59
別添第 11	教習原簿の記載要領	60
別添第 12	新任教養の科目及び時間の基準表	63
別添第 13	指導員等審査項目表	64

別添第14	四輪車技能教習項目表（第一種）	68
別添第15	教習時限表	69
別添第16	大型第二種免許等の検定表示板の基準	72
別添第17	卒業証明書等の記載要領	73
別添第18	再選任の場合の教養期間	75
別記様式関係		
別記様式第1	適性検査員認定証	76
別記様式第2	入所申込書	77
別記様式第3	教習原簿	78
別記様式第4	教習生名簿	110
別記様式第5	転出者名簿	111
別記様式第6	みきわめ指導員認定（取消）届	112
別記様式第7	応急救護処置指導員認定証	113
別記様式第8	応急救護処置指導員認定申請書	115
別記様式第9	管理代行者承認願	116
別記様式第10	事前（事後）教養実施一覧表	117
別記様式第11	指導員等審査申請手数料納付書	118
別記様式第12	指導員等資格者証交付申請手数料納付書	120
別記様式第13	配車表	121
別記様式第14	技能教習日報	122
別記様式第15	学科教習等実施計画表	123
別記様式第16	学科教習日報	124
別記様式第17	受検資格特例承認願	125
別記様式第18	教習・検定中の交通事故発生報告書	126
別記様式第19	教習・検定中の交通違反発生報告書	128
別記様式第20	卒業・修了検定等実施結果報告書	129
別記様式第21	卒業証明書	131
別記様式第22	修了証明書	132
別記様式第23	証明書等発行簿	133
別記様式第24	個人カード	134
別記様式第25	記載事項（職員）変更届	136
別記様式第26	技能検定員・教習指導員資格者証返納届	137
別記様式第27	記載事項（施設・コース）変更届	138
別記様式第28	記載事項（自動車等）変更届	139
別記様式第29	記載事項（教習計画）変更届	140
別記様式第30	記載事項（教材・所則等）変更届	141
別記様式第31	記載事項（事務職員等）変更届	142
別記様式第32	交通死亡事故等発生時における検討結果報告書	143
別記様式第33	指導員等資格一覧表	144
別記様式第34	技能審査実施状況	145
別記様式第35	運転適性検査実施状況	146
別記様式第36	入所状況	147

別記様式第37	修了検定実施状況	148
別記様式第38	仮運転免許試験実施状況	149
別記様式第39	卒業検定実施状況	150
別記様式第40	技能教習時限調査報告（11月中）	151
別記様式第41	指定自動車教習所路上教習用自動車証明願	158

【別記様式関係の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする】

第1章 総則

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の規定により、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した自動車教習所（以下「指定教習所」という。）及び公安委員会の指定を受けるために設置した自動車教習所（以下「指定前教習所」という。）の事務処理の合理化及び適正化を図るため、青森県指定自動車教習所の指定等に関する規程（昭和60年2月青森県公安委員会規程第1号。以下「県規程」という。）第20条の規定により定めるものである。

第2 準拠

指定教習所及び指定前教習所における教習業務等の運営並びに事務取扱等については、別に定めがあるもののほか、この要領によるものとする。

第3 報告、申請等

この要領で定める公安委員会又は青森県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対する報告、申請及び届出については、全て青森県警察本部交通部運転免許課長を経由して行うものとする。

第2章 指定前教習所

第1 指定前教習所の開所届出（県規程第2条関係）

指定前教習所を設置した者は、県規程第2条の規定により、指定前教習所開所届（県規程様式第1号）に同条各号に掲げる書類を添付の上、公安委員会に届出するものとする。ただし、指定教習所が、公安委員会から指定を受けている免許の種類以外の免許の種類に係る教習を行うために指定前教習所の設置に係る届出を行う場合は、添付書類のうち「教習計画書」、「路上教習・路上検定コース設定書」以外のもので、従来の届出内容に変更のないものについては、添付を省略できるものとする。

第2 教習業務の開始

1 指定前教習の開始

指定前教習所における教習は、公安委員会から開所確認通知書（県規程様式第10号）の交付を受けた後に開始するものとする。

2 指定前における教習指導員

指定前教習所における教習は、次の教習指導員が行うものとする。

(1) 技能教習指導員

ア 第一種免許に係る教習

教習に用いる自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。以下この要領において同じ。）のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」

という。)第35条第1項に掲げる要件を充たす教習所を管理する者(以下「管理者」という。)が技能教習を行う適任者として選任した者

イ 第二種免許に係る教習

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許(以下「第二種免許」という。)に係る教習にあつては、それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証(技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「審査規則」という。)別記様式第9号)の交付を受け、かつ、教習を行う自動車を運転できる第二種免許を現に受けている者のうち、管理者が技能教習を行う適任者として選任した者

(2) 学科教習指導員

第二種免許に係る教習は、それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、第二種免許を現に受けている者のうち、管理者が学科教習を行う適任者として選任した者

(3) 応急救護処置教習指導員

ア 第一種免許に係る応急救護処置教習

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であつて、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者

イ 第二種免許に係る応急救護処置教習

第二種免許を現に受け、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であつて、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者

3 教習修了証明書の発行(県規程第19条第2項関係)

指定前教習所の所定の教習を修了した者に対しては、教習修了証明書(県規程様式第24号)を発行するものとする。

第3 書類等の備付け及び保存(県規程第23条関係)

指定前教習所は、指定前教習所の備付け書類及び簿冊(県規程別表第1)に掲げる書類等を備え付け、適正に保存するものとする。

なお、生存する個人を識別することができる情報(以下「個人情報」という。)が含まれる書類等については、保存には万全を期し、保存期間経過後には、焼却、裁断等、個人情報が識別できない方法により確実に廃棄すること。また、電磁的方法により記録し保存するときは、所定の情報セキュリティ対策を講じること。

第4 備付け印章(県規程第24条関係)

備付け印章の使用及び保管管理については、県規程第24条の定めるところにより適切に行うものとする。

なお、指定前教習所の備付け印章については、別添第1のとおりとする。

第5 指定前の教習手続の基準

指定教習所として公安委員会の指定を受けようとする者は、法第99条第1項各号に定める要件を充たしていなければならない。

なお、法第99条第1項第5号を根拠とする令第35条第3項第3号に定める試験の合格率の算定にあつては、次の事項に留意すること。

- (1) 同一人が2回以上技能試験を受け、2回目以降に合格したときは、1回目の技能試験結果のみ算入すること。
- (2) 仮運転免許技能試験の実績は、当該施設の卒業者について行う技能試験には当たらないことから、合格率の算定対象としないこと。

第6 指定申請の手続

指定教習所として指定を受けようとする者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第35条に規定されている指定自動車教習所の指定申請書（別記様式第20）に県規程第5条に掲げる書類を添付の上、公安委員会に申請しなければならない。ただし、指導員等選任届、指定前技能試験合格実績報告書以外の書類については、指定前教習の申請に添付した書類及び指定教習所で既に届出してある書類の内容に変更のないものは添付を要しないものとする。

第3章 指定教習所の指定の基準

第1 人的基準

1 管理者等（法第99条第1項第1号関係）

管理者を置くとともに、令第41条に定める、管理者を直接補佐する職員（以下「副管理者」という。）を置くこと。

2 技能検定員（法第99条第1項第2号関係）

法第99条の2第4項各号のいずれにも該当する者として公安委員会から技能検定員資格者証（審査規則別記様式第5号）の交付を受け、かつ、技能検定員として管理者から選任されることとなる職員が置かれていること。

3 技能教習に従事する教習指導員（法第99条第1項第3号関係）

法第99条の3第4項各号のいずれにも該当する者として公安委員会から教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせる教習指導員として管理者から選任されることとなる職員が置かれていること。

4 学科教習に従事する教習指導員の要件

(1) 第一種免許に係る学科教習指導員

第一種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であり、かつ、準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者

(2) 第二種免許に係る学科教習指導員

第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であり、かつ、第二種免許を現に受けている者

5 教習指導員及び技能検定員の数

教習指導員及び技能検定員（以下「指導員等」という。）については、教習又は技能検定を受ける者の数に応じ、業務運営に支障を生じない範囲の必要な人数が置かれていること。

6 アルバイト指導員等の従事制限

他に本業を持つ者が、その本業のかたわら教習等に従事するいわゆる「アルバイト指導員等」については、指定教習所の持つ公共的性格、職員の管理掌握及び部内教養、研修等における問題が生じる可能性があることから、教習等に従事させないこと。

なお、指定教習所に教習生が多数入所する、7月から8月及び12月から3月並びにその前後の期間のうち、それぞれの指定教習所の過去の実績を踏まえて当該指定教習所が混雑していると公安委員会が認める時期（以下「繁忙期」という。）には、教習生に対する円滑な又は待ち時間の少ない教習の実施等が困難となることから、次の条件を充たす場合は、臨時的に教習に従事する教習指導員（以下「臨時的指導員」という。）を認めるものとする。

- (1) 法第99条の3第4項に定める教習指導員資格者証の交付を受けている者であること。

教習に従事していたみなし教習指導員（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第1項に定める者をいう。以下同じ。）であっても、指導員等選任届（県規程様式第15号）が継続してなされ、当該指定教習所において引き続き教習を行う場合は、教習を行うことができる。

なお、臨時的指導員の選任については、就業状況を明らかにした書面を提出し、書面審査により可否を判断するものとする。

- (2) 本業を持っているがアルバイト指導員等に該当しない者であること。

例えば、道路運送事業に係る運転を本業とする者が、その非番日又は休日に従事するような場合はアルバイト指導員等に該当する。また、本業とは、常勤的な職業で、主として当該職業で生計を立てている業をいい、本業であるか否かの判断は、教習指導員として選任されている期間全体を考慮して行うものである。

- (3) 繁忙期に継続して教習に従事できる者であること。

臨時的指導員は、指定教習所が届け出た繁忙期に継続して教習業務に従事するものとし、教習業務の円滑な実施と公安委員会の指導監督が適切に行い得るよう、日々雇い入れるといった雇用形態は認めない。

- (4) 教習指導員として年間を通じて選任すること。

臨時的指導員を選任する場合は、1年以上継続して選任するものとし、日々選任するような短期間の選任は認められない。

なお、当該選任届は、十分な時間的余裕をもって行うこと。

- (5) 一の指定教習所に限り選任されていること。

- 複数の指定教習所において教習指導員を兼任することは認められない。このことは、複数の指定教習所が同一の企業体に属する場合であっても同様とする。
- (6) 法第108条の2第1項第9号に定める講習（以下「職員講習」という。）等を受講していること。

臨時的指導員として選任されている間は、教習に従事していない期間であっても職員講習を受講させなければならない。

- (7) 臨時的指導員の数は、当該指定教習所において選任されている教習指導員の総数の5分の1を超えてはならない。

7 大型免許、大型第二種免許又は準中型免許に係る指導員等の選任等

(1) 管理者の確認

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条の規定により、大型免許及び中型免許又は大型第二種免許及び中型第二種免許に係る資格者証とみなされる資格者証の交付を受けている指導員等を選任している指定教習所の管理者は、これらの者に大型免許又は大型第二種免許に係る教習又は技能検定を行わせようとするときは、同政令附則第5条に規定する公安委員会が指定する研修（以下「大型免許等研修」という。）を受けている必要があることから、大型免許等研修に係る修了証の交付を受けている者であることについて、管理者において所要の確認を行うこと。

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第3条第1項の規定により、中型免許及び準中型免許に係る資格者証とみなされる資格者証の交付を受けている指導員等に準中型免許に係る教習又は技能検定を行わせようとするときは、同政令附則第4条第1項に規定する公安委員会が指定する研修（以下「準中型免許研修」という。）を受けている必要があることから、同様に行うこと。

なお、みなし教習指導員等についても同様である。

(2) 公安委員会への報告

管理者は、(1)に掲げる研修を受けさせた場合は、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第3号）の附則第12項又は技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第15号）の附則第12項の規定により、公安委員会に対してその旨を文書で報告することとされており、報告に当たっては資格者証に「研修修了証」の写しを添付の上、下記の事項を記載した文書で報告すること。

また、報告を受けた公安委員会は、大型免許等研修を修了した指導員等の資格者証にはその右肩に、準中型免許研修を修了した指導員等の資格者証にはその右下に「研修受講済み」と朱書きするものとする。

記載内容

- ア 指導員等の住所、氏名及び生年月日
- イ 資格者証の種類

ウ 受講研修名、研修実施主体名及び研修受講年月日

8 適性検査員の認定等

(1) 新任適性検査員認定講習の実施

警察本部長は、指定教習所の管理者から推薦された職員に対して、新任適性検査員認定講習（以下「認定講習」という。）を実施するものとする。

(2) 認定講習の内容

認定講習は、適性検査の実施者として必要な次のものについて行うものとする。

ア 適性検査の内容

イ 適性検査の要領

ウ 適性検査実施上の留意点

エ 適性検査の実技

オ その他参考事項

(3) 認定証の交付

認定講習の最終には効果測定を実施し、その成績優秀者に対しては適性検査員認定証（別記様式第1）を交付するものとする。

第2 物的基準

1 コース等

(1) コース

コース敷地等については、令第35条第2項第1号イ、ロ及び県規程第4条第1号に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合していなければならない。

ア コースの縁石

沈みコースの縁石の高さは、おおむね10センチメートル以上とすること。

浮きコースにあっても、コースの側端について同様の高低を設けるものとし、両側端に路肩を設けること。

ただし、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る狭路コース並びに二輪車専用のコースの縁石の高さは、これよりも低くすることができるものとする。

また、府令別表第3の2の表の備考に掲げるコースの基準によりコースを設置する場合についても、それぞれの免許に係るコースについて縁石の設置に準じた措置をとること。

イ コース敷地の面積

コース敷地（緑地及び路肩部分を含む。）の面積には、学科教習用教室等建物の敷地部分を含まないこと。

ウ 周回コースのすみ切り半径

周回コースのすみ切り半径は、5メートル以上であること（可能な限り1か所以上は、10メートル以上のものとする。こと。）。)

エ 幹線コース交差点のすみ切り半径

幹線コース交差点のすみ切り半径は、3メートル以上であること。

オ 屈折コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース

いわゆる狭路コース（屈折コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース）は、必要にして十分な数を設けること。

狭路コースの出入口部のすみ切りは、府令別表第3の2の表に規定する狭路コースの長さ（曲線コースについては、弧の長さ）を超える部分について設けるものとし、その半径は、大型第二種免許及び大型免許並びに中型第二種免許及び中型免許コースにあつては3メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許コースにあつては2メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許コースにあつては1メートル以上であること。

カ 狭路コースの出入口部と他のコースとの交差

狭路コースの出入口部と他のコースは、原則として直角に交差していること。この場合において、交差の角度が鋭角となるような場合は、すみ切り半径を大きくとるなどして他に配置された狭路コースに比較して極端に難易度の差がないようにすること。

キ 縦列駐車コース

大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許及び普通免許に係るそれぞれのコースには、縦列駐車コース（別添第2）を設けること。

ク 路端停車コース及び隘路コース

大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許及び中型免許に係るそれぞれのコースには、路端停車コース（別添第3）及び隘路コース（別添第4）を設けること。

ケ 8の字コース及び指定速度からの急停止コース

大型二輪免許又は普通二輪免許コースとして、8の字コース（別添第5）及び指定速度からの急停止コース（別添第6）を設けること。

なお、8の字コースは、曲線コースの代替とすることを認める。

また、8の字コースを使用することとしている教習については、ロード・コン2本を用いて、このコースと同程度の旋回を行うことができるコースを設定して行うことができるものとする。

コ 併設コースの基準

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能教習を独立して実施するため、既設のコース敷地に二輪車専用コースを併設する教習所（以下「二輪コース併設教習所」という。）の併設コースの敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上とすること。この場合において、府令別表第3の2の表に定める屈折コース、曲線コース、直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び指定速度からの急停止コースを設置すること。

サ 特別設定コース

大型二輪免許に係る技能教習のうち、別に定める指定自動車教習所の教習

の標準（以下「教習の標準」という。）の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名16「高度なバランス走行など」で用いる特別設定コースは、コース内であれば車道上である必要はない。また、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面及び不整地の基準は、おおむね長さ5メートル、幅2メートル（わだちを除く。）以上とするが、教習効果を考慮の上、教習所の規模に応じた適切な大きさとしても差し支えないものとする。

なお、マンホールについては、おおむね直径0.65メートル以上で滑りやすい材質のものとする。

シ 大型特殊免許等に係るコース

大型特殊免許又は牽引免許に係るコースは、使用する大型特殊自動車又は牽引自動車の構造及び性能から見て周回コースその他のコースを用いることが妥当と思われるものについては、これらのコースを可能な限り含むものとする。また、技能試験と比較して技能検定が軽易とならないように配慮すること。

ス 牽引免許に係る方向変換コース

牽引免許の「方向変換」は、中型コースの出入口部の長さが、使用する牽引車と被牽引車を連結した状態における長さ以上として行うことができる方向変換コースが設けられていること。

セ 見通しのきかない交差点

コースには見通しのきかない交差点を1か所以上設置すること。この場合において、設置する生垣、塀等は、原則として両側にかぎ型とし、一辺の長さは5メートル以上、高さは大型自動車、中型自動車及び準中型自動車にあつては2.2メートル以上、普通自動車にあつては、1.5メートル以上とすること。

ソ スキッドコース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準に定める技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッドコースは、凍結路面における走行教習が可能なコースであり、次の基準を満たしているものとする。

区 分	スキッド路 μ 値	スキッド路 (m)	
		長 さ	幅
普通車（準中型車を含む。）専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上
普通・準中型・中型・大型兼用コース		50以上	15以上

〔安全地帯の基準〕

スキッドコースの周囲にスキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じ

た安全地帯を適宜設けるものとする。

タ スキッド教習車コース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準に定める技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッド教習車は、スキッド体験走行ができる装置を取り付けた車両であり、次の基準を満たしているものとする。また、コースについては、別添第7のとおりとする。

なお、当該コースにおける安全地帯についても上記ノ同様コースの周囲に適宜設けること。

内 容	基 準
走行速度	40km/h 以上
設定 μ 値	0.2 μ 以下

チ その他

コース上の危険と認められる箇所には、衝撃緩和材等を設置するなどの安全対策を講じること。

(2) 信号機

信号機は、赤色、黄色及び青色の灯火を備える自動式のものであり、かつ、赤色、黄色の点滅による運用ができるものを1か所以上の十字路交差点に設置すること。

(3) 踏切

踏切は、次の基準に適合するものを1か所以上設けること。

ア 道路と軌条の交差角度が、90度であること。

イ 軌条間隔（軌条の内側間隔）が、1.1メートルであること。

ウ 軌条の外側敷地幅が、左右0.75メートルであること。

エ 軌条部分の高さが、0.35メートル以上であること。

オ 踏切の勾配が、3.5パーセント以上であること。

(4) 道路標識等

道路標識等は、次により設置すること。

ア 道路標識は、一時停止、横断歩道、徐行、踏切あり、警笛鳴らせ、その他、コースに適応した道路標識を設置すること。

イ 道路標示は、交差点の中心点、横断歩道、車線境界線、中央線、停止線、その他、コースに適応した道路標示を設置すること。

ウ 道路標識等の規格は、コースの状況に応じ法令により拡大し、又は縮小することができる。（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号））

2 備付け自動車等

備付け自動車等については、令第35条第2項第2号、第3号及び県規程第4条

第3号に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 技能教習車両及び技能検定車両は、当該施設において、技能教習又は技能検定（「技能審査」を含む。以下同じ。）を受ける者の数に応じた台数が備え付けられていること。ただし、使用に当たっては府令第33条第5項第1号ムに留意すること。

(2) 技能教習及び技能検定に使用する車両は、別に定める運転免許技能試験実施基準（以下「実施基準」という。）による試験車両基準に適合するものであること。ただし、次に掲げる車両は、この限りでない。

ア 公安委員会の承認を受けて備え付けられた身体障害者用車両

イ 身体障害者の持込み車両（応急用ブレーキ及び後写鏡を備え付けて陸運支局の検査を受けたもの）

ウ 二輪免許（AT限定なし）に係る技能教習に使用するAT二輪車

エ その他公安委員会の承認を受けて備え付けられた車両

また、技能教習は、府令第33条第5項第1号ハで規定されている「法第85条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第86条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車」により行うこと。

なお、府令第33条第5項第1号ワの規定により準中型免許については、準中型自動車のほか普通自動車により行うこと。

(3) 模擬運転装置及び無線指導装置を備え付ける場合は、府令第33条第5項第1号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置（平成16年内閣府告示第287号）に規定する要件を満たすものであること。

(4) LPガス車（液化石油ガスを燃料として使用する自動車をいう。）を教習車両又は検定車両として使用する場合は、所定の取扱いにより危険防止に努めること。

(5) 二輪車の教習車両及び検定車両には、次に掲げる表示灯を備え付けること。

ア 第3速ギヤ表示灯 黄色

イ 手動ブレーキ表示灯 青色

ウ 40km/h速度表示灯 緑色（小型限定普通二輪は30km/h）

エ 始動灯 橙色

(6) 二輪免許（AT限定なし）に係る技能教習に使用するAT二輪車については、次に掲げる車両であれば、それぞれの免許の種類に対応したAT二輪車を用いることを要しないものとする。また、上記(5)に定める表示灯は備え付けられないことができるものとする。

ア 大型二輪免許及び普通二輪免許（小型限定を除く。）に係る教習

総排気量0.200リットルを超え、かつ、ホイールベースが1.5メートルを超

えるAT二輪車

イ 小型限定普通二輪免許に係る教習

スクーター型の原動機付自転車又は総排気量が0.100リットル未満のAT二輪車

3 運転シミュレーター

運転シミュレーターを備え付ける場合は、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件（平成6年国家公安委員会告示第4号）に適合する運転シミュレーター（車載式運転シミュレーターを含む。以下同じ。）を備え付けること。

4 学科教習用教室

学科教習用教室は、県規程第4条第2号に定める基準を充たし、教室内の机・椅子の配列は、教習効果及び避難路を確保したものであること。

5 路上教習等の発着の用に供する施設の設置

大型免許及び大型第二種免許に係る路上教習及び路上検定を行う場合で、指定教習所周辺の道路環境等により指定教習所からの教習車両の発着が困難な場合にあつては、教習時限と教習時限との間の準備時間内での移動が可能な距離で、管理者が教習業務等について適正な管理を行うことができるなど一定の要件を満たしている場合に限り、府令第33条第5項第1号ソに規定される「その他の設備」として路上教習及び路上検定の発着の用に供する施設を指定教習所のコース敷地から離れた場所に設置することができる。

6 施設の移転

指定教習所の指定は、当該施設が指定の基準に適合していることを確認した上で行うものであり、施設を他の場所に移転する場合は、新たに指定を受けることを原則とする。ただし、同一公安委員会の管轄区域内に移転した場合で、管理者、指導員等その他の人的基準及び移転後の建物、教習のための備付け車両及び所内コース等教習実施規模が移転前とおおむね変わらないといった物的基準が満たされ、また、路上教習の区域（面）が移転前と条件的におおむね変更がなく、かつ、運営的基準が移転後の施設においても移転前の施設におけると同様に適正に行われることが確認されたときは、同一性があると認め、府令第36条に定める手続により対応可能とする場合もあるので、事前に公安委員会と協議すること。

第3 運営的基準

1 教習生の入所手続

(1) 申込み

入所申込者に入所申込書（別記様式第2）を記載させ提出させること。

(2) 確認方法

本籍・国籍等、住所、氏名、年齢等は、運転免許証（以下「免許証」という。）又は住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない者は旅券等）の提示を求め確認すること。確認したときは入所申込書の教習所記載欄に確認者が月日等

記載すること。

住民票の写しに個人番号が記載されている場合は、入所申込者にあらかじめ個人番号をマスキングさせるなど判読が不能となる措置をとること。

なお、免許証所持者については、ICカード免許証読取装置により、本籍・国籍等の確認と免許証の真偽の確認に努めること。

(3) 不正教習の防止

確認書類として免許証の提示があった場合を除いては、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券、その他本人であることを確認できる書類の提示を求め、いわゆる身代わりによる不正教習の未然防止に万全を期すること。

マイナンバーカードの表面の写しを作成することは可能であるが個人番号が記載されている裏面の写しは作成してはならないことなど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条に規定する収集等の制限に抵触しないこと。

なお、仮免許を受けている者については、所持している仮免許証の顔写真と照合すること。

(4) 応急救護処置教習の免除対象者の確認

応急救護処置教習の免除対象者については、免除対象者となる理由を証する書面を提示させ、その写しを入所申込書に添付しておくこと。

2 入所時の確認事項

(1) 適性検査（府令第23条関係）

警察本部長の適性検査員認定証（別記様式第1）の交付を受けた適性検査員が適性検査（試験）の合格基準及び実施要領（別添第8）に基づき適性検査を行い、その合格者のみを入所させること。

なお、運転適性に疑義のある場合は、対応について運転免許課と協議すること。

(2) 読解力

簡易な国語のテストを行い、読解力を確認し教習に生かすこと。

(3) 受験資格を満たさない入所希望者に対する事前説明

入所希望者のうち、修了検定又は卒業検定の時までには運転免許試験の受験資格として必要な年齢、自動車の運転経験の期間に関する要件を満たさないと認められる者及び交通違反歴等により「卒業証明書の有効期間内に運転免許を取得することができないと認められる者」については、その旨を入所前に説明すること。

なお、仮免許を有する者で保有する仮免許の有効期間内に所定の教習を修了しないと認められるものに対しても同様に説明すること。

(4) 免許経歴の確認

大型免許、中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許

に係る教習を希望する入所申込者であって、その者の所持免許では免許経歴が確認できない者については、運転免許経歴証明書を提示させて免許経歴を確認すること。

(5) 身体障害者等からの申込み

身体障害者から入所の申込みを受けたときは、身体障害の状態に応じた教習車種の範囲（別添第9）に掲げる身体障害の状態程度に対し、教習車両及び検定車両の備え付けがある場合に限り入所させること。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第5条に規定される合理的な配慮を行うため、必要な環境の整備に努めなければならないとされていることも踏まえ、身体障害者の教習に使用できる車両や取り付け部品についても整備に努めること。

なお、障害者差別解消法の目的に鑑み、聴覚障害者を含む心身障害者についても運転免許の取得が可能であれば受け入れること。

(6) 運転免許課の事前判断

免許に条件を付することが予想される身体障害者については、事前に運転免許課の運転適性判断を受けさせ、その結果に基づいて入所させること。ただし、条件等を要しない障害一覧表（別添第10）に該当する身体の障害については、管理者の判断で入所させることとしても差し支えない。

(7) 病気の症状等に関する質問票についての説明等の徹底

入所希望者に対して、法第90条第1項第1号から第2号までに該当する者については免許の拒否等の対象となること、免許の申請時における病気の症状等に関する質問票について説明するとともに、本人において拒否等の対象となる可能性があると考えられる場合には、事前に本人から運転適性相談窓口にご相談するよう指導すること。

なお、これらの説明及び指導をした場合は、その結果を入所申込書の備考欄又は裏面に記載すること。

(8) 持込み車両等

障害者差別解消法の目的に鑑み、備付け車両がない場合でも身体障害者が持ち込んだ車両等による教習の実施に努める等合理的な配慮を的確に行うこと。この場合は、持込み車両等であることを教習原簿の表紙の右上部余白に朱書きすること。

(9) 聴覚障害者等への対応

聴覚障害者及び聴力に不安がある入所希望者に対しては、教習中等における手話通訳や筆談等の配慮の希望の有無を確認し、その結果を入所申込書の備考欄又は裏面に記載すること。

(例示)

<small>きょうしゅうちゅうとう</small> 教習中	<small>しゅわつうやく ひつだんとう はいりよ きぼう</small> 等における手話通訳や筆談等の配慮を希望しますか。	はい・いいえ
-----------------------------------	--	--------

なお、病気等の申告と混同されることのないよう留意するとともに、「はい」にチェックした者については、運転以外の受付時や座学等についても、手話通訳や筆談ボードを使用するなどの配慮をすること。

3 教習原簿等の作成

運転者としての適性その他について支障がないと認め入所を決定した教習生については、入所申込書を受取り、教習原簿の記載要領(別添第11)に基づき教習原簿(別記様式第3)及び教習生名簿(別記様式第4)を作成すること。

なお、仮免許を受けている者の場合は、教習原簿の表紙の右上部余白に「仮免許入所」と朱書きすること。

4 教習生の転所

(1) 転所の対象

転入を認める教習生は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習生で、かつ、転出前の指定教習所(以下「原教習所」という。)における教習の実施状況が確認できる場合に限るものとする。

(2) 転所の効果

ア みなす教習

原教習所における教習を転入後の指定教習所(以下「新教習所」という。)における教習とみなす区切りは、技能教習及び学科教習とも、教習の標準の同項目名を単位とする。

イ 再みきわめ等の実施

原教習所において技能教習について応用走行に係る教習効果の確認(以下「みきわめ」という。)が終了している者であっても、新教習所において改めてみきわめを行うこと。

また、原教習所における修了検定又は卒業検定に不合格となり、補修教習を受けた者であっても、新教習所において改めて補修教習を行うこと。

(3) 転所の手続

ア 原教習所

転出を希望する教習生に対しては、教習原簿の履修証明欄に必要事項を記載の上交付すること。この場合は、転出者名簿(別記様式第5)に必要事項を記載するとともに、教習原簿の写しを添付すること。

イ 新教習所

転入を希望する教習生には、原教習所が交付した教習原簿の提出(その者が仮免許を受けている者である場合にあっては仮免許証の提示を含む。)を求めて履修状況の確認を行うとともに、教習原簿に転入の事実及び必要事項を記載すること。

5 みきわめを行う指導員の要件等

(1) みきわめ

みきわめは、教習指導員の資格を有する者が行うものであるが、このみきわめは、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者、当該教習課程の技能教習の指導経験が2年以上の者又は管理者が認定した者に行わせること。

管理者が認定を行うに当たっては、教習指導員（みなし教習指導員を含む。）の教習指導能力及び経験等によるみきわめを行うことができる指導員（以下「みきわめ指導員」という。）についての判定基準を作成し、それぞれの教習指導員についての教習実施状況を観察し、さらに技能検定員の意見を聴くなど適正な手続に配慮した上で、みきわめの能力が備わっているかどうかを総合的に確認するものとする。

(2) 判定基準の届出

管理者は、みきわめ指導員の判定基準を作成した場合は、公安委員会に届出しなければならない。

公安委員会が、指定教習所の作成した判定基準が適当と認められない場合は、その改善がなされるまでの間、管理者は、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者又は当該教習課程の技能教習の指導経験が2年以上ある者に行わせること。

(3) みきわめ指導員の届出

管理者は、みきわめ指導員を認定したとき、又は認定を取り消したときは、みきわめ指導員認定（取消）届（別記様式第6）を公安委員会に提出すること。

6 技能教習における教習指導員の資格を有しない者の教習従事制限

みなし教習指導員のうち、技能指導員でなかった者は技能教習を行うことはできないが、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）の中で行うこととしている技能・学科の組合わせ教習（以下「セット教習」という。）に係る技能教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行わせることができるものとする。

7 学科教習における教習指導員の資格を有しない者の教習従事制限

(1) セット教習の特例

みなし教習指導員のうち、学科指導員でなかった者は学科教習を行うことはできないが、セット教習に係る学科教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行わせることができるものとする。

(2) 法令指導員、構造指導員又はその他の指導員が教習することができる項目名は次の表のとおりとする。

行うことができる教習項目	指導員の区分
教習の標準に定める第一種免許に係る学科	道路交通法の一部を改正す

<p>(一) (第1段階) 項目名「1 運転者の心得」、「2 信号に従うこと」、「3 標識・標示等に従うこと」、「4 車の通行するところ、車が通行してはいけないところ」、「5 緊急自動車等の優先」、「6 交差点等の通行、踏切」、「7 安全な速度と車間距離」、「8 歩行者の保護等」、「9 安全の確認と合図、警音器の使用」、「10進路変更等」、「11追い越し」、「12行き違い」又は「13運転免許制度、交通反則通告制度」</p> <p>学科 (二) (第2段階) 項目名「1 危険予測ディスカッション」、「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「11駐車と停車」、「12乗車と積載」、「13けん引」、「14交通事故のとき」、「15自動車の所有者等の心得と保険制度」、「16経路の設計」又は「17高速道路での運転」</p>	<p>る法律(平成5年法律第43号)による改正前の法(以下本表において「旧法」という。)に定める学科指導員又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第27号)附則(以下本表において「附則」という。)第3項に規定する専ら法令教習に従事する者(以下「法令指導員」という。)</p>
<p>教習の標準に定める第一種免許に係る学科(二)(第2段階)項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」又は「10自動車の保守管理」</p>	<p>旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら構造教習に従事する者(以下「構造指導員」という。)</p>
<p>教習の標準に定める第一種免許に係る学科(二)(第2段階)項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「4 死角と運転」、「5 適性検査結果に基づく行動分析」、「6 人間の能力と運転」、「7 車に働く自然の力と運転」、「8 悪条件下での運転」又は「9 特徴的な事故と事故の悲惨さ」</p>	<p>旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら法令教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者(以下「その他の指導員」という。)</p>

(3) 教習項目「適性検査結果に基づく行動分析」の指導員の要件は次の表のとおりとする。

行うことができる教習項目	指導員の区分
<p>教習の標準に定める第一種免許に係る学科(二)(第2段階)項目名「5 適性検査結果に基づく行動分析」</p>	<p>学科教習の指導員要件を満たし、かつ、「運転適性検査・指導者養成等に関する要綱」(令和3年1月19日付け運免第949号。以下「運転適性検査要綱」という。)に定められている運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた者又はこれと同等以上の能力を有する者</p>
<p>教習の標準に定める第二種免許に係る学科(二)(第2段階)項目名「21適性検査結果に基づく行動分析」</p>	

(4) 応急救護処置教習の指導員の要件

ア 第一種免許に係る学科教習

教習の標準に定める学科（二）（第２段階）項目名「２応急救護処置Ⅰ」及び「３応急救護処置Ⅱ」については、学科教習を行う指導員の要件を満たし、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めた者（応急救護処置（第一種）指導員認定証又は応急救護処置（第二種）指導員認定証（別記様式第７）の交付を受けた者）に限り行うことができる。

イ 第二種免許に係る学科教習

教習の標準に定める学科（二）（第２段階）項目名「19応急救護処置Ⅰ」及び「20応急救護処置Ⅱ」については、学科教習を行う指導員の要件を満たし、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めた者（応急救護処置（第二種）指導員認定証（別記様式第７）の交付を受けた者）に限り行うことができる。

ウ 応急救護処置指導員の認定

指導に必要な能力を有すると認める者は、次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 公安委員会が認める青森県指定自動車教習所協会等が実施する養成講習を受け、その課程を修了した者
- (イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し、同等以上の能力を有すると認める次の者
 - a 医師である者
 - b 救急救命士である者
 - c 応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成６年国家公安委員会規則第２号）第２号又は第３号（第二種免許を除く。）に掲げる者

エ 認定の申請

応急救護処置指導員認定申請書（別記様式第８）に要件を満たす書類の写しを添付して申請すること。

8 応急救護処置教習における留意事項

(1) 人体装置の基準

模擬人体装置は、府令第33条第５項第２号ニに定める基準を充たし、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用すること。

ア 主たる模擬人体装置（全身）

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

- (ア) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）
 - a 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
 - b 圧迫の深さが視覚的に確認できること。
- (イ) 気道確保
 - a 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

- b 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。
- (ウ) 人工呼吸
 - a 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。
 - b aの胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。
 - c 呼気が逆流しない構造であること。

イ 従たる模擬人体装置（半身）

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(2) 模擬人体装置の数の基準

模擬人体装置の数は、第一種免許に係る応急救護処置教習については、教習生4人に対し大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可）、第二種免許に係る応急救護処置教習については、第一種免許に係るもののほか、乳児全身1体とする。

(3) 教習実施時の留意事項（感染予防対策）

当該教習を実施させる場合は、次のことに留意させること。

- ア 実習前にうがい、手洗いを励行させること。
- イ 事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用して実施させること。
- ウ 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての以後の実習は中止すること。
- エ 教習時に、顔面や口周辺から出血のある教習生に対しては、呼気吹き込み実習は行わないこと。
- オ 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

9 自由教習

教習の標準に定める教習を正規の教習時限以外に行う場合（以下「自由教習」という。）は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 技能教習

ア 教習指導員

自由教習に従事する指導員は、教習指導員（みなし教習指導員及び見習指導員を含む。）とする。

イ 教習車両

自由教習中の教習車両には、自由教習であることを外部から容易に識別できるような箇所に「自由教習中」等と表示すること。この場合の教習車両は、

府令第33条第5項第1号ムの「同時にコースにおいて使用する自動車」として扱うものとする。

ウ 実施の時期

自由教習は、基本操作及び基本走行（第1段階）又は応用走行（第2段階）の教習が修了し、修了検定又は卒業検定までの間に行うこと。

(2) 学科教習

学科教習は、正規の教習を聴講させる方法で行うこと。

(3) 教習記録

自由教習の教習記録については、教習原簿の自由教習欄に所要の事項を記載するとともに、技能教習日報の教習内容欄及び学科教習日報の免種欄にそれぞれ㊦と記載すること。

10 その他

A T小型限定普通二輪免許に係る教習を受ける者（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）を現に受けている者に限る。）に対する技能教習を1日に4時限行う場合においては、教習原簿の「申し送り事項等」欄にその教習年月日、各技能教習の時間帯その他教習状況を記載するなどし、休息時間の取得状況を明らかにしておくこと。

第4章 指定教習所の管理等

第1 指定教習所の運営指針

県規程第11条（運営の基本方針）の規定に従い、適正に運営すること。

第2 指定教習所の管理

1 業務の開始

指定教習所としての業務は、公安委員会から指定書（府令別記様式第21）の交付を受けた後に開始するものとする。

2 設置者の責務

設置者は、県規程第12条の規定に従い、管理機構等の整備改善に努めなければならない。

3 管理者の責務等

(1) 責務

管理者は、県規程第13条第1項の規定に従い、適正な業務の運営に努めなければならない。

(2) 兼職の禁止

管理者は、管理業務に専念するため、他の職業と兼職することができないも

のとする。

(3) 従事制限

管理者は、教習及び技能検定の業務に従事できないものとする。ただし、教習の標準に定める第一種免許に係る学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」又は第二種免許に係る学科（一）（第1段階）項目名「1 第二種免許の意義」については、当該学科教習を行うことができる資格を有する者は、この限りでない。

4 副管理者の配置及び責務

(1) 副管理者の配置

管理体制を強化するため、管理者に準じた資格要件を備えた者を副管理者として必要な人員を配置するものとする。

なお、配置の手続は、副管理者選任届（県規程様式第16号の2）により行うこと。

(2) 責務

副管理者は、県規程第13条第2項の規定に従い、業務の適正な運営に努めなければならない。

5 指導員等の責務

指導員等は、県規程第14条の規定に従い、優良な運転者の育成に当たらなければならない。

6 管理者の事務代行等

(1) 副管理者の一部代行

管理者が病気その他の理由により、一時的にその事務を行うことができなくなったときは、公安委員会の承認を得て副管理者が次の事務を代行することができる。

ア 技能検定の管理及び卒業証明書等の発行

イ 仮運転免許事務の実施

ウ 教習業務の指示及び管理

エ その他、定型的又は軽易な教習事務の管理

(2) 不在時責任者

管理者及び副管理者が一時的にその事務を行うことができなくなったときは、事前に幹部職員の中から公安委員会に報告した責任者が、次の事務を代行することができる。

ア 教習業務の指示及び管理

イ その他、定型的又は軽易な教習事務の管理

(3) 代行者の承認手続

副管理者が、管理者の事務を一時代行する場合における公安委員会に対する承認手続は、設置者、管理者又は副管理者が次のとおり行うものとする。

ア 代行期間が5日以上10日未満のときは、電話により行うこと。

イ 代行期間が10日以上になるときは、管理代行者承認願（別記様式第9）により行うこと。

(4) 事後決裁

代行した事務については、事後速やかに管理者の決裁を受けること。

(5) 代行者の従事制限

副管理者及び責任者は、管理者の事務を代行している場合は、教習及び技能検定業務に従事してはならない。

(6) 副管理者の専決事務

管理者は、指定教習所事務のうち定型かつ軽易なものについては、副管理者に専決させることができる。この場合における専決事務の範囲については、当該指定教習所において定めるものとする。

なお、専決事務については、公安委員会に報告すること。

第3 書類等の備付け及び保存（県規程第23条関係）

指定教習所は、指定教習所の備付け書類及び簿冊（県規程別表第2）に掲げる書類等を備え付け、適正に保存するものとする。

なお、個人情報が含まれる書類等については、保存には万全を期し、保存期間経過後には、焼却、裁断等、個人情報が識別できない方法により確実に廃棄すること。また、電磁的方法により記録し保存するときは、所定の情報セキュリティ対策を講じること。

第4 備付け印章（県規程第24条関係）

指定教習所で用いる印章の種類及び規格は、備付け印章（県規程別表第3）に掲げるとおりとし、印章の使用及び保管については、保管責任者を定め、盗用、紛失等の事故のないようにしなければならない。

第5章 指導員等の新任教養及び審査

第1 新任教養

1 新任教養の種別及び対象

新任教養の種別及び対象は、次の表のとおりとする。

教養の種別	教養の対象
現場事前教養Ⅰ	新たに指導員等になろうとする者
現場事前教養Ⅱ	現場事前教養Ⅰを終了した者
現場事後教養	現場事前教養Ⅱを終了し、かつ、公安委員会の審査に合格した者

2 新任教養の実施

指定教習所の設置者又は管理者は、新任教養対象者には新任教養を行わなければならない。ただし、青森県指定自動車教習所協会等（以下「指定協」という。）が新任教養に対応する適切な教育内容の研修会等を実施し、各指定教習所が指導員等を当該研修会等に参加させた場合は、これをもって、各指定教習所が自ら新

任教養を行ったものとみなす。

3 教養の目標、科目及び時間

(1) 目標等

指導員等になろうとする者に対する教養の目標は、教習又は技能検定に必要な知識及び技能の修得並びに指導員等としてふさわしい品性の陶冶におくこと。

現場事前教養Ⅰは、現場事前教養Ⅱの受講に必要な指定教習所及び教習に関する基礎的知識について、現場事前教養Ⅱは、技能指導、学科指導及び技能検定に必要な法令、技能及び具体的な指導法について、現場事後教養は、同乗指導等による補正指導を中心に行うこと。

(2) 科目及び時間

新任教養の科目及び時間の基準表（別添第12）のとおりとする。ただし、現に指導員等の資格を有する者が、他の指導員等の新任教養を受けようとする場合は、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

(3) その他

指導員等の審査に合格した者であっても、その者が現場事後教養を終了した後に教習又は技能検定に従事させること。

4 教養の留意点

法第99条の3第4項第1号口の規定に基づき、国家公安委員会が指定する研修（教習指導員（普通）課程）及び技能検定員審査規則第17条第1項第2号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任教習指導員（普自二）課程等）を受講しようとする者については、現場事前教養を終了していることが前提となっているので留意すること。

5 公安委員会への報告

新任教養における現場事前教養Ⅰ、Ⅱ及び現場事後教養を終了したときは、管理者は、その者の知識、技能等の確認を行った後、公安委員会に事前（事後）教養実施一覧表（別記様式第10）に基づき報告するものとする。

6 選任届の提出

管理者は、指導員等の事後教養を終了した後において、公安委員会に指導員等選任届（県規程様式第15号）を提出するものとする。

第2 指導員等審査

1 指導員等資格審査の申請手続

指導員等資格審査は、審査規則第3条、第11条及び県規程第8条の定めるところにより行うものとする。

なお、手数料については、指導員等審査申請手数料納付書（別記様式第11）に青森県収入証紙を貼付すること。

2 指導員等審査の種類

指導員等審査は、審査規則第1条及び第10条に定めるところにより行うものと

する。

3 指導員等審査の公示（審査規則第2条、第10条第2項関係）

公安委員会は、指導員等審査を行おうとするときは、当該指導員等審査の期日の30日前までに所定の事項を青森県報に登載することにより公示するものとする。

4 指導員等審査の実施（審査規則第1条、第10条関係）

指導員等審査は、指導員等審査項目表（別添第13）に基づき実施するものとする。

5 指導員等審査合格証明書の交付

指導員等審査合格書の交付及び再交付については、審査規則第5条及び第13条に定めるところによる。

6 指導員等資格者証の交付等

(1) 申請手続（県規程第9条関係）

技能検定員資格者証（審査規則別記様式第5号）及び教習指導員資格者証（審査規則別記様式第9号。以下「指導員等資格者証」という。）の交付を受けようとする者は、技能検定員資格者証・教習指導員資格者証交付申請書（審査規則別記様式第4号。以下「指導員等資格者証交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付の上、公安委員会に申請しなければならない。

区分	技能検定員	教習指導員
必要書類	<ul style="list-style-type: none">○ 運転免許証のコピー（既に提出しており、その内容に変更がないときは省略できる。）○ 技能検定員審査合格証明書又は技能認定資格者であることを証する書面○ 技能検定員欠格事由不該当申立書（県規程様式第19号）○ 指導員等資格者証交付申請手数料納付書（別記様式第12）	<ul style="list-style-type: none">○ 運転免許証のコピー（既に提出しており、その内容に変更がないときは省略できる。）○ 教習指導員審査合格証明書又は教習認定資格者であることを証する書面○ 教習指導員欠格事由不該当申立書（県規程様式第20号）○ 指導員等資格者証交付申請手数料納付書（別記様式第12）

(2) 申請書作成の際の留意事項

指導員等資格者証交付申請書は、指導員等資格者証の種類ごとに作成するものとする。

(3) 教習指導員資格者証の記載方法

教習指導員資格者証中、「教習指導員資格者証の種類」欄の記載方法は、左欄の教習指導員資格者証の種類に応じ、右欄の記載内容のとおり記載するものとする。

教習指導員資格者証の種類	記載内容
--------------	------

教習指導員資格者証（大 型）	大 型
教習指導員資格者証（中 型）	中 型
教習指導員資格者証（準中型）	準中型
教習指導員資格者証（普 通）	普 通
教習指導員資格者証（大 特）	大 特
教習指導員資格者証（大自二）	大自二
教習指導員資格者証（普自二）	普自二
教習指導員資格者証（牽 引）	牽 引
教習指導員資格者証（大型二種）	大型二種
教習指導員資格者証（中型二種）	中型二種
教習指導員資格者証（普通二種）	普通二種

(4) 技能検定員資格者証の記載方法

技能検定員資格者証中、「技能検定員資格者証の種類」欄の記載方法は、左欄の技能検定員資格者証の種類に応じ、右欄の記載内容のとおり記載するものとする。

技能検定員資格者証の種類	記載内容
技能検定員資格者証（大 型）	大 型
技能検定員資格者証（中 型）	中 型
技能検定員資格者証（準中型）	準中型
技能検定員資格者証（普 通）	普 通
技能検定員資格者証（大 特）	大 特
技能検定員資格者証（大自二）	大自二
技能検定員資格者証（普自二）	普自二
技能検定員資格者証（牽 引）	牽 引
技能検定員資格者証（大型二種）	大型二種
技能検定員資格者証（中型二種）	中型二種
技能検定員資格者証（普通二種）	普通二種

(5) 留意事項

指導員等に係る資格は、一定の欠格事由に該当する者を除き、それぞれの種類の指導員等資格者証を交付することにより行う。

7 指導員等資格者証（大自二又は普自二）の交付を受けることによる効果

大型自動二輪車の技能検定及び教習の内容には、普通自動二輪車に関する技能検定及び教習の内容が全て含まれていることから、大型自動二輪車の指導員等資格者証の交付を受けた者は、普通自動二輪車に関する技能検定及び教習も行うことができるものとする。

8 指導員等資格者証の再交付等

指導員等資格者証の再交付手続等は、審査規則第8条及び第16条第1項の定めるところによる。

なお、再交付には、てん末書を添付することとし、書換えには、住民票の写し等を添付するものとする。

9 指導員等資格者証の返納

公安委員会は、指導員等資格者証の交付を受けた者が一定の欠格事由に該当すると認めた場合は、審査規則第9条の定めるところにより、当該資格者証の返納を命ずるものとする。

なお、審査規則第16条第2項により、教習指導員資格者証についても同様とする。

第3 管理者の資格確認

1 管理者資格確認申請

設置者は、管理者の資格確認を受けようとするときは、県規程第10条第1項の定める手続により行うものとする。

なお、管理者資格確認申請書（県規程様式第21号）には、県規程第10条第1項に掲げるもののほか、令第35条第1項の要件を充たすことが確認できる履歴書を添付すること。

2 確認証書の交付

公安委員会は、県規程第10条第2項の定めるところにより、申請者が管理者として必要な要件に該当する者であるかを確認の上、確認証書（県規程様式第22号）を交付するものとする。

3 副管理者、指導員等の解任

副管理者又は指導員等として選任されていた者が管理者となる場合は、その全てについて解任されたものとする。

第6章 教習業務の運営

第1 運転適性検査（教習の標準第2・4・(2)）

指定教習所は、教習生の性格及び適性に応じた教習を行うため、技能教習の開始前までに運転適性検査（第一種免許及び第二種免許にそれぞれ対応した適性検査）を、次により行うものとする。

1 運転適性検査等の実施

運転適性検査等の実施については、運転適性検査要綱に定められている運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた者（以下「K型検査員」という。）が実施し、その取扱い等にあっても同要綱に基づき行うこと。

警察庁方式運転適性検査K型と異なる検査を実施する場合は、同要綱に定める指定自動車教習所の留意事項及び実施報告に準ずるほか、実施母体が行う教養等を受けた者が実施すること。

2 診断結果に応じた指導

(1) 個別指導

K型検査員は、運転適性診断票を教習生に交付し、診断結果に応じた個別指導を行うこと。

(2) 教習原簿への記載

評価及び判定値は、教習原簿の所定欄にそれぞれ転記すること。

(3) 特異者の追跡調査

特異反応を示した教習生については、特に言動、教習態度等を観察し、必要に応じて追跡調査の上、法第90条第1項第1号から第2号までに該当する者の発見に努めること。

3 運転適性相談員

(1) 公安委員会への届出

指定教習所は、運転適性検査業務を効果的に推進するため、K型検査員の中から運転適性相談員1人を選任し、公安委員会に届け出ること。

(2) 必要な指導助言

運転適性相談員は、K型検査員に対して検査業務に関する必要な教養を行うとともに、指導員等に対して検査結果に基づいて教習生個々の特性に応じた技能教習が行われるよう教習方法等について必要な指導助言を行うこと。

第2 技能教習（県規程第15条関係）

技能教習は、県規程第15条及び四輪車技能教習項目表（第一種）（別添第14）並びに教習時限表（別添第15）に基づき、次の事項に留意して行うものとする。

1 技能教習の基本

(1) 教習の計画的実施

教習に使用する自動車1台当たりのコース面積は、府令第33条第5項第1号ムを基準とし、技能教習は配車表（別記様式第13）に所要の事項を記載し計画的に実施すること。

(2) 一貫性のある技能教習の実施

技能教習については、同一指定教習所の教習指導員によって教習の方法に差異が生じることのないようにすること。

また、次回の教習を効果的に行うため、それぞれの教習時限における教習上の参考事項は、教習原簿により確実に引き継ぐなどの方法により教習の一貫性を確保すること。

(3) 効果的な技能教習の実施

教習効果を高めるために必要な範囲内であれば、教習生の運転による技能教習の時限であっても、教習指導員が教習生に代わって模範的な運転を見せたり、自動車から降りて当該自動車の動きを見せるなどの方法を取り入れても差し支えない。

2 座席ベルトの着用

普通自動車等を用いた技能教習又は技能検定を行う場合は指導員等及び教習生は必ず座席ベルトを着用すること。

第3 技能教習の実施方法

技能教習の実施方法は、次の事項に留意して行うものとする。

1 路上教習

(1) 路上教習コース

路上教習は、次に掲げる基準により設定した路上教習コースにおいて行わなければならない。

ア 教習自動車の種類ごとに、3種類以上とすること。ただし自主経路設定走行は除く。

イ 各コースごとの走行距離は、それぞれ15キロメートル以上とすること。

ウ コースは、原則として次に掲げるものが1以上含まれている道路を選定すること。

(ア) 信号機のある交差点

(イ) 横断歩道

(ウ) 踏切又は坂道

エ 県規程第17条の定めるところにより、路上教習コースは、当該コースを管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）と協議の上、公安委員会の承認を得ているものであること。

オ 路上教習が適切に行われるために必要な迂回コースが設けられていること。

カ 可能な限り検定コースと重複しないようにすること。

(2) 路線変更

路上教習は、積雪等の場合で路線を変更しても教習を行うことが困難であると認められるときは、別個に積雪等の状況を検討した上で、弾力的な運用を行うものとする。

2 無線指導装置による教習

(1) 無線車両の識別

2人以上の教習指導員が同時に無線教習を行う場合は、それぞれの指導員が担当する無線教習車両を容易に識別することができるよう、所要の表示を行う等の措置を講ずること。

(2) 事前説明

教習指導員は、無線教習の開始に当たって、事前に個々の教習生に対してその時限の教習内容、教習重点、教習コース等を図示するなどの方法により、わかりやすく説明すること。

(3) 同乗車両の識別

無線教習車両を同乗教習に用いる場合は、同車両を他の無線教習車両と明確に識別できるような措置を講ずること。

(4) 教習の制限

教習指導員は、単独で走行させることが危険と認められる者など、無線教習に適さない教習生及び無線教習を希望しない教習生に対しては当該教習を行わないことができる。

3 運転シミュレーターを使用した教習

(1) 使用の目的

運転シミュレーターを使用した教習は、実車走行では体験できない限界速度でのコーナーリング、市街地での交通法規を踏まえた走行及び道路を走行する上での危険要因のとらえ方、起こり得る危険の予測等を安全に体験することが目的であるので、運転シミュレーターの特性、教習の目的について、教習生に十分理解させてから実施すること。

(2) 従事する教習指導員

運転シミュレーターによる教習は、当該運転シミュレーターの操作について精通した教習指導員が行うこと。

4 二輪車の教習

(1) 二輪車教習時の服装等

教習に従事する教習指導員及び教習生には、必ず乗車用ヘルメットを着装し、身体部分が露出しないような服装及び半長靴、ゴム長靴等運転操作に支障のない履物を使用させること。また、身体各部位を保護するプロテクターを装着させるよう努めること。

(2) 二輪車の教習における超短波無線機の使用

教習指導員が、二輪車の技能教習において携帯用超短波無線機を使用する場合、教習生には、次の性能を有する受信装置を携帯させなければならない。

ア 教習指導員の指導、指示を確実に受信できるもの

イ イヤホーンを用いないで受信できるもの

ウ 教習車両に装置し、かつ、運転操作の妨げにならないもの

5 準中型免許又は普通免許の教習生に対する原付教習

(1) 教習の対象

準中型自動車免許又は普通自動車免許（以下「準中型免許等」という。）の教習を受けている教習生のうち、原付教習の受講を希望する者

(2) 教習要領

ア 教習時間

おおむね2時限（1時限は50分とする。）

イ 教習内容（原付教習課程表）

第1時限

教 習 項 目	教 習 細 目
1 事前の点検	(1) 心の準備 (2) 服装点検 (3) 車両点検
2 基本操作	(1) 装置の名称及び取扱要領 (2) 車両の取扱い (3) 運転姿勢

	(4) バランスのとり方
3 基本走行	(1) 発進及び停止 (2) ブレーキ操作 (その1) (3) 発進・加速・周回 (4) 変速操作 (5) カーブ走行
4 総合運転	第1時限の総合運転

第2時限

教 習 項 目	教 習 細 目
1 応用走行	(1) 合図と安全確認 (2) ブレーキ操作 (その2) (3) 交差点の通行 (4) 一時停止と安全確認 (5) 混合交通
4 総合運転	第2時限の総合運転

ウ 指導員の要件

指導員の要件は、次のとおりとする。

- (ア) 教習指導員資格者証（大自二）又は教習指導員資格者証（普自二）を受けている教習指導員
- (イ) (ア)に該当する者による教習が困難な場合にあつては、他の免許に係る教習指導員その他の職員であり、次の要件に該当するもの
 - a 21歳以上の者であること。
 - b 原動機付自転車（以下「原付車」という。）を運転することができる免許を現に受けている者で、当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
 - c 原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
 - d 過去2年以内に免許の取消し又は停止の処分を受けたことがない者であること。
 - e 原付教習の指導について不正な行為をし、又は原付教習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。
 - f 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者又は現に起訴されていない者であること。
 - g その他人格、識見ともに優れ、原付教習指導員としてふさわしい者であること。

エ 教習の場所

教習所内に所要のコースを設置して行うこと。

なお、原付教習課程中、第1時限の総合運転及び第2時限の教習は、他車と混合で行うことができるものとする。

オ 教習の時期

修了検定合格後

カ 教習生数

1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数は、停止状態にあつては6人以下、走行状態にあつては、次の表に定める人数以下により行うこと。

教習生の人数 指導員数	二輪車専用 教習所	二輪コース 併設教習所	総合教習所
1人	3人	3人	2人
2人	7人	6人	4人
3人	12人	9人	6人
4人	16人	12人	8人
5人	23人	15人	10人

キ コース面積

教習に使用する原付車1台当たりのコース面積は、府令第33条第5項第1号ムを基準とする。

ク 教本

教習の効果を高めるため、教習内容にふさわしい教本を使用することができる。

(3) 教習実施上の配慮事項

ア 原付教習（以下「本教習」という。）は、教習の必要性、重要性及び事故実態等を指導し、効果的に実施するものとするが、あくまで任意教習であることに留意すること。

イ 本教習に当たっては、原付車の安全な運転方法を習得させるとともに、現実の交通の場における原付車と四輪車等の他車との関わりについても習得させるよう配慮すること。

ウ 本教習は、任意教習であり、府令第33条第5項第1号ヨの1日当たりの教習時限の制限外となる。ただし、同じ日に準中型免許等に係る技能教習と本教習を4時限以上行う場合又は連続して3時限行う場合にあつては、準中型免許等に係る技能教習後に本教習を実施するなど、準中型免許等の教習効果を維持するように配慮するものとする。

エ 他車と混合で教習を行う場合は、あらかじめ必要なみきわめを行い、事故防止に配慮すること。

オ 聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者に対して集団教習（走行状態）を行う場合は、何らかの不測の事態が発生した際に対処できるよう、無

線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講じ、教習生の安全を確保すること。

カ 不慮の事故に備えて、保険の加入について配慮すること。

6 技能教習結果の記録

(1) 教習原簿への記載

教習指導員は、教習開始前に教習原簿を提出させ、教習生の確認を行い、教習終了後当該教習原簿に必要事項を記載すること。

(2) 技能教習日報への記載

教習指導員は、教習開始に先立ち技能教習日報（別記様式第14）に年月日、出庫時km、車種、車両番号及び教習指導員名を記載するとともに、教習終了後当該技能教習日報に必要事項を記載すること。

第4 学科教習（県規程第16条）

学科教習は、県規程第16条及び教習時限表（別添第15）に基づき、次の事項に留意して行わなければならない。

1 学科教習の基本

(1) 基本方針

学科教習は、教習効果の向上を基本とし、運転と関連づけて習得させること。

(2) 教習重点

法令に基づく基本的な事項、安全意識に関する事項、誤解されやすい事項及び難解な事項等、特に説明を要する事項に重点を指向して行うこと。

(3) 教習の計画的実施

学科教習は、学科教習等実施計画表（別記様式第15）に所要の事項を記載し、計画的に行うこと。

なお、教習生については、オンラインによる学科教習を自宅等で受講しても差し支えない。

2 報告

(1) 実施計画表の提出

管理者は、学科教習を実施する前月の20日までに、学科教習等実施計画表を公安委員会に提出しなければならない。

(2) 計画変更報告

管理者は、学科教習等の計画を変更するときは、事前に公安委員会に報告しなければならない。

3 同時教習の特例及び合同教習

同時に異なる免許の種類に係る教習を受ける者に対しては、いずれか一方の免許に係る学科教習（時限数の多いもの）のみを行うものとする。この場合であっても、第二種免許に係る学科教習と第一種免許に係る学科教習との合同教習は行うことができないことに留意すること。

なお、同時教習を行った場合は、実施した教習に係る教習原簿へ記載し、他方

の教習原簿の指導員欄に「同時教習」と朱書するものとする。

4 学科教習結果の記録

(1) 教習原簿への記載

教習指導員は、教習開始前に教習原簿を提出させ、教習終了後教習生の確認を行い、当該教習原簿に必要事項を記載すること。

(2) 学科教習日報への記載

教習指導員は、教習開始に先立ち学科教習日報（別記様式第16）に日時、教習内容及び教習指導員名を記載するとともに、受講する教習生の免種と氏名を記載させること。

(3) オンライン教習の記録

オンラインによる受講の事実が客観的に分かるよう、適宜の方法により記録すること。

第5 書類の訂正要領

教習原簿、学科教習日報及び技能教習日報を訂正するときは、訂正箇所二本線を引くなど訂正内容が分かるように記載すること。

第7章 検定業務の運営

第1 卒業検定

技能検定は、実施基準に準じて実施するものとし、次の事項に留意して行わなければならない。

1 受検資格の確認（法第99条の5第1項・第2項関係）

府令第34条第2項第1号及び第3号に規定する卒業検定の受検資格の確認は、検定開始前までに原則として管理者が行うこと。

2 受検資格の特例

(1) 教習期間の特例

技能検定を受検する者は、一定期間内に定められた技能教習及び学科教習を修了していなければならないが、病気その他やむを得ない理由により、この期間内に教習を修了することができず、いずれかの教習の一部分が当該期間を経過した後に修了した者の取扱いは、次のとおりとする。

ア 補修教習の実施

やむを得ない理由が生じる前に修了した教習内容に係る補修教習を行い、補修教習が終わったときから逆算して所定の期間内にすべての教習を修了していることになるときは、受検資格が満たされているものとして取り扱うこと。

イ 期間経過後に修了した教習が技能教習である場合

一定期間前に修了した教習項目に係る基準教習時限数と同時限数を教習の標準の当該自動車についての技能教習の応用走行（第2段階）のみきわめに

係る項目について、所定の期間を経過した教習時限がなくなるまで行った後にみきわめを実施すること。

なお、補修教習は、みきわめの教習時限の前に行うこと。

その他、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等に基づき指定教習所の施設が一時閉鎖されるなど、教習を一時中断させざるを得ないような事態等においては、教習期間の算定から当該中断に係る日数を除外するものとする。

(2) 受検できる期間の特例

卒業検定は、府令第34条第2項第1号に定める期間内に行わなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由があるときは、これに係る日数を除外して行って差し支えないものとする。

(3) 特例承認願

受検資格の特例の適用に当たっては、上記(1)、その他による教習期間の算定から当該中断に係る日数を除外する場合を除いて、受検資格特例承認願（別記様式第17）により、事前に公安委員会の承認を受けなければならない。

3 卒業検定の実施日

卒業検定は12月29日から翌年1月3日までの間を除いて週2回以上実施するものとし、公安委員会が指定する日に行うこと。

4 卒業検定の実施

(1) 卒業検定コースの決定及び発表

ア コースは、卒業検定当日に原則として管理者が決定すること。

イ コースの発表は、卒業検定開始のおおむね1時間前に行うこと。

ウ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るコースについては、道順の不知による間違いを生じることのないよう事前に十分説明を行うとともに、右折、左折及び直進の指示を適正に行うこと。

(2) 技能検定員の割当て等

ア 技能検定員の割当ては、原則として管理者が検定開始のおおむね1時間前に行うものとする。ただし、検定を受ける教習生に係る大半の技能教習又は最終のみきわめを担当した技能検定員は、検定の公正を確保するため、当該教習生に対する技能検定員としての割当ては行わないものとする。

イ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の技能検定については、その公正性を確保するため、次番者（最終受検者の場合は前の受検者）を検定車両に同乗させて行うこと。

なお、受検者が1名であるなどの理由により次番者の同乗が困難である場合は、次番者の代わりに教習所の職員が同乗する方法のほか、受検者の動静

や技能検定員の採点状況等の映像及び音声をドライブレコーダー、車内カメラ等に録音・録画する方法（一定期間保存され、当該技能検定後に映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。以下「録音・録画方法」という。）としても差し支えないものとするが、録音・録画方法とした場合の当該技能検定状況を録音・録画したデータ（以下「映像記録等」という。）については、事後の検証が可能となるよう一定期間保存すること。

ただし、管理者等が検定終了後直ちに映像記録等を検定の開始から終了まで早送り等することなく確認し、問題が認められなかった旨を、確認者、確認日時等と共に記録する場合はこの限りではない。

ウ 技能検定員は、教習原簿又は免許証（仮免許を含む。）によって、受検者の本人確認を行い、身代わりによる受検の防止に万全を期すること。

エ 検定中の事故防止を図るために、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種に係る検定中は、検定車両に大型第二種免許等の検定表示板の基準（別添第16）に定める「検定中」の表示を前方及び後方から見やすいように行うこと。上記以外の免許に係る検定中は、容易に教習と区別できるような箇所に「検定中」の表示をすること。

なお、「仮免許練習中」の表示は行わないこと。

(3) 検定実施上の制限

ア 所内コースにおいて卒業検定を行う場合は、検定に支障を来すおそれがある技能教習は行わないこと。

イ 卒業検定は、午前9時から午後5時までの間に行うこと。

5 路上検定コースの一時変更

管理者は、積雪、凍結その他やむを得ない理由により、承認を受けた検定コースにおける検定ができないことが事前に判明したときは、一時的にコースを変更して検定を行うことができる。この場合において、管理者は、その状況を速やかに公安委員会に報告し、承認を受けなければならない。

6 路上検定中の事故等発生報告（県規程第21条関係）

(1) 交通事故等

技能検定員は、検定中に検定車両に係る交通事故が発生したときは、法第72条第1項に定める措置をとるとともに、直ちに管理者に報告すること。

(2) 法令違反等

技能検定員は、検定中に受検者が法令違反により検挙されたとき、又は他から妨害を受けたときは、管理者に報告しなければならない。

(3) 管理者の措置

管理者は、検定中に検定車両に係る交通事故が発生したとき、又は受検者が法令違反により検挙されたときは、運転免許課に即報するとともに、教習・検定中の交通事故発生報告書（別記様式第18）又は教習・検定中の交通違反発生

報告書（別記様式第19）により、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(4) 妨害を受けた時

管理者は、路上検定に関し、他から妨害を受けたときは速やかに公安委員会に報告しなければならない。

(5) 教習中の事故等発生報告

教習中に交通事故が発生したとき、又は法令違反により検挙されたときは、教習を中止するとともに、上記により報告すること。

第2 修了検定

1 卒業検定の準用

受検資格（府令第34条第3項第1号、第3号及び第4号）の確認、修了検定の実施日及び修了検定の実施については、本章第1を準用する。

第3 技能検定結果の記録及び報告

1 管理者への報告

技能検定員は、技能検定を行ったときは、速やかにその結果を実施基準に定める「技能検定成績表（路上）」又は「技能検定成績表（所内）」に記載し、管理者に報告すること。

2 技能検定結果の発表

前記1の報告を受けた管理者は、その結果を確認の上、受検者に発表すること。

3 技能検定結果の報告

管理者は、技能検定を実施したときは、卒業・修了検定等実施結果報告書（別記様式第20）により公安委員会に報告すること。

第4 卒業証明書及び修了証明書

卒業証明書及び修了証明書（以下「卒業証明書等」という。）の発行は、次の事項に留意して行うものとする。

1 卒業証明書等の発行（法第99条の5第5項、府令第34条の2第2項第1号関係）

指定教習所は、技能検定に合格した者に対し、技能検定に合格した旨の証明を付した卒業証明書（別記様式第21）及び修了証明書（別記様式第22）を発行することができる。

2 卒業証明書等の作成

卒業証明書等の作成は、卒業証明書等の記載要領（別添第17）によるものとする。

3 卒業証明書等の再発行

管理者は、教習生又は卒業生から卒業証明書等の亡失、滅失、汚損又は破損の理由により再発行の申し出があったときは、事実を確認した上で、卒業証明書等を再発行するものとする。

4 証明書等発行簿の備付け

管理者は、卒業証明書等の発行状況を明らかにするため、証明書等発行簿（別

記様式第23)を備え付け、次により必要事項を記載しておかなければならない。
また、教習生名簿にも卒業年月日を記載するものとする。

(1) 証明書番号

証明書番号は、暦年ごとの一連番号とすること。

(2) 確認欄

確認欄には、発行したことを確認できるよう簡記すること。

(3) 備考欄

備考欄には、再発行年月日、再発行理由、身体障害者等の条件を簡記すること。

第5 公安委員会への仮免許申請時における添付書類

仮免許を申請する者の住所地が青森県以外の場合は、申請時の添付書類として修了証明書の発行とともに、教習原簿の写しなど、その記載内容から教習所において現に教習を受けている者であることを確認できる書類を添付するものとする。

また、仮免許証の再交付申請を行う場合についても、同様に教習原簿の写しなどを添付するものとする。

第6 技能審査のための教習と審査（府令第18条の5、県規程第18条関係）

1 技能審査のための教習

指定教習所は、運転できる自動車の種類が限定されている第一種免許及び第二種免許を受けている者（以下「車種限定者」という。）に対する技能審査のための教習を行うことができるものとするが、次の事項に留意しなければならない。

なお、教習は当該限定解除に係る免許に係る教習指導員が行い、技能審査は当該技能審査に係る免許に係る技能検定員が行うこと。

(1) 入所できる者等

- ① 運転できる準中型自動車が「準中型車（5 t）及び普通車は自三車、軽車（360）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者
- ② 運転できる普通自動車が「普通車は軽車（360）に限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者
- ③ 運転できる大型特殊自動車がカタピラを有する大型特殊自動車（車輪を有するものを除く。）又は農耕作業用自動車に限定された大型特殊免許を受けている者
- ④ 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和45年総理府令第28号）附則第4項の規定により、運転できる大型自動車がマイクロバスに限定されている大型免許を受けている者（免許の失効により同様の条件を付された者を含む。）
- ⑤ 運転できる普通自動車が「普通車はA T車に限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者
- ⑥ 運転できる普通自動車が「普通車はA T車に限る」旨の限定を付された普通第二種免許を受けている者

- ⑦ 運転できる普通自動車が「1.5 t 以下の車両に限る」、「1.2 t 以下の車両に限る」等の総重量の限定を付された普通免許を受けている者及び「軽車に限る」等の限定を付された普通免許を受けている者
- ⑧ 運転できる大型自動二輪車がA T車に限定された大型二輪免許を受けている者
- ⑨ 運転できる普通自動二輪車がA T車に限定された普通二輪免許を受けている者
- ⑩ 運転できる普通自動二輪車が「総排気量0.125リットル以下」又は「総排気量0.125リットル以下のA T車」に限定された普通二輪免許を受けている者
- ⑪ 運転できる大型自動二輪車が特定大型自動二輪車のA T車に限定された大型二輪免許を受けている者
- ⑫ 運転できる普通自動二輪車が特定普通自動二輪車のA T車に限定された普通二輪免許を受けている者
- ⑬ 運転できる普通自動二輪車が総排気量0.125リットル以下の特定普通自動二輪車のA T車に限定された普通二輪免許を受けている者
- ⑭ 運転できる準中型自動車が「準中型車（5 t）に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者
- ⑮ 運転できる準中型自動車が「準中型車（5 t）はA T車に限る」旨の限定を付された準中型免許を受けている者
- ⑯ 運転できる中型自動車が「中型車（8 t）に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者
- ⑰ 運転できる中型自動車が「中型車（8 t）はA T車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者
- ⑱ 運転できる中型自動車が「準中型車（5 t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
- ⑲ 運転できる中型自動車が「準中型車（5 t）はA T車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
- ⑳ 運転できる中型自動車が「中二で運転できる中型車はなく、旅客車は準中型車5 t）と普通車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
- ㉑ 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5 t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（「準中型車は5 t 未満に限る」旨の限定解除に限る。）
- ㉒ 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5 t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除（中二で運転できる中型車はない旨の限定解除に限る。）

- ㊸ 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5 t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除
 - ㊹ 運転できる中型自動車及び準中型自動車が「準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5 t）に限る」「準中型車（5 t）と普通車はA T車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者に係る限定解除
 - ㊺ 運転できる中型自動車が「中型車（8 t）に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
 - ㊻ 運転できる中型自動車が「中型車（8 t）はA T車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者
 - ㊼ 運転できる大型自動車が「自衛隊用自動車に限る」旨の限定を付された大型免許を受けている者
 - ㊽ 運転できる普通自動車が「普通車はサポートカーに限る」旨の限定を付された普通免許を受けている者
- (2) 技能審査を受ける者の入所手続き

車種限定者から技能審査の申し出を受けたときは、現に受けている免許証により本人確認を徹底するとともに、入所申込書を提出させ、いわゆる身代わりによって不正に審査を受ける事案の未然防止に万全を期すること。

- (3) 教習の実施内容等

技能審査の実施に際しては、教習時限表（別添第15）に基づき教習を行うこと。

なお、技能審査のために実施した教習結果は、技能教習及び学科教習の例に準じて教習原簿に記載しておくこと。

2 技能審査

車種限定者に対する技能審査を指定教習所が行う場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 技能審査の対象者

技能審査は、教習を3月以内に修了し、かつ、当該教習の修了の日から起算して3月を経過していない者

- (2) 技能審査の方法

技能審査は、実施基準により行うものとする。

- (3) 技能審査結果の記録及び報告

技能審査の結果については、本章第3の技能検定結果の記録及び報告の例に準じて行うこと。

- (4) 技能審査合格証明書の発行

技能審査に合格した者に対しては、県規程第19条第1項の定めるところにより、技能審査合格証明書（県規程様式第23号）を発行するものとするが、その

際、合格者に対し、次の事項を教示すること。

ア 技能審査合格証明書を添付して公安委員会に限定解除申請をした場合は、技能審査が免除されること。

イ 技能審査合格証明書の有効期間は、技能審査に合格した日から3月間であり、他の都道府県公安委員会に申請を行う場合も有効期間は同様であること。

(5) 技能審査合格証明書の発行手続

技能審査合格証明書の作成、再発行及び証明書等発行簿の備付けは、本章第4の卒業証明書及び修了証明書の例に準じて行うこと。

(6) 卒業検定の準用

技能審査の実施等については、本章第1の規定を準用する。

技能審査に係る期間（教習期間及び受検できる期間）の計算に当たっては、病気その他やむを得ない理由があるときは、これらに係る日数を除外して行って差し支えないものとする。

第8章 指定申請書の記載事項の変更

設置者又は管理者は、指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更を生じたときは、次の表に基づき速やかに公安委員会に届出をし、承認を受けなければならない。

区分	届出（提出）書類	添付書類	備考	
変更事項 設置者又は管理者の変更 (住所変更等を含む。)	指定事項変更届 (県規程様式第25号)	(1)個人カード（別記様式第24） (2)確認証書の写し (3)辞令等 (4)住民票	(1)は、既に提出している場合は不要 (2)は、管理者の場合 (4)は、既に提出している場合でその内容に変更がないときは不要	
名称又は所在地の変更	同上	事実を証明する書類 (登記事項証明書等)		
備付け印章の変更	同上	変更前及び変更後の印影		
副 管 理 者 等 の 変 更	副管理者の選任	副管理者選任届 (県規程様式第16号の2)	個人カード（別記様式第24） 既に提出している場合は不要	
	指導員等の選任	指導員等選任届 (県規程様式第15号)	(1)個人カード（別記様式第24） (2)住民票 (3)履歴書 (4)資格者証の写し (1)は、既に提出している場合は不要 (2)・(3)は、既に提出している場合でその内容に変更がないときは不要 運転適性相談員の選任も含む。	
	副管理者又は指導員等の退職	記載事項（職員）変更届 (別記様式第25)	事実を証明する書類 (異動辞令、退職願等)	
	副管理者又は指導員等の氏名・住所等変更	記載事項（職員）変更届 (別記様式第25)	住民票	

指導員等の資格者証返納命令を受けたとき	指導員等資格者証返納届 (別記様式第26)	当該資格者証	
コースの種類、形状又は構造を変更	記載事項(施設・コース)変更届 (別記様式第27)	(1)敷地・コース等の概要(県規程様式第4号) (2)変更前及び変更後の図面	
検 定 コ ー ス の 変 更	所内検定(審査)コースを変更するとき	(1)所内検定(審査)コース課題設定表(県規程様式第13号) (2)所内検定(審査)コース図	(2)には、走行順路(ならしを含む。)を表示すること。
	路上検定コース又は路上教習コース等を変更するとき	(1)路上検定コース課題設定表(県規程様式第14号)又は路上教習コース課題設定表(県規程様式第12号) (2)路上検定コース図又は路上教習コース図	記載事項変更届には、管轄警察署長の意見を聞き所定欄に記載してもらうこと。 (2)には、走行順路(ならしを含む。)を表示すること。
建物、その他の施設の変更	同上	(1)建物・設備等の概要(県規程様式第5号) (2)変更前及び変更後の図面	建物又は施設等の変更内容を表示すること。
運転シミュレーター、模擬運転装置又は無線指導装置の変更	記載事項(自動車等)変更届 (別記様式第28)	(1)仕様書・カタログ等 (2)備付け自動車一覧表(県規程様式第6号)	無線指導装置の場合は電波の使用承認証明書類
備付け自動車等の変更 (継続検査を含む。)	同上	(1)自動車検査証等の写し (2)備付け自動車一覧表(県規程様式第6号)	写しのみでは、形状等不明の場合は、その他証明資料を添付すること。 継続検査による変更は、1か月分をまとめて報告して差し支えない。
教習計画の変更	記載事項(教習計画)変更届 (別記様式第29)	変更後の教習計画書の変更箇所	
教材等の備付け又は廃止	記載事項(教材・所則等)変更届 (別記様式第30)	(1)教材、写真等 (2)教材等一覧表(県規程様式第7号)	
所則又は職員及び事務分掌等の変更	同上	(1)変更後の所則 (2)職員名簿(県規程様式第2号) (3)事務分掌表(県規程様式第3号)	
事務職員、その他職員及び指導員等の選任前の採用等	記載事項(事務職員等)変更届 (別記様式第31)	個人カード(別記様式第24)	仮採用、氏名変更及び退職等を含む。短期契約の場合は、省略することができる。
みきわめ指導員を認定(取消)したとき	みきわめ指導員認定(取消)届 (別記様式第6)		各指定教習所の判定基準に基づき、管理者が認定した場合のみ

(注) 上記の表に、よりがたい場合は、協議するものとする。また、提出については、電磁的方法によることもできる。

第9章 職員教養等

第1 指導員等の教養

1 指導員等選任時の教養

管理者は、指定教習所において、指導員等の資格者証の交付を受けているが、教習業務に従事していない者を新たに指導員等として選任する（新任の場合を除く。以下同じ。）ときは、新任教養に準じた教養を実施しなければならない。

2 指導員等採用時の教養

管理者は、指導員等の資格者証の交付を受けており、指定教習所で選任されていた経験を有する者を採用し、指導員等として選任するときは、再選任の場合の教養期間（別添第18）に示す教養を実施しなければならない。

3 その他の研修

指定協及び指定教習所は、指定教習所の教習及び検定の水準を高め、指定教習所間の教習水準に格差を生じさせないようにするため、年1回以上、次の研修等が積極的に推進されるよう努めなければならない。

(1) 教習立会研修

教習指導員を他の指定教習所に派遣し、又は他の指定教習所から派遣された指導員を受け入れ、当該教習指導員に教習車両に同乗する等の方法による教習を観察させ、その結果に基づき、教習方法等について意見交換を行う等し、より水準の高い教習を確立するものとする。

(2) 技能検定立会研修

技能検定員を他の指定教習所に派遣し、又は他の指定教習所から派遣された技能検定員を受け入れ、当該技能検定員に技能検定状況を観察させ、その結果に基づき、技能検定課題、採点等について意見交換を行う等し、より適正な技能検定を確立するものとする。

なお、この研修を実施する場合は、技能検定に支障が生じない方法によること。

(3) 立会研修時における留意事項

教習及び技能検定に係る立会研修を実施する場合は、指定教習所の管理者は、事前に指定協並びに派遣先指定教習所の管理者と連絡を密にし、派遣先指定教習所の業務に支障がないことを確認した上で、研修効果が高められるように努めなければならない。

第2 職員講習（法第99条の4、法第108条の2第1項第9号関係）

(1) 講習の受講

管理者は、公安委員会から指定自動車教習所職員に対する講習の通知を受けた場合は、当該職員に指定自動車教習所職員講習受講申請書（青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）別記様式第31号の3）を提出させ、指定された日時に講習を受けさせなければ

ならない。

(2) 未受講者の報告等

管理者は、指定された職員が病気その他の理由で指定された日時に講習を受けることができない場合は、その理由を付して、公安委員会に報告しなければならない。この場合において、講習を受けることができない理由が止んだときは、速やかに当該職員に講習を受けさせなければならない。

(3) 受講結果の記録

管理者は、職員が講習を受講した場合は、講習記録証明書（県規則別記様式第31号の4）に記載されている受講年月日を個人カードに記載するものとする。

第3 職員による交通事故等の報告（県規程第21条第1項第2号関係）

管理者は、職員による交通事故又は交通違反が発生したときは、教習・検定中の交通事故発生報告書（別記様式第18）又は教習・検定中の交通違反発生報告書（別記様式第19）により、警察本部長に報告しなければならない。

なお、重大、特異な交通事故又は交通違反については、あらかじめ電話で運転免許課に報告すること。

第10章 初心運転者に係る交通事故等発生時の現地確認等

第1 対象者及び対象事案

事故車種に対応する運転免許を取得後1年を経過しない者（以下「初心運転者」という。）が第1当事者となった交通事故で、次のものを対象とする（以下「初心者事故」という。）。

- (1) 死亡事故
- (2) 負傷者10人以上の事故
- (3) その他特に問題になると判断される事故

第2 指定教習所職員による現地確認の実施

1 指定教習所への通知

運転免許課は、初心者事故の発生を認知したときは、当該事故の第一当事者である初心運転者が卒業した指定教習所に対し通知するものとする。

2 現地確認

初心者事故発生の通知を受けた指定教習所は、職員を現場に派遣し速やかに現地確認を行うこと。

なお、遠隔地の事故の場合は、この限りでない。

3 事前検討

現地確認は、通知のあった初心者事故の概要、初心運転者の教習の状況及び運転適性検査結果等を踏まえ、交通事故現場において確認すべき事項をあらかじめ検討した上で実施すること。

4 現地実査の合同実施

現地確認は、事後の教習に活用することを目的として実施するものであり、必要に応じて運転免許課の現地実査と合同で行うこと。

5 留意事項

現地確認を実施するに当たっては、交通死亡事故現場の確認であることに留意し、遺族、付近の住民等に配慮した方法及び態度で実施すること。

第3 検討会議の開催と結果報告

1 検討会議等の開催

管理者は、現地確認終了後に指定教習所内で検討会議等を開催し、現地確認の結果を踏まえ、初心運転者の教習状況、運転適性検査等を再検討し、検討結果を以後の教習に活用すること。

2 結果の報告

管理者は、検討会議等の結果について、交通死亡事故等発生時における結果報告書（別記様式第32）により、警察本部長に報告すること。

第11章 報告

指定教習所は、下記の表に基づき公安委員会等に報告しなければならない。

1 年報（12月末現在のもの）

番号	報告事項	様式番号	報告先	報告期日
1	職員名簿	県規程様式第2号	公安委員会	1月10日まで
2	事務分掌表	県規程様式第3号	同上	同上
3	敷地・コース等の概要	県規程様式第4号	同上	同上
4	建物・設備等の概要	県規程様式第5号	同上	同上
5	備付け自動車等一覧表	県規程様式第6号	同上	同上
6	教材等一覧表	県規程様式第7号	同上	同上
7	指導員等資格一覧表	別記様式第33	同上	同上
8	技能審査実施状況	別記様式第34	同上	同上
9	運転適性検査実施状況	別記様式第35	同上	同上
10	技能教習時限調査報告 （11月中のみ報告）	別記様式第40	同上	12月10日まで
11	教習内容、教習期間、教習料金等が記載された入所案内等に関する資料 （自衛隊教習所を除く。）	パンフレット、リーフレットなど	同上	1月10日まで

2 月報

番号	報告事項	様式番号	報告先	報告期日
①	学科教習等実施計画表	別記様式第15	公安委員会	前月20日まで
②	入所状況	別記様式第36	同上	毎月5日まで
③	修了検定実施状況	別記様式第37	同上	同上

④	仮運転免許試験実施状況	別記様式第38	同上	同上
⑤	卒業検定実施状況	別記様式第39	同上	同上

3 随時報告

番号	報告事項	様式番号	報告先	備考
1	管理代行者承認願	別記様式第9	公安委員会	5日以上10日未満のときは電話報告
2	副管理者の専決事務	任意の様式	同上	
3	事前（事後）教養実施一覧表	別記様式第10	同上	
4	適合措置結果報告書	県規程様式第17号	同上	適合命令等に基づき報告
5	教習・検定中の交通事故発生報告書	別記様式第18	同上	あらかじめ電話報告
6	教習・検定中の交通違反発生報告書	別記様式第19	同上	
7	路上検定中の妨害事案	任意の様式	同上	
⑧	卒業・修了検定等実施結果報告書	別記様式第20	同上	
9	路上検定コース一時変更報告	電話報告	同上	事前に判明しているときは、警察署長の意見を聞きその状況を報告
10	路上教習コース一時変更報告	電話報告	同上	
11	職員による交通事故・交通違反報告	別記様式第18、19 (準用)	警察本部長	重大な交通事故及び違反の場合はあらかじめ電話報告
12	交通死亡事故等発生時における結果報告書	別記様式第32	同上	
13	個人カード記載事項変更報告	任意の様式 (FAX可)	同上	記載事項等変更時の届出書類一覧以外

※ 番号を○で囲んだ定期・随時報告については、「青森県電子申請・届出システム」により行うことができる。また、その他報告についても、電磁的方法によることもできる。

第12章 警察署長との協議等

第1 路上コース変更に伴う協議（県規程第17条関係）

管轄警察署長は、指定教習所から路上コースの変更等に伴う協議の要請があった場合は、次の内容を検討した上で、総合意見を付し、回答するものとする。

- (1) 著しい事故多発地点を回避しているか
- (2) 著しい交通ひんぱんな道路でないか

- (3) 道路構造、幅員等から見て特に危険性はないか
- (4) 踏切の地形、場所から見てその通過は特に危険性はないか
- (5) その他参考事項

第2 初心者事故発生時の報告

警察署長は、管轄区域内において初心者事故が発生した場合は、関係書類を運転免許課試験・教習所係に送付すること。

第13章 雑則

第1 路上教習自動車の証明手続

指定教習所は、自動車損害賠償責任保険料の軽減適用を受ける路上教習用自動車の証明を受けようとするときは、指定自動車教習所路上教習用自動車証明願（以下「証明願」という。）（別記様式第41）を、次の要領により作成し、運転免許課長の証明を受けなければならない。

1 証明願

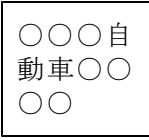


証明願は、正副2部作成すること。

2 記載要領

証明を受けようとする自動車が現に車両法の規定による自動車登録ファイルに登録されている場合は、証明願の車台番号欄及び自動車登録番号欄にそれぞれ記載し、登録されていない場合は車台番号欄に記載すること。

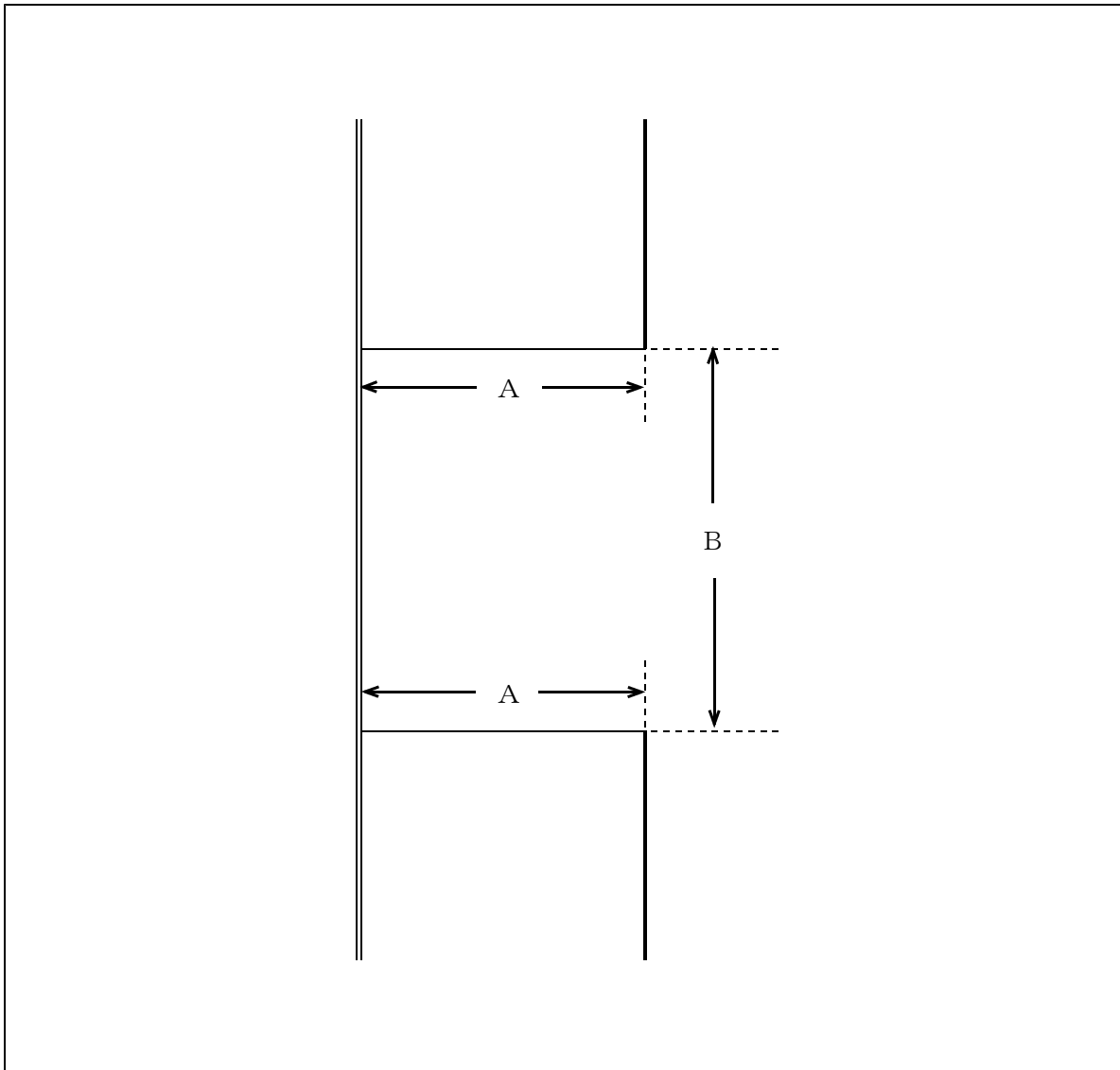
別添第1

指定前教習所備付け印章

名 称	書 体	大 き さ (ミリメートル)		印 に 表 示 す る 文 字	ひ な が た	用 途
		縦	横			
教 習 所 印	てん書	自 由		〇〇〇自動 車〇〇〇〇		一般文書用
管 理 者 印	自 由	25	25	〇〇〇自動 車〇〇〇〇 管理者之印		各 証 明 書 及 び 一 般 文 書 用
契 印	てん書 又は れい書	自 由		契		各 証 明 書 及 び 一 般 文 書 用

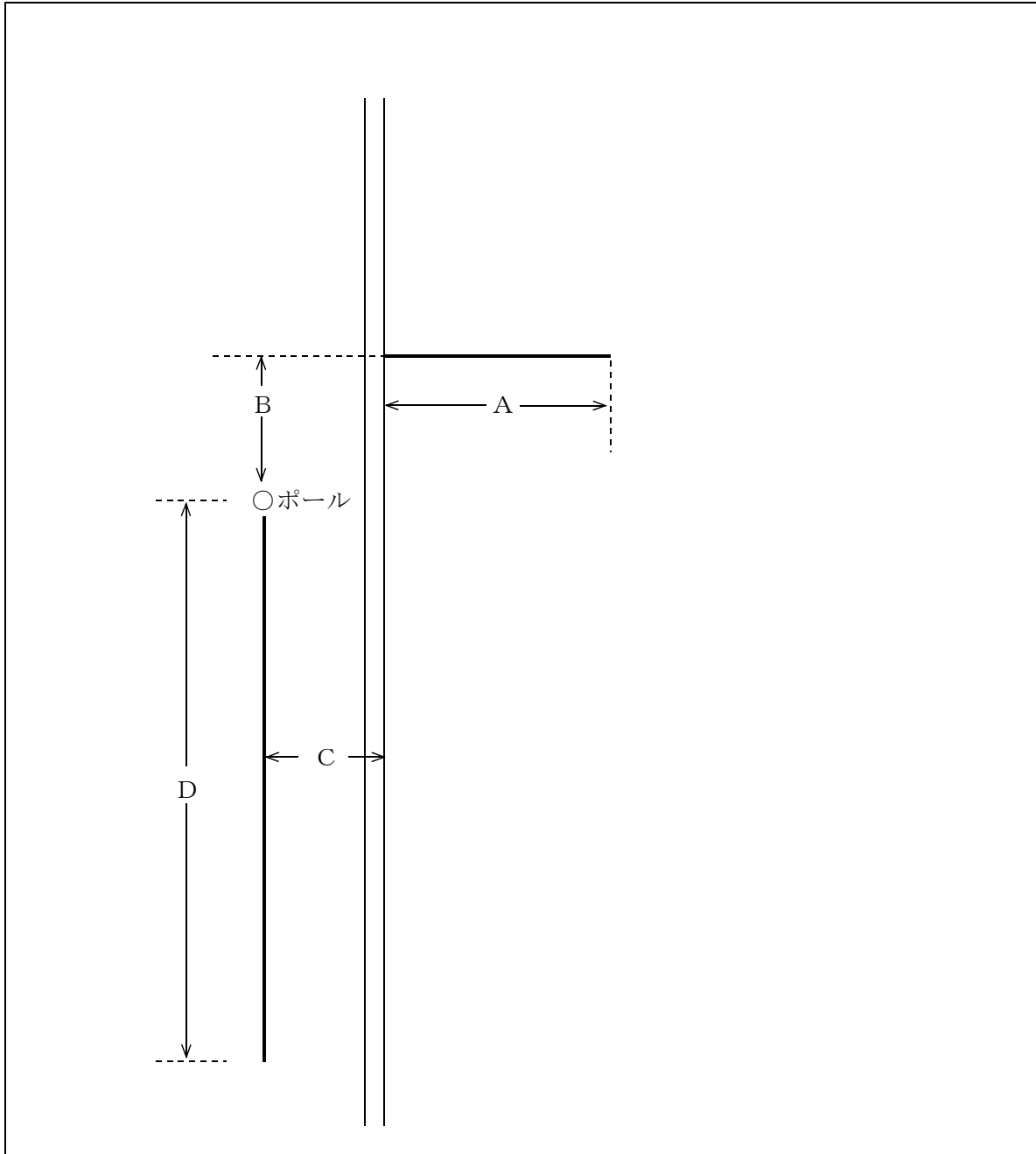
備考 その他の教習所業務に使用する印については、管理者が別に定めるところに従って
使用すること。

縦列駐車コース



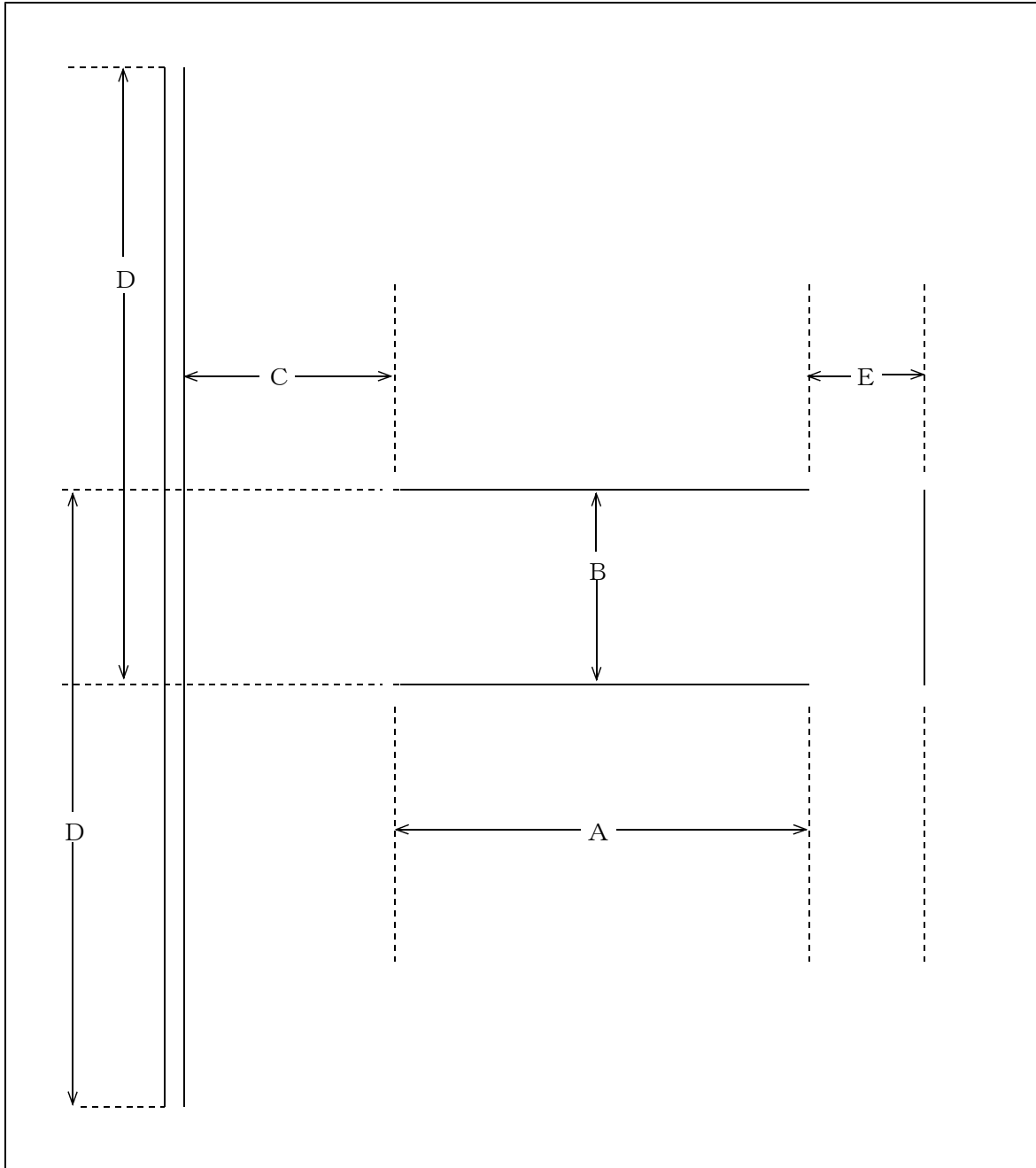
区分	長さ	幅
図示の記号	A	B
コースの区分		
大型免許コース	3.0 m	16.5 m
大型第二種免許コース	3.0 m	15.0 m
中型免許・中型第二種免許コース	3.0 m	13.0 m
準中型免許・普通免許 ・普通第二種免許コース	2.2 m	7.5 m

路端停車コース



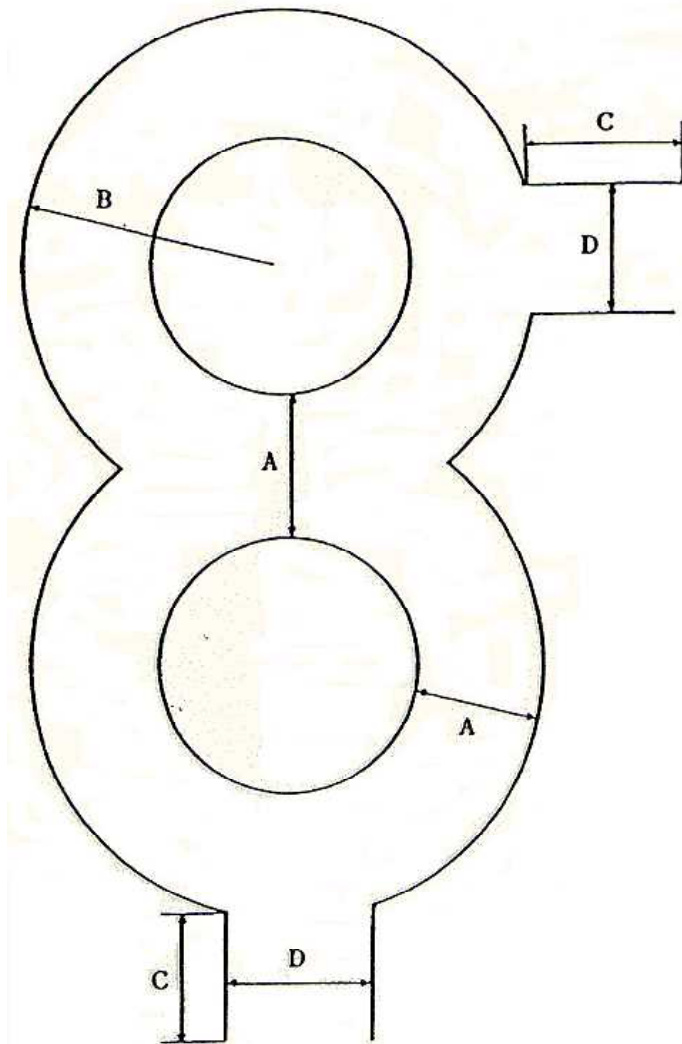
区分 記号 コースの区分	長 さ			
	A	B	C	D
大型免許コース	2.5 m	8.0 m	0.3 m	12.0 m 以上
大型第二種免許コース	2.5 m	5.0 m	0.3 m	10.0 m 以上
中型免許・中型第二種 免許コース	2.5 m	4.0 m	0.3 m	8.0 m 以上

隘路コース



区分 記号 コースの区分	長 さ				
	A	B	C	D	E
大型免許・大型第二種 免許コース	12.0 m	3.0 m	6.0 m	12.0 m	2.0 m
中型免許・中型第二種 免許コース	8.0 m	2.7 m	6.0 m	8.0 m	1.5 m

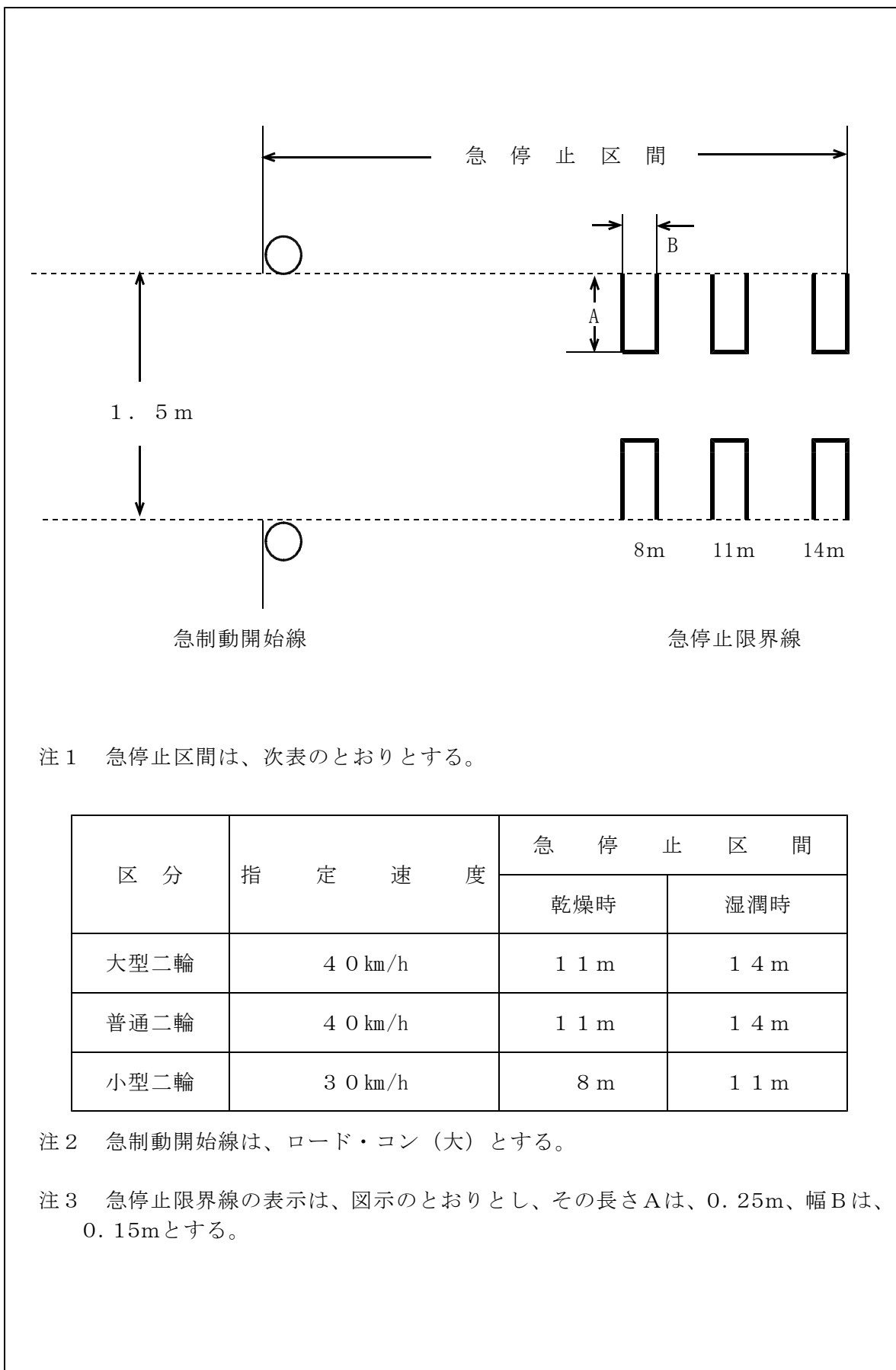
8 の字コース



区 分	図 示 の 記 号	寸 法
幅	A	2 m
半 径	B	5.5 m
出入口部の長さ	C	2 m以上
出入口部の幅	D	2 m

備考 出入口部は2か所以上設けるものとする。

指定速度からの急停止コース（設置例）



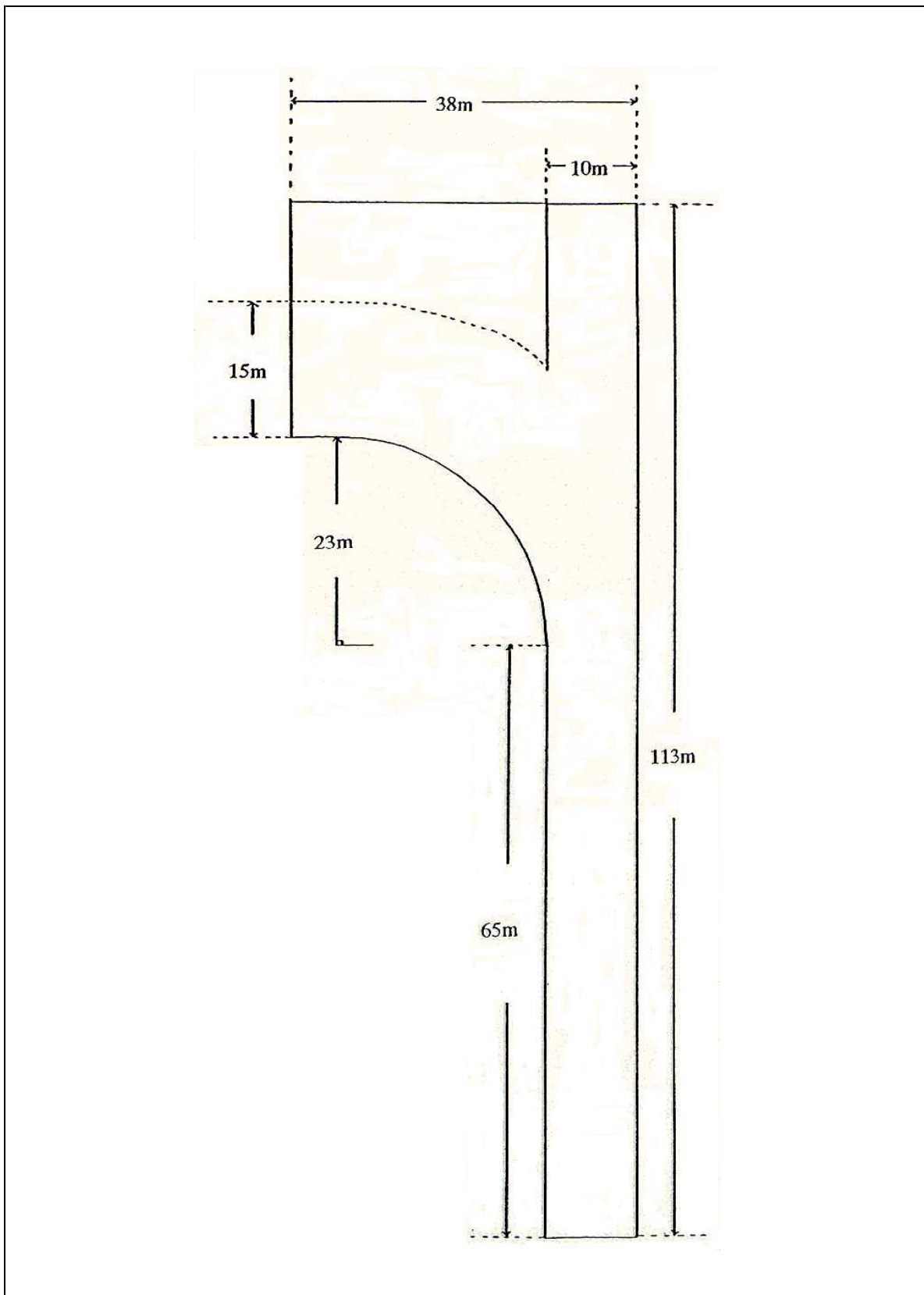
注1 急停止区間は、次表のとおりとする。

区 分	指 定 速 度	急 停 止 区 間	
		乾 燥 時	湿 潤 時
大型二輪	40 km/h	11 m	14 m
普通二輪	40 km/h	11 m	14 m
小型二輪	30 km/h	8 m	11 m

注2 急制動開始線は、ロード・コン（大）とする。

注3 急停止限界線の表示は、図示のとおりとし、その長さAは、0.25m、幅Bは、0.15mとする。


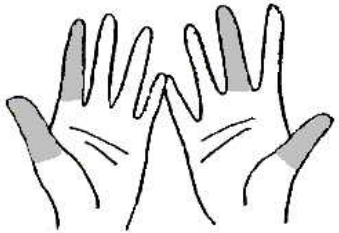
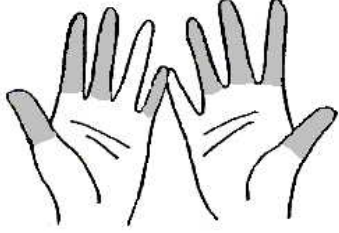

スキッド教習車コース

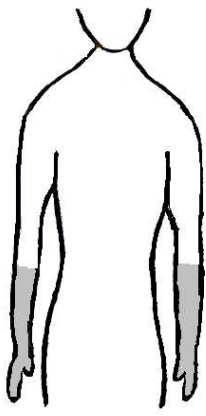
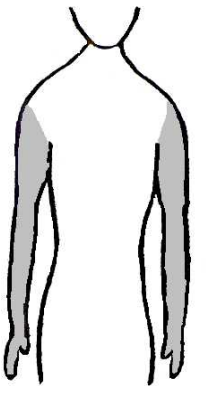




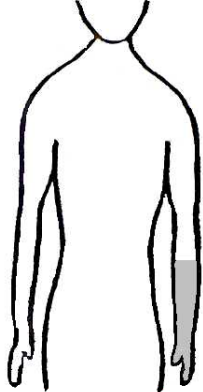
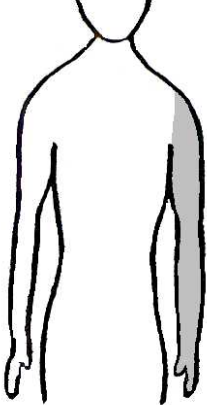
適性検査（試験）の合格基準及び実施要領

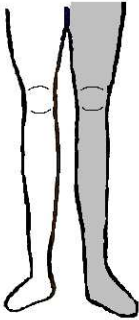
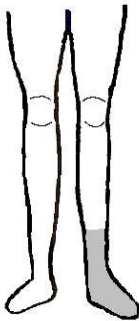
検査項目	合格基準	実施要領	留意点
視力 (矯正視力を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○二種、大型、中型、準中型、牽引の場合両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上 ○普通、二輪、大特の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上 ・一眼が0.3未満又は見えない者は、他眼の視野が左右合計150度以上で視力が0.7以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・片眼の検査は、環視標2個以上示して、2個以上見えること。 ・両眼の検査は、環視標4個以上示して、3個以上見えること。 ・視野検査は、視野計の中央から右外側へ1回、右外側から1回、左外側へ1回、左外側から1回視標を移動させ、受検者の合図で視標を止める。この場合、眼球を動かさないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトレンズ使用の有無を確認すること。 ・試視力表の表面の明るさは300～500ルクスとする。
色彩識別能力	<ul style="list-style-type: none"> ○赤色、青色及び黄色の識別ができること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原色（赤、青、黄）を示して呼称させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府令第23条第2項に該当する者はこの検査は必要ない。
深視力	<ul style="list-style-type: none"> ○二種、大型、中型、準中型、牽引のみ検査を実施する。 ○三桿法の奥行知覚検査器により2.5mの距離で3回検査し、その平均誤差が2cm以下であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央の桿を後方又は手前20cm（自動式は10cm）の位置から徐々に固定桿に近づけ、受検者の合図により停止し、固定桿との誤差を測定する。 ・手前から1回、後方から2回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・桿の移動速度は、毎秒25mm～50mmとする。
聴力 (補聴器使用を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○両耳の聴力が10mの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる者であること。 ※二輪は、聴力検査不要。 ○準中型及び普通免許(仮免許を含む。)にあつては、両耳の聴力が10mの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる者でないが、特定後写鏡等使用の条件を付与することで可 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所申込み時の書類確認のための応答の際、併せて検査する。 ・補聴器を使用している者については、はずして検査する。 <p>※ 聴力に係る条件付与の判断は公安委員会が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・裸耳で会話可能（高声でもよい。）なもの。
運動能力	<ul style="list-style-type: none"> ○令第38条の2第4項第1号又は第2号に掲げる身体の障害がないこと ○自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第91条の規定による条件を付すことにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドル、チェンジレバー等を握ったり操作したりすることができるかどうかを見るため、 <ol style="list-style-type: none"> 1 両腕を前方にあげる。 2 両手の指を曲げたり伸ばしたりする 3 両腕を側方にあげ、外側から両肩につける。 4 両腕を肩から上方に伸ばす。 ・正しい姿勢で運転席に座っていられるかクラッチ、ブレーキ、アクセルの各ペダル操作が円滑にできるかどうかを見るため、 <ol style="list-style-type: none"> 1 上体を、前に曲げたり、後に反らす運動を5～6回実施する。 2 膝を深く曲げる屈伸運動を2回実施する。 ・安全確認の動作ができるかどうかを見るため、首を、左右、前後に2～3回曲げさせる。 <p>※ 運動能力に係る条件付与の判断は公安委員会が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋はぬがせること。 ・義足等使用者の発見につとめること。

身体障害者の状態に応じた教習車種の範囲


身体障害の状態		教習車種の範囲	教習車両及び検定車両
部位	程 度		
両 上 肢	<p>1 両手の指のうち親指以外の2指を欠くもの。</p> 	全 車 種	<p>1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。 3 二輪車については、障害の状態によりギア操作ができない場合は、オートマチック車とすること。</p>
	<p>2 両手の指のうち親指を含めて2本を欠くもの。</p> 		
	<p>3 両手の指のうち4本を欠くもの。</p> 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	
	<p>4 両手の指の全てを欠くもの。</p> 		

<p>両 上 肢</p>	<p>5 両上肢をひじ関節を残して先の部分を欠くもので、運転操作上有効な義手を使用するもの。</p> 	<p>普通自動車</p>	<p>オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）</p>
<p>肢</p>	<p>6 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。</p> 	<p>普通自動車</p>	<p>下肢で運転できるオートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）</p>
<p>片 上 肢</p>	<p>1 片手のうち親指を含めた3指を欠くもの。</p> 	<p>全車種</p>	<p>1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。</p>

片 上 肢	<p>2 片手のうち4指又は5指を欠くもの。</p>	<p>大型二輪車及び普通二輪車（AT小型二輪車を除く。）を除く車種</p>	<p>1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。</p> <p>※ 上記車両については、障害の状態によりギア操作ができない場合は、オートマチック車とすること。</p>
	<p>3 片手を欠くもの。</p> 		
	<p>4 片上肢をひじ関節を残して先の部分を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。</p> 		
	<p>5 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は肩上部の機能を全廃したもの。</p> 	<p>大型二輪車及び普通二輪車を除く車種</p>	<p>オートマチック車で次に掲げるもの。</p> <p>1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。</p>

	<p>1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。</p> 		<p>オートマチック車で次に掲げるもの。</p> <p>1 標準試験車</p> <p>2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。</p>
片 下 肢	<p>2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できないもの。</p> 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	
	<p>3 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。</p>	全車種	<p>1 標準試験車</p> <p>2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。</p>
障害が重複する場合	片手及び片足を欠くもの。	普通自動車	<p>オートマチック車で次に掲げるもの。</p> <p>1 標準試験車</p> <p>2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）</p>

条件等を要しない障害一覧表

障 害 の 状 態		備 考	
部 位	程 度		
手指	第一指を除く両手各指のいずれかの1本を、基節から欠損しているもの又はこれと同等の機能障害があるもの		両手の場合も同様とする。
	第一指は第一関節から、第一指以外の指は第二関節から欠損しているものが2本以下のもの又はこれと同等の機能障害のあるもの		両手の場合も同様とする。
	第一指以外の指で、第二関節から欠損しているものが2本以下のもの又はこれと同等の機能障害のあるもの		両手の場合も同様とする。
	全指が第一関節から欠損しているもの又はこれと同等の機能障害のあるもの		両手の場合も同様とする。
足指	全趾が欠損しているが、歩行及び踏力に支障のないもの又はこれと同等の機能障害のあるもの		両足の場合も同様とする。
腕	腕に障害があっても、ハンドルその他の装置を自由に操作できるもの		両腕の場合も同様とする。
頸部	首に障害があっても、左右及び後方の安全確認のできるもの		
聴力	難聴であっても、10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえるもの。		

教習原簿の記載要領

1 1 ページ

(1) 教習所名、教習生番号欄

教習所名、教習生番号を記載すること。

(2) 氏名、生年月日、住所欄

氏名、生年月日、住所等必要事項を記載すること。

(3) 入所等の記録欄

入所、教習開始、教習期限等を記載する。

ただし、教習期限、検定期限については朱書すること。

(4) 入所時の確認欄

ア 免許証等により必要事項を記載すること。免許証（仮免許証を含む）の種類は所持免許有無欄に「○印」により記載し（現有免許の無いものは「なし」に、既記載以外の免種については、免種を記載の上「○印」）、確認者欄に確認月日等を記載すること。

なお、原簿作成の際、既記載の免種は必要に応じ、追加・削除できるものとする。

イ 教習の条件欄は、身体障害者等で持ち込み車両等特異事項について朱書すること。また、応急救護処置教習免除有無欄は同教習免除の有無のいずれかを「○印」で囲み、免除となるものについては（ ）内に確認方法を記載すること。その上で、確認者が確認者欄に記載すること。

ウ 適性テスト欄は、検査結果等を検査者が記載すること。

エ 準中型免許、普通免許及びAT限定普通免許の聴力に係る適性テストの結果は、府令第23条第1項の表聴力の項第1号又は第2号のいずれかに該当するかを教習原簿の聴力の欄に、次により記載すること。

○ 第1号

適性試験の基準を満たす場合（補聴器使用を含む。）

○ 第2号

補聴器を使用することにより適性試験の基準を満たすが、補聴器を使用せず、特定後写鏡等を使用する場合または適性試験の基準を満たさないが特定後写鏡等を使用することで運転が可能となる場合

2 2 ページ

(1) 仮免前学科効果測定、修了検定、仮免試験、卒検前学科効果測定、卒業検定欄

仮免前学科効果測定及び卒検前学科効果測定については実施者が記載をし、結果欄は適宜の方法により記載すること。

修了検定、仮免試験及び卒業検定の結果欄は、「合」「否」のいずれかを「○印」で囲むこと。

(2) 修了検定補修教習、卒業検定補修教習欄

それぞれ実施月日等を、担当の指導員が記載するとともに、補修項目名等欄には技能各段階の補修した主な項目の番号を記載すること。

・[修了検定補修教習の例]

1段階の教習項目名10（後退）と1段階教習項目名15（信号に従った走行）を主に補修教習した場合 1－10、1－15と記載する。

補修教習欄は、仮免許取り消し後の補充教習にも活用できる。ただし、補修項目名等欄にその旨を記載するものとする。

補充教習の場合は、**充**と記載する。

・[卒業検定補修教習の例] 1－10、2－9、2－10

(3) 任意教習欄

原付の任意教習について、実施月日等を担当の指導員が記載すること。

(4) 自由教習欄

自由教習について、実施月日等を担当の指導員が記載すること。

運転シミュレーターや無線教習により実施した場合は、その旨を記号により補修項目等欄に明らかにしておくこと。

(5) 技能教習時限数欄

技能教習時限数を記載すること。その他欄には、自由教習時限数と補充教習時限数等を記載すること。

(6) 運転適性検査欄

検査結果に基づく評価値を記載し、実施者欄に検査実施者が実施月日等を記載すること。

3 3 ページ

(1) 最短時限欄

最短時限欄に教習最短時限数を教習生ごとに記載すること。（以下各段階同じ。）

(2) 教習実施時限（月日、指導員）欄

教習実施月日等を担当の指導員が記載すること。

(3) 実施項目、復習項目名欄

実施項目名欄に実施時限で行った教習項目名の番号を記載し、実施項目の中から、更に教習の実施や復習が必要な教習項目について項目名の番号を復習項目名欄に記載する。

次の教習実施時限には、前回時限の復習項目名欄記載の教習項目を含めて実施項目名欄に教習項目名番号を記載して教習を進め、更に教習の実施項目中復習等の必要な教習項目名番号を復習項目名欄に記載すること。

(4) 申し送り事項等欄

申し送り事項等欄については、次時限の教習に必要な事項等について日付を入れて簡記すること。

また、みきわめ不良の際の理由、修了検定・卒業検定結果不合格となった項目名等を朱書すること。

～以下「各技能教習段階」記載方法同じ。～

(5) みきわめ欄

みきわめを実施した実施者が、成績良好・不良別に○印をし、日付等を記載すること。

～以下「各技能教習段階」記載方法同じ。～

4 4 ページ

(1) 学科教習欄

実施月日等を担当の指導員が記載すること（以下「学科教習」の欄に同じ。）。

(2) 教習計画表欄

教習計画表欄には、各教習所で作成した学科教習計画表を貼付すること。

(3) 修検資格確認管理者欄

管理者が修了検定の受検資格があることを確認し、日付等を記載すること。

～以下「各学科教習段階」記載方法同じ。～

5 5 ページ

技能第2段階の教習実施時限（月日、時限、指導員）欄右上部かこみの中に教習を行なった時限を記載すること。

6 6 ページ

(1) 学科教習欄

応急救護処置教習の免除者については、指導員欄に「免除」と朱書すること。

(2) 卒検資格確認管理者欄

管理者が卒業検定の受検資格があることを確認し、日付等を記載すること。

(3) 履修証明欄

必要事項を記載し、転所に活用する。所在地は青森県から記載すること。

7 その他

(1) 特異な教習の表示

技能教習のうち、模擬運転装置、無線教習、運転シミュレーターによる教習、複数教習、準中型教習における普通車による教習、MT教習におけるAT車による教習、高速教習及び第2段階の教習を所内で実施した場合等については、各時限の空欄（指導員欄の余白）へ以下の記号等により実施の経過を明らかにしておくこと。

模擬運転装置 ～ (模)

無線教習 ～ (無)

運転シミュレーター ～ (シ)

複数教習 ～ (複)

普通車教習（準中型）～ (普)

AT車教習（MT生）～ (A)

高速教習 ～ (高)

第2段階所内 ～ (所)

(2) 準中型免許及び普通免許に係る教習の教習原簿の記載要領を列記したが、他免種の教習原簿についても、これに準じて記載するものとする。

新任教養の科目及び時間の基準表

1 教習指導員

区分	教 養 科 目	時 限
現 場 事 前 教 養	1 一般教養 (1) 指定自動車教習所制度の概要 (2) 教習指導員の心構え (3) 教習事務の概要	5
	2 基礎教養 (1) 教則がその内容とする事項 (以下「教則」という。)	3 0
	(2) 自動車の運転技能 (以下「運転技能」という。)	2 0
	(3) 自動車の構造及び取扱方法 (以下「構造」という。)	6
	(4) その他自動車の運転に関する知識	4
	I	3 実務教養 (1) 教習計画の概要 (2) 技能・学科教習方法の概要
	4 その他 (教養効果の測定等)	5
	合 計	9 0
現 場 事 前 教 養	1 訓育	1
	2 教育知識	3
	3 教習生の接遇	1
	4 教則その他自動車の運転に関する知識	1 2
	5 教習関係法令	3
	6 運転技能	3
	7 学科教習 (1) 指導技術 (2) 教習の段階・項目名別指導法	6
	8 技能教習 (1) 指導技術 (2) 教習の段階・項目名別指導法	8 1 6
	9 その他 (教養効果の測定等)	3
	合 計	5 6
現 場 事 後 教 養	1 訓育	1
	2 教習実施上の留意事項	2
	3 教習事務処理要領 (実習を含む)	4
	4 教習の見学及び実習	1 4
	5 総合	3
	合 計	2 4
	総 合 計	170

2 技能検定員

区分	教 養 科 目	時 限
現 場 事 前 教 養	1 一般教養 (1) 指定自動車教習所制度の概要 (2) 技能検定員の心構え (3) 技能検定事務の概要	3
	2 基礎教養 (1) 教則 (2) 運転技能	2 4
	3 実務教養 (1) 教習及び技能検定関係法令 (2) 技能検定実施要領 (3) 技能検定実習	4 8
	I	4 その他 (教養効果の測定等)
	合 計	7 8
現 場 事 前 教 養	1 訓育	2
	2 教習生の接遇	2
	3 教則	8
	4 教習、技能検定関係法令	4
	5 運転技能	4
	6 技能検定実施要領	6
	7 技能検定実習	3 0
	8 その他 (教養効果の測定等)	4
	合 計	6 0
現 場 事 後 教 養	1 訓育	1
	2 技能検定実施上の留意事項	2
	3 技能検定事務処理要領(実習を含む)	4
	4 技能検定の見学及び実習	2 0
	5 総合	5
	合 計	3 2
	総 合 計	170

指導員等審査項目表

受けようとする資格		技能検定員						教習指導員						
		審査項目		技能検定に関する技能		技能検定に関する知識				教習に関する技能			教習に関する知識	
審査細目		(1) 技能検定員として 必要な自動車の運転技能	(2) 自動車の運転技能に関する 観察及び採点の技能	(3) 教則の内容となっている事項	(4) 自動車教習所に関する 法令についての知識	(5) 技能検定の実施に関する知識	(6) 自動車の運転技能の 評価方法に関する知識	(1) 教習指導員として 必要な自動車の運転技能	(2) 技能教習に必要な教習の技能	(3) 学科教習に必要な教習の技能	(4) 他自動車の運転に関する知識 教則の内容となっている事項そ	(5) 自動車教習所に関する 法令についての知識	(6) 教習指導員として必要な 教育についての知識	
		審査方法	技能試験に準ずる	実技	論文式、択一式 補完式、正誤式	面接 又論文式	面接 又論文式	技能試験に準ずる	実又面接	実又面接	論文式、択一式 補完式、正誤式	論文式、択一式 補完式、正誤式	面接 又論文式	
受審者		合格基準 (%以上)	90%	95%	論文式 その他	85% 95%	95%	85%	80%	論文式 その他	85% 95%	80%		
資格なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
技能検定員		○種別追加	○普通二輪のみ	免除	免除	免除	免除	○種別追加	○	○	○	免除	○	
教習指導員		○	○	免除	免除	○	○	○種別追加	○普通二輪のみ	免除	免除	免除	免除	
中央研修所「新任技能検定員課程」修了者		免除	免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中央研修所「新任教習指導員課程」修了者		○	○	○	○	○	○	免除	免除	○	○	○	免除	
みなし教習指導員		旧技能指導員	○	○	免除	免除	○	○	免除	免除	○	○	免除	○
		旧学科指導員	○	○	免除	免除	○	○	○	○	免除	免除	免除	○

受けようとする資格		技能検定員											
		大型二種				中型二種				普通二種			
受審者	審査項目	技能検定に関する技能		技能検定に関する知識		技能検定に関する技能		技能検定に関する知識		技能検定に関する技能		技能検定に関する知識	
	審査細目	(1) 技能検定員として 必要な自動車の運転技能	(2) 自動車の運転技能に関する 観察及び採点の技能	(3) 旅客自動車運転代行業に関する 法令その他の知識	(4) 自動車の運転技能の 評価方法に関する知識	(1) 技能検定員として 必要な自動車の運転技能	(2) 自動車の運転技能に関する 観察及び採点の技能	(3) 旅客自動車運転代行業に関する 法令その他の知識	(4) 自動車の運転技能の 評価方法に関する知識	(1) 技能検定員として 必要な自動車の運転技能	(2) 自動車の運転技能に関する 観察及び採点の技能	(3) 旅客自動車運転代行業に関する 法令その他の知識	(4) 自動車の運転技能の 評価方法に関する知識
	審査方法	技能試験に準ずる	実技	論文式 択一式 補正誤式	論文式	技能試験に準ずる	実技	論文式 択一式 補正誤式	論文式	技能試験に準ずる	実技	論文式 択一式 補正誤式	論文式
	合格基準 (%以上)	90%	95%	論文式85% その他95%	95%	90%	95%	論文式85% その他95%	95%	90%	95%	論文式85% その他95%	95%
第二種免許に係る資格者証なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二種資格保有者証者	大型二種技能検定員	—	—	—	—	○	○	免除	免除	○	○	免除	免除
	中型二種技能検定員	○	○	免除	免除	—	—	—	—	○	○	免除	免除
	普通二種技能検定員	○	○	免除	免除	○	○	免除	免除	—	—	—	—
	大型二種教習指導員	○	○	免除	○	○	○	免除	○	○	○	免除	○
	中型二種教習指導員	○	○	免除	○	○	○	免除	○	○	○	免除	○
	普通二種教習指導員	○	○	免除	○	○	○	免除	○	○	○	免除	○
中央研修所修了者	新任技能検定員(大型二種)課程	免除	免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新任技能検定員(中型二種)課程	○	○	○	○	免除	免除	○	○	○	○	○	○
	新任技能検定員(普通二種)課程	○	○	○	○	○	○	○	○	免除	免除	○	○

受けようとする資格		教習指導員								
		大型二種			中型二種			普通二種		
受審者	審査項目	教習に関する技能		教習に関する知識	教習に関する技能		教習に関する知識	教習に関する技能		教習に関する知識
	審査細目	(1) 必要な自動車の運転技能 教習指導員として	(2) 技能教習に必要な教習の技能	(3) 自動車運転代行業に関する 旅客自動車運送事業及び 法令その他の知識	(1) 必要な自動車の運転技能 教習指導員として	(2) 技能教習に必要な教習の技能	(3) 自動車運転代行業に関する 旅客自動車運送事業及び 法令その他の知識	(1) 必要な自動車の運転技能 教習指導員として	(2) 技能教習に必要な教習の技能	(3) 自動車運転代行業に関する 旅客自動車運送事業及び 法令その他の知識
審査方法	技能試験に 準ずる	実技	論文式 択一式 補完式 正誤式	技能試験に 準ずる	実技	論文式 択一式 補完式 正誤式	技能試験に 準ずる	実技	論文式 択一式 補完式 正誤式	
合格基準 (%以上)	85%	80%	論文式85% その他95%	85%	80%	論文式85% その他95%	85%	80%	論文式85% その他95%	
第二種免許に係る資格者証なし		○	○	○	○	○	○	○	○	
二種 資格 保有者 証者	大型二種技能検定員	免除	○	免除	○	○	免除	○	○	免除
	中型二種技能検定員	○	○	免除	免除	○	免除	○	○	免除
	普通二種技能検定員	○	○	免除	○	○	免除	免除	○	免除
	大型二種教習指導員	—	—	—	○	○	免除	○	○	免除
	中型二種教習指導員	○	○	免除	—	—	—	○	○	免除
	普通二種教習指導員	○	○	免除	○	○	免除	—	—	—
中央 研修 所 修 了 者	新任教習指導員(大型二種)課程	免除	免除	○	○	○	○	○	○	○
	新任教習指導員(中型二種)課程	○	○	○	免除	免除	○	○	○	○
	新任教習指導員(普通二種)課程	○	○	○	○	○	○	免除	免除	○

四輪車技能教習項目表（第一種）

技能 教習 段階	科目 目	教習免種 現有免許 項目名 教習時限数	大型特殊 (除くカタピラ)			牽引	審 査 普 除 く A 通 T		
			免許なし	大型・ 中型・ 準 中型・ 普通	大自二・ 普自二	大型・ 中型・ 準 中型・ 普通・ 大特	総重量 限定	カ タ ピ ラ 限 定	農 耕 車 限 定
			12	6	10	12	4	6	
第 1 段 階	基本 操作 及 び 基本 走行	1 車の乗り降りと運転姿勢	○	○	○	○		○	
		2 自動車の機構と運転装置の取扱い	○	○	○	○		○	
		3 発進と停止	○	○	○	○		○	
		4 速度の調節	○	○	○	○		○	
		5 走行位置と進路	○	○	○	○		○	
		6 時機をとらえた発進と加速	○	○	○	○		○	
		7 目標に合わせた停止	○	○	○	○		○	
		8 カーブや曲がり角の通行	○	○	○	○		○	
		9 坂道の通行							
		10 後退	○	○	○	○		○	
		11 狭路の通行				○	○		
		12 通行位置の選択と進路変更	○	○	○	○	○	○	
		13 障害物への対応	○	○	○	○	○	○	
		14 標識・標示に従った走行	○	○	○	○	○	○	
		15 信号に従った走行	○	○	○	○	○	○	
		16 交差点の通行（直進）	○	○	○	○	○	○	
		17 交差点の通行（左折）	○	○	○	○	○	○	
		18 交差点の通行（右折）	○	○	○	○	○	○	
		19 見通しの悪い交差点の通行	○	○	○	○	○	○	
		20 踏切の通過	○	○	○	○		○	
		21 オートマチック車の運転							
		22 オートマチック車の急加速と急発進時の措置							
			23 教習効果の確認（みきわめ）	○	○	○	○	○	○
小 計			6	3	5	5	4	6	
第 2 段 階	応 用 走 行	1 路上運転に当たっての注意と路上運転前の準備	○	○	○	○			
		2 交通の流れに合わせた走行	○	○	○				
		3 適切な通行位置	○	○	○	○			
		4 進路変更	○	○	○	○			
		5 信号、標識・標示等に従った運転	○	○	○	○			
		6 交差点の通行	○	○	○	○			
		7 歩行者等の保護	○	○	○				
		8 道路及び交通の状況に合わせた運転	○	○	○				
		9 駐・停車	○	○	○				
		10 方向変換及び縦列駐車	○	○	○	○			
		11 急ブレーキ				○			
		12 自主経路設定							
		13 危険を予測した運転	○	○	○	○			
		14 高速道路での運転							
		15 特別項目							
			16 教習効果の確認（みきわめ）	○	○	○	○		
小 計			6	3	5	7			
合 計			12	6	10	12	4	6	

- 備考 1 現有免許欄の「免許なし」については、大特カタピラ及び小特・原付免許所有者を含むものとする。
- 2 大型特殊自動車及び牽引自動車の第2段階における教習は、所内コースにおいて行い、縦列駐車は実施しなくても差し支えないものとする。
- 3 技能審査のための教習の基本操作及び基本走行には項目名「方向変換、縦列駐車」を含むものとする。

教習時限表（第一種免許）

免許種類	所持免許		技能教習			学科教習			
			基本操作及び基本走行	応用走行	計	(一)	(二)	計	
大型免許	なし（小特・原付）		26	27	53	10	16	26	
	大特	カタピラ							
		装輪	18	27	45		4	4	
	中型			5	9	14			
		中型(8t)限定	MT	8	12	20			
			AT	12	12	24			
		準中型			10	13	23		
	準中型(5t)限定		MT	11	15	26		1	1
		普通			12	18	30		1
	中二				5	9	14		
		中型(8t)限定二種	MT	8	12	20			
	AT		12	12	24				
		準中型(5t)限定二種	MT	12	14	26			
	AT		16	14	30				
		普二			12	14	26		
	AT				16	14	30		
大自二・普自二		24	27	51		1	1		
中型免許	なし（小特・原付）		21	18	39	10	16	26	
	大特	カタピラ							
		装輪	13	18	31		4	4	
	準中型			5	4	9			
		準中型(5t)限定	MT	5	6	11		1	1
	AT		9	6	15		1	1	
		普通			7	8	15		1
	AT				11	8	19		1
		普二			7	4	11		
	AT				11	4	15		
		大自二・普自二		19	18	37		1	1
準中型免許	なし（小特・原付）		18	23	41	10	17	27	
	大特	カタピラ							
		装輪	13	18	31		5	5	
	普通			4	9	13		1	1
		AT			8	9	17		1
	普二				4	5	9		
		AT			8	5	13		
	大自二・普自二		16	23	39		3	3	
準中型仮免許			23	23		17	17		
普通免許	なし（小特・原付）		15(12)	19(19)	34(31)	10	16	26	
	大特	カタピラ					5	5	
		装輪	11(8)	15(15)	26(23)		5	5	
	大自二・普自二		13(10)	19(19)	32(29)		2	2	
	普通仮免許			19(19)	19(19)		16	16	
大型特殊免許 <small>カタピラを除く</small>	なし（小特・原付）		6	6	12	10	12	22	
	大型・中型・準中型・普通		3	3	6				
	大自二・中二・普二								
	大自二・普自二		5	5	10				
大型二輪免許	なし（小特・原付）		16(9)	20(20)	36(29)	10	16	26	
	大特	カタピラ							
		装輪					4	4	
	大型・中型・準中型・普通		14(7)	17(17)	31(24)		4	4	
	大自二・中二・普二							1	1
		普自二	MT	5(3)	7(6)	12(9)			
	AT		9(4)	7(6)	16(10)				
普自二(小型限定)		9(6)	11(11)	20(17)					
AT			13(7)	11(11)	24(18)				
	普通二輪免許	なし（小特・原付）		9(5)	10(10)	19(15)	10	16	26
大特		カタピラ							
		装輪					4	4	
大型・中型・準中型・普通		9(5)	8(8)	17(13)		4	4		
大自二・中二・普二						1	1		
普通二輪免許 <small>(小型限定)</small>	なし（小特・原付）		6(3)	6(6)	12(9)	10	16	26	
	大特	カタピラ							
		装輪					4	4	
	大型・中型・準中型・普通		5(3)	5(5)	10(8)		4	4	
大自二・中二・普二						1	1		
牽引免許	大型・中型・準中型・普通		5	7	12				
	大自二・中二・普二								
大型特殊(カタピラ含む)									

教習時限表 (第二種免許)

免許種類	所持免許		技能教習			学科教習			
			基本操作及び基本走行	応用走行	計	(一)	(二)	計	
大型 二種 免許	大型及び中型二種		8	5	13				
	大型及び中型(8t)限定二種		8	5	13				
	大型及び準中型(5t)限定二種		8	5	13				
	大型及び普通二種		8	5	13				
	大型		8	10	18				
	マイクロ限定		10	14	24	7	12	19	
	大型及びその他二種		8	10	18				
	大型(マイクロ限定)及びその他二種		10	14	24	1	7	8	
	中型及び中型(8t)限定二種		8	12	20				
	中型及び準中型(5t)限定二種		10	9	19				
	中型及び普通二種		10	9	19				
	中型(8t)限定及び準中型(5t)限定二種		12	12	24				
	中型(8t)限定及び普通二種		12	12	24				
	A T 中型(8t)限定及び普通二種		16	12	28				
	A T 中型(8t)限定及びA T 普通二種		16	12	28				
	中型		10	14	24				
	中型(8t)限定		MT	12	17	29			
			A T	16	17	33			
	中型及びその他二種		10	14	24				
	中型(8t)限定及びその他二種		12	17	29	1	7	8	
	A T 中型(8t)限定及びその他二種		16	17	33				
	中型二種		5	9	14				
	中型(8t)限定二種		MT	8	12	20			
			A T	12	12	24			
	準中型(5t)限定二種		MT	12	14	26			
			A T	16	14	30			
	準中型		13	17	30				
	準中型(5t)限定		MT	15	19	34			
			A T	19	19	38			
	準中型及びその他二種		13	17	30				
	準中型(5t)限定及びその他二種		15	19	34	1	7	8	
	A T 準中型(5t)限定及びその他二種		19	19	38				
	普通		MT	15	19	34			
A T			19	19	38	7	12	19	
普通及びその他二種		15	19	34					
A T 普通及びその他二種		19	19	38	1	7	8		
普通二種		MT	15	14	29				
		A T	19	14	33				
大特		装輪	23	29	52				
		カタピラ	31	29	60	7	13	20	
大特二種		装輪	23	29	52				
		カタピラ	31	29	60	1	8	9	
大特及び牽引二種		23	29	52	1	8	9		
大特(カタピラ)及び牽引二種		31	29	60	1	8	9		
中型 二種 免許	大型		8	10	18	7	12	19	
	大型及びその他二種		8	10	18	1	7	8	
	中型		8	10	18				
	中型(8t)限定		MT	10	13	23			
			A T	14	13	27			
	中型及びその他二種		8	10	18				
	中型(8t)限定及びその他二種		10	13	23	1	7	8	
	A T 中型(8t)限定及びその他二種		14	13	27				
	準中型		11	13	24				
	準中型(5t)限定		MT	12	16	28			
			A T	16	16	32	7	12	19
	準中型及びその他二種		11	13	24				
	準中型(5t)限定及びその他二種		12	16	28	1	7	8	
	A T 準中型(5t)限定及びその他二種		16	16	32				
	普通		MT	12	16	28			
			A T	16	16	32	7	12	19
	普通及びその他二種		12	16	28				
	A T 普通及びその他二種		16	16	32	1	7	8	
	普通二種		MT	7	4	11			
			A T	11	4	15			
	大特		装輪	22	26	48			
カタピラ			30	26	56	7	13	20	
大特二種		装輪	22	26	48				
					1	8	9		

		カタピラ	30	26	56				
大特及び牽引二種			22	26	48	1	8	9	
大特(カタピラ)及び牽引二種			30	26	56	1	8	9	
普通 二種 免許	大型		8(8)	10(10)	18(18)	7	12	19	
	中型		8(8)	10(10)	18(18)	7	12	19	
		中型(8t)限定	MT	8(8)	10(10)				18(18)
			AT	12(8)	10(10)	22(18)			
	準中型			8(8)	10(10)	18(18)	7	12	19
		準中型(5t)限定	MT	8(8)	10(10)	18(18)			
			AT	12(8)	10(10)	22(18)			
	普通			8(8)	13(13)	21(21)	7	12	19
				AT	12(8)	13(13)			
	普通及びその他二種			8(8)	13(13)	21(21)	1	7	8
	AT普通及びその他二種			12(8)	13(13)	25(21)			
	大特	装輪		20(17)	26(26)	46(43)	7	13	20
			カタピラ		24(21)	30(30)			
	大特二種	装輪		20(17)	26(26)	46(43)	1	8	9
カタピラ				24(21)	30(30)	54(51)			
大特及び牽引二種			20(17)	26(26)	46(43)	1	8	9	
大特(カタピラ)及び牽引二種			24(21)	30(30)	54(51)	1	8	9	

教習時限表(限定解除)

免許種類	所持免許 (限定の種類)	技能教習			学科教習			
		基本操作及び基本走行	応用走行	計	(一)	(二)	計	
大型	マイクロ	12						
	自衛隊	6						
中型	8t	MT	5					
		AT	9					
中二	8t	MT	5					
		AT	9					
	準中(第一種免許部分のみ。)		9					
	準中(5t)	MT	11					
AT		15						
準中型	5t(中二の第一種免許部分を含む。)	MT	4					
		AT	8					
普通	(二種を含む。)	自三車、軽車(360)	4					
		MT	4					
		AT	4					
大自二	AT	8						
	普自二・小自二所持	5						
普自二	小型	5						
	AT	5						
	小自二所持	3						
	AT小型	8						
	小型からAT	3						
小自二	AT	4						
大特	カタピラ・農耕	6						

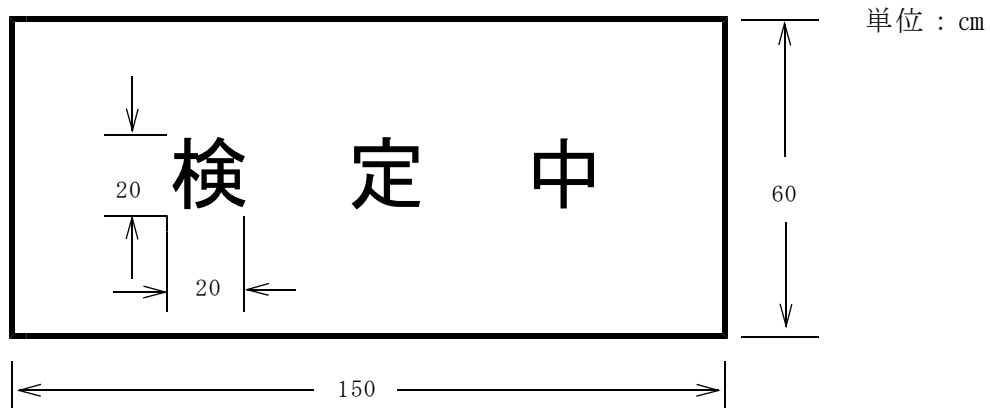
- 備考
- 1 数字は時限数を示す
 - 2 カタピラとは、カタピラ車限定のものをいう。
 - 3 マイクロとは、マイクロ車限定のものをいう。
 - 4 技能教習欄の()内数字は、AT限定免許に係る教習時限を示す。
 - 5 「その他二種」とは、大特二種又は牽引二種のことである。
 - 6 本表は、「府令別表第4」及び「教習の標準」から一部抜粋したものである。

大型第二種免許等の検定表示板の基準

検定実施中における使用検定車の標示は、周囲の車（一般車）に容易に分か
らせることを目的とする。

なお、下図はあくまで例示であり、表示板自体の規格については敢えて設け
ないこととする。

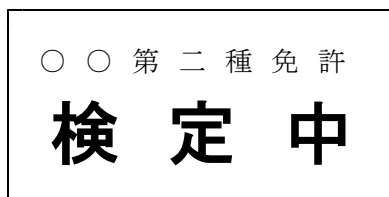
（例1）



- 1 大型、中型、準中型及び中型第二種免許についてもこれを準用する。
- 2 「検定中」の文字の大きさは、前方及び後方からの視認性に配慮すること。
- 3 文字の色は黒色又は準じる色で、下地は白色又は黄色等とする。
- 4 下地がなく一文字ずつの張り付けでもよい。
- 5 添付場所は、前後左右の4ヶ所とする（ただし、前部及び後部についてのみ、路線バスなどが使用している行き先標示の窓を利用しても差し支えない。また、準中型自動車については、左右を省略しても差し支えない。）。
- 6 上記2～5については、視認性の確保に配慮すること。
- 7 普通自動車についての表示方法は、任意とするが、前方及び後方からの視認性に配慮すること。

（例2）

（例3）



卒業証明書等の記載要領

1 卒業証明書の記載方法

- (1) 発行番号は、暦年ごとの一連番号で表示すること。
- (2) 発行番号の上部余白に指定教習所のコードを記載すること。
- (3) 本文に記載する年月日は、卒業検定を実施し合格した日である。
- (4) 発行年月日は、当該卒業証明書を発行する年月日を記載すること。ただし、発行年月日から起算して1年間、技能試験を免除されるものと思いがちなことから、できる限り本文に記載する年月日と一致させること。
- (5) 運転できる車種を限定するもの、又は車種限定に係わる免許の条件を付すものについては、その内容文言を免種名（令第34条の6に掲げる免種）の余白部分に次の例により表示すること。ただし、これによりがたい場合は、本文下欄余白部分に記載すること。

例2の条件にあるような、標準教習車以外の車両により教習を受けた者に対しては、運転免許課の適性判断の結果表を添付すること。

例1 普通自動車免許「A T車限定」、普通自動二輪車免許（小型二輪車）、大型自動車免許（自衛隊用自動車）

例2 普通自動車免許（軽車(660)でアクセル・ブレーキ手動式のA T車に限る）

普通自動車免許（手動式A T車で長さ4.30m・幅1.60m）等

- (6) 補聴器又は特定後写鏡等条件の教習生が技能教習及び及び卒業検定を受けた場合には、技能検定に係る免許の種類の上に「補聴器」又は「特定後写鏡等条件」とかっこ書きすること。
- (7) 記載事項を訂正するときは、次によること。
 - ア 文字を削除するときは、削除する文字を二本の線で消し、その上に重ねて管理者印を押印すること。
 - イ 文字を加えるときは、その上部に記載し、その上に重ねて管理者印を押印すること。

2 卒業検定合格証明書の記載方法

- (1) 発行番号は、卒業証明書の発行番号と同じ番号とすること。
- (2) 本文記載の年月日は、卒業検定に合格した日付とすること。
- (3) 末尾証明年月日は、本文記載年月日と同じ日付とすること。
- (4) 車種名は、府令第2条に定める、自動車の種類名とする。（牽引は牽引自動車となる）

※ 大型第二種免許に係る車種名は、大型自動車となる。

- (5) 技能検定員の記名押印については、技能検定員本人が署名すること。また、押印は当該技能検定員自身が行うこと。

(6) 記載事項を訂正するときは、卒業証明書の記載事項の加除訂正に準じて行い、技能検定員が押印すること。

3 修了証明書の記載方法

(1) 本文に記載する年月日及び発行年月日は、修了検定に合格した日付とすること。

(2) その他については、卒業証明書の記載方法に準ずること。

4 修了検定合格証明の記載方法

修了検定合格証明の記載方法は、卒業検定合格証明書の記載方法に準じて行うこと。

5 卒業証明書等の再発行の記載方法

(1) 卒業証明書等の右上部欄外に「再発行」と朱書すること。

(2) 発行番号及び本文の年月日は、当初の卒業証明書等と同様とすること。

(3) 発行年月日は、再発行する日とすること。

(4) 当初卒業証明書等を発行した際の管理者に変更を生じているときは、現管理者名で再発行すること。

(5) 卒業証明書等を再発行する場合において、当初合格証明を行った技能検定員が退職等しているときは、次により証明を行うこと。

ア 技能検定員の氏名欄は空白とすること。

イ 下部欄外又は裏面へ

上記の者は、記載年月日において当所（当校）の技能検定員であった〇〇〇が〇〇〇〇を用いて検定を行い合格した者であることを証明する。

年 月 日

名 称

管理者

㊟

と記載して、管理者が署名・押印すること。

再選任の場合の教養期間

資格区分	ブランク期間	教 養 内 容	教養時限
教習指導員	6月未満	①新任の事後教養の半分	12
	6月～1年未満	②新任の事後教養及び関係法令3時限	27
	1年～3年未満	③上記②のほか、技能教習方法6時限	33
	3年以上	④上記③のほか、基礎教養21時限	54
技能検定員	6月未満	①新任の事後教養の半分	16
	6月～1年未満	②新任の事後教養24時限、検定関係法令4時限及び検定実習8時限	36
	1年～3年未満	③上記②のほか、技能検定要領6時限	42
	3年以上	④上記③のほか、基礎教養24時限	66

※ 他県から転入の場合は、上記のほか「青森県指定自動車教習所事務処理要領」を5時限教養するものとする。

また、その年の法定講習を受講していない者については、法定講習の内容についても教養するものとする。

第 号

適性検査員認定証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、入所時における適性検査及び仮免許試験時における適性試験の検査員として適格者であることを認定する。

年 月 日

青森県警察本部長



別記様式第2 (入所申込書の例示)

受付年月日	年 月 日
受理番号	

入 所 申 込 書

指定自動車教習所の教習生として入所したいので、申込みます。

年 月 日

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日生(歳)

教習希望免種 (限定解除審査)	大型・中型・準中型・普通・普通(AT)・大特・牽引 大自二・大自二(AT)・普自二・普自二(AT)・小自二・小自二(AT) 大型二種・中型二種・普通二種・普通二種(AT) (大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・中型二種・普通二種)										
本籍・国籍等											
住 所	連絡先(自宅・携帯・勤務先) — —										
職業(勤務先)	()										
現 有 免 許	公安委員会交付		免許 の 種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	
	交付 年 月 日			小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	特 二	引・引 二	
	免許の条件		年 月 日まで有効								
	番号	第	号					教習所記載欄			
確 認 事 項	二・小・原	年 月 日	免許証・(読取装置・)					照 合 確 認 欄	/		
	他	年 月 日	住民票・()						/		
	二種	年 月 日	読解力テスト						/		
備 考	現在、有効な免許証(仮免許証を除く。)をお持ちの場合、以下の記載は不要です。 1 あなたは、過去に無免許違反・仮免許違反はありますか？ いいえ・はい(違反日 年 年 日、 年 年 日) 2 あなたは、過去に免許証を持ったことがありますか？ いいえ・はい(失効した・初心取消処分を受けた・取消処分を受けた) 3 上記2で「失効した」と回答した方のみ記載してください。 ・失効前後に交通違反がありましたか？ いいえ・はい(違反日 年 月 日、 年 月 日) 4 上記2で「取消処分を受けた」と回答した方のみ記載してください。 ・取消年月日 年 月 日 欠格期間 年間、 ・取消処分者講習 未受講・受講済(年 月 日、場所)										

備考 該当する箇所を○で囲み、必要事項を記載してください。

教 習 原 簿 (準 中 型 免 許)

教習所名										教習生番号																			
フリガナ										写 真																			
氏名																													
生年 月日																													
大 昭 平 年 月 日生 (歳) 男・女																													
住所																													
入所等 の記録	入 所 年 月 日			年 月 日			転出入、退所年月日			年 月 日																			
	教 習 開 始 年 月 日			年 月 日			仮免許交付年月日			① 年 月 日																			
	教 習 期 限			年 月 日			仮免許有効期限			年 月 日																			
	教 習 修 了 年 月 日			年 月 日			仮免許交付年月日			② 年 月 日																			
	検 定 期 限			年 月 日			仮免許有効期限			年 月 日																			
	修了証明書発行年月日			年 月 日			修了証明書番号			第 号																			
	卒 業 年 月 日			年 月 日			卒業証明書番号			第 号																			
入所時 の 確 認	確認資料										確認者																		
	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()										有無																		
	交付年月日			年 月 日			免許の種類			なし			普通			大特			大自二			普自二			準中型仮免許				
	有効期限			年 月 日まで有効			公安委員会																						
	免許証番号																												
	免許の条件																												
教習の 条 件										応急救護処置 有 無 教習免除有無 確認 ()										/									
適 性 テ ス ト		視 力		裸 眼		矯 正		深 視 力		1 回		mm		平 均		色 彩 識 別		聴 力		運 動 能 力		検 査 者							
				左		右				2 回		mm																	
				右		左				3 回		mm																	
				両		両				合 計		mm																	

注 意 事 項	1 この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。 2 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。 3 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱いして下さい。
---------	---

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	/			/		合 否	/		合 否
2	/			/		合 否	/		合 否
3	/			/		合 否	/		合 否
4	/			/		合 否	/		合 否

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
/			/		合 否
/			/		合 否
/			/		合 否
/			/		合 否

	修了検定補修教習						卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目名等	実施 月日	指導員	補修項目名等	実施 月日	指導員	補修項目名等
1	/			/			/		
2	/			/			/		
3	/			/			/		
4	/			/			/		

任意教習				自由教習					
原付 扱1	/			/			/		
原付 扱2	/			/			/		

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

運転適性 検査 (K型)	T	a1	a2	a3		b	c1	c2	d	e1	e2	f	g	h	i	j	k	月日 実施者	/
				判断	動作														
L																			

技能教習 第1段階 (最短) 時限	目 標 ① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 個癖を修正し、基本的な運転操作ができる。 ③ 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ④ 所内コース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ⑤ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑥ 貨物自動車の特性に対する正しい知識を持ち、それに基づく運轉行動を適切にとることができる。 ⑦ 貨物輸送を念頭に置いて、貨物の安全性にも気配りした走行ができる。
項 目 名	項 目 名 目 標
1 車の乗り降りと運転姿勢	1 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
2 自動車の機構と運転装置の取扱い	2 運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。
3 発進と停止	3 正しい操作手順で発進と停止ができる。
4 速度の調節	4 速度の上げ下げや速度を保つことができる。
5 走行位置と進路	5 直線路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。
6 時機をとらえた発進と加速	6 タイミングのよい発進と力強い加速ができる。
7 目標に合わせた停止	7 予定した位置に車を停止させることができる。
8 カーブや曲がり角の通行	8 曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。
9 坂道の通行	9 勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。
10 後退	10 適切な進路と速度を選んで後退ができる。
11 狭路の通行	11 狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。
12 通行位置の選択と進路変更	12 道路及び交通の状況に合った通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。
13 障害物への対応	13 障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。
14 標識・標示に従った走行	14 必要な標識・標示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。
15 信号に従った走行	15 信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。
16 交差点の通行(直進)	16~17 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。
17 交差点の通行(左折)	
18 交差点の通行(右折)	
19 見通しの悪い交差点の通行	19 見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。
20 踏切の通過	20 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。
21 オートマチック車の運転	21 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。
22 オートマチック車の急加速と急発進時の措置	22 オートマチック車で急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。

23 車の乗り降りと運転姿勢	23 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。
24 運転装置の取扱いと日常点検整備等	24 運転装置及び貨物自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実に行うことができる。
25 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	25 車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。 平積み型とパネル型の違いを理解した運転操作ができる。
26 基本的な運転操作	26 正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 貨物輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。
27 時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止	27 タイミングのよい発進とスムーズな加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。
28 カーブや曲がり角の通行	28 貨物輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。
29 坂道の通行	29 勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 貨物輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。
30 後退	30 適切な進路と速度を選んで後退ができる。
31 狭路の通行	31 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。
32 通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	32 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。
33 交差点の通行（直進・左折・右折）、見通しの悪い交差点の通行、信号、標識・標示等に従った走行	33 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行することができる。 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。
34 踏切の通過	34 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。
35 教習効果の確認（みきわめ）	

月 日	1	/	/	/	/	/	/	/	/	
指 導 員										
実施項目名										
復習項目名										
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
申し送り事項等									みきわめ実施者	
					月 日					月 日
					良好	不良			良好	不良

学科教習 第1段階						
月 日	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /	
指 導 員						
月 日	6 /	7 /	8 /	9 /	10 /	
指 導 員						

教 習 計 画 表	

修検資格確認 管 理 者
/

学科教習 第2段階								
月 日	1	2	3	4	5	6	7	8
指 導 員								
月 日	9	10	11	12	13	14	15	16
指 導 員								
月 日	17							
指 導 員								

教 習 計 画 表	

卒 検 資 格 確 認
管 理 者
/

履 修 証 明	技能教習	時限	段階	時限 教習項目	を履修
	学科教習	時限	段階	時限 教習項目	を履修
	表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。				
年 月 日					
教習所所在地 教習所名 管 理 者					

教習原簿 (普通MT免許)

教習所名										教習生番号																				
フリガナ										写 真																				
氏 名																														
生 年 月 日 大 昭 平 年 月 日生 (歳) 男 ・ 女																														
住 所																														
入 所 等 の 記 録	入 所 年 月 日			年 月 日			転 入 、 退 所 年 月 日			年 月 日																				
	教 習 開 始 年 月 日			年 月 日			仮 免 許 交 付 年 月 日			① 年 月 日																				
	教 習 期 限			年 月 日			仮 免 許 有 効 期 限			年 月 日																				
	教 習 修 了 年 月 日			年 月 日			仮 免 許 有 効 期 限			② 年 月 日																				
	検 定 期 限			年 月 日			仮 免 許 証 番 号			第 号																				
	修 了 証 明 書 発 行 年 月 日			年 月 日			修 了 証 明 書 番 号			第 号																				
	卒 業 年 月 日			年 月 日			卒 業 証 明 書 番 号			第 号																				
入 所 等 の 確 認	確認資料		<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()										有無												確認者					
	現有免許		交付年月日		年 月 日						免許の種類		なし		大特		大自二		普自二		原付				普通 仮 免許		/			
			有効期限		年 月 日まで有効						公安委員会																			
			免許証番号																								確認者			
			免許の条件																										/	
			教習の条件								応急救護処置		有		無															
		適性テスト		視力		裸眼		矯正		視野		色彩識別		聴力		運動能力		検査者								/				
				左				左		度		適		第1号		適														
				右				右		度		否		第2号		否														
				両				計		度																				

注 意 事 項

- この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。
- 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。
- 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱いして下さい。

(普通 教習原簿の例)

	仮免前学科効果測定			修了検定			仮免試験		
	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果
1	/			/		合 否	/		合 否
2	/			/		合 否	/		合 否
3	/			/		合 否	/		合 否
4	/			/		合 否	/		合 否

卒検前学科効果測定			卒業検定		
実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
/			/		合 否
/			/		合 否
/			/		合 否
/			/		合 否

	修了検定補修教習						卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目名等	実施 月日	指導員	補修項目名等	実施 月日	指導員	補修項目名等
1	/			/			/		
2	/			/			/		
3	/			/			/		
4	/			/			/		

任意教習				自由教習					
原付 扱1	/			/			/		
原付 扱2	/			/			/		

技能教習 時 限 数	第1段階	第2段階	小 計	修検補修	卒検補修	そ の 他	合 計

運転適性 検 査 (K型)	T	a1	a2	a3		b	c1	c2	d	e1	e2	f	g	h	i	j	k	月 日 実施者	/
				判断	動作														
L																			

技能教習 第1段階																																										
(最短)	時 限	目 標 ① 安全に対する気配りができ、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べる。 ③ 所内の道路及び交通の状況について、正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。																																								
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標																																								
1 車の乗り降りと運転姿勢	2 自動車の機構と運転装置の取扱い	3 発進と停止	4 速度の調節	5 走行位置と進路	6 時機をとらえた発進と加速	7 目標に合わせた停止	8 カーブや曲がり角の通行	9 坂道の通行	10 後退	11 狭路の通行	12 通行位置の選択と進路変更	13 障害物への対応	14 標識・標示に従った走行	15 信号に従った走行	16 交差点の通行(直進)	17 交差点の通行(左折)	18 交差点の通行(右折)	19 見通しの悪い交差点の通行	20 踏切の通過	21 オートマチック車の運転	22 オートマチック車の急加速と急発進時の措置	23 教習効果の確認(みきわめ)	1 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。	2 運転装置の機能や自動車の走行の原理を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。	3 正しい操作手順で発進と停止ができる。	4 速度の上げ下げや速度を保つことができる。	5 直進路やゆるいカーブに合わせた走行位置や進路がとれる。	6 タイミングのよい発進と力強い加速ができる。	7 予定した位置に車を停止させることができる。	8 曲がり具合に応じて走行位置を決め、速度を選ぶことができる。	9 勾配に応じて速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく発進することができる。	10 適切な進路と速度を選んで後退することができる。	11 狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで通行できる。	12 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。	13 障害物の状況を早期に読み取り、安全な進路と速度が選べる。	14 必要な標識・標示を素早く読み取り、それに従った走行ができる。	15 信号を素早く読み取り、適切な判断により信号に従った走行ができる。	16~18 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。	19 見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行できる。	20 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。	21 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。	22 オートマチック車での急加速ができ、急発進したとき直ちに停止できる。
月 日	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /	6 /	7 /																																			
指 導 員																																										
実 施 項 目 名	-----																																									
復 習 項 目 名	-----																																									
8 /	9 /	10 /	11 /	12 /	13 /	14 /	15 /																																			

16 /	17 /	18 /	19 /	20 /	21 /	22 /	23 /																																			

申し送り事項等						みきわめ実施者																																				
						月 日		月 日																																		
						良好 不良		良好 不良																																		

学科教習 第1段階					
月 日 指 導 員	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /
月 日 指 導 員	6 /	7 /	8 /	9 /	10 /

教 習 計 画 表			
<table border="1"><tr><td>修検資格確認 管 理 者</td></tr><tr><td style="text-align: center;">/</td></tr></table>		修検資格確認 管 理 者	/
修検資格確認 管 理 者			
/			

学科教習 第2段階									
月 日 指 導 員	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /	6 /	7 /	8 /	
月 日 指 導 員	9 /	10 /	11 /	12 /	13 /	14 /	15 /	16 /	

教 習 計 画 表			
<table border="1"><tr><td>卒検資格確認 管 理 者</td></tr><tr><td style="text-align: center;">/</td></tr></table>		卒検資格確認 管 理 者	/
卒検資格確認 管 理 者			
/			

履 修 証 明	<table border="1"><tr><td>技能教習</td><td>時限</td><td>第</td><td>段階</td><td>時限</td><td>教習項目名</td><td>を履修</td></tr><tr><td>学科教習</td><td>時限</td><td>第</td><td>段階</td><td>時限</td><td>教習項目名</td><td>を履修</td></tr></table>	技能教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修	学科教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修
	技能教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修								
学科教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修									
表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。															
年 月 日															
教習所所在地															
教 習 所 名															
管 理 者															

教 習 原 簿 (大型二輪免許)

教習所名										教習生番号														
フリガナ										写 真														
氏 名																								
生 年 月 日 大 昭 平 年 月 日生 (歳) 男・女																								
住 所																								
入 所 等 の 記 録	入 所 年 月 日			年 月 日			転 入、退 所 年 月 日			年 月 日														
	教 習 開 始 年 月 日			年 月 日			検 定 期 限			年 月 日														
	教 習 期 限			年 月 日			卒 業 年 月 日			年 月 日														
	教 習 修 了 年 月 日			年 月 日			卒 業 証 明 書 番 号			第 号														
入 所 等 の 確 認	確認資料	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()										有無												確認者
	現有免許	交付年月日		年 月 日		免許の種類	なし	大型	中型	準中型	普通	大特	普自二	原付									/	
		有効期限		年 月 日まで有効																				
		公 安 委 員 会																						
	免許証番号																							確認者
	免許の条件																							
教習の条件						応急救護処置		有 無																
						教習免除有無		確認 ()																
適 性 テ ス ト	視 力	裸 眼		矯 正		視 野		色彩識別		運動能力		検査者												
		左				左 度		適		適		/												
		右				右 度																		
		両				計 度		否		否														

注 意 事 項

- この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。
- 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。
- 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取り扱いして下さい。

(大型二輪 教習原簿の例)

卒検前学科効果測定			
	実施 月日	実施者	結 果
1	/		
2	/		
3	/		
4	/		

自 由 教 習		
実施 月日	指導員	実 施 事 項 等
/		
/		
/		
/		

卒 業 検 定			
	実施 月日	検定員	結 果
1	/		合 否
2	/		合 否
3	/		合 否
4	/		合 否

卒 業 検 定 補 修 教 習		
実施 月日	指導員	補 修 項 目 名 等
/		
/		
/		
/		

技 能 教 習 時 限 数	第1段階	第2段階	小 計	卒検補修	そ の 他	合 計

運 転 適 性 検 査		月 日 実 施 者	/
----------------	--	--------------	---

学科教習 第1段階					
月 日 指 導 員	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /
月 日 指 導 員	6 /	7 /	8 /	9 /	10 /

教 習 計 画 表	

技能教習 第2段階									
(最短)	時 限	目	① 交通法規に従った正しい走行ができる。						
		標	② 交通の状況についての情報を的確に読み取りながら快適な運転ができる。 ③ 二輪車の運転に伴う危険を予測した運転ができる。 ④ 二輪車の車両特性を理解し、余裕のある安全運転ができる。						
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標							
1 路上運転に当たっての注意と法規 走行 2 通行区分など 3 走行ポジションと進路変更 4 交差点の通行(直進) 5 交差点の通行(右折) 6 交差点の通行(左折) 7 見通しの悪い交差点の通行など 8 安全な速度と車間距離 9 カーブの安全走行 10 カーブの体感走行 11 急制動 12 回避 13 ケース・スタディ(交差点) 14 交通の状況及び道路環境に応じた 運転 15 危険を予測した運転 16 高度なバランス走行など 17 教習効果の確認(みきわめ)		1 所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。 2 道路及び交通の状況にあった通行位置を選び、標識・標示及び信号に従った運転をすることができる。 3 障害物、他の交通の状況等を早期に読み取り、安全な進路、速度が選べる。 4～6 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通過できる。 7 見通しの悪い交差点の危険性を読み取り、安全な速度と方法で通行でき、踏切での一時停止と安全確認ができる。 8 走行速度を把握し、適切な車間距離を保持した安全な運転ができる。 9 カーブに応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。 10 カーブ事故につながる危険とその対処の仕方を理解できる。 11 安定した急制動ができ、速い速度の危険性を理解できる。 12 障害物に対する急な回避の判断ができ、対応を図ることができる。 13 交差点事故の理解を深め、危険の少ない運転行動を選べる。 14 道路での運転を想定し、道路や交通の状況を素早く確実に認知し、安全で快適な運転ができる。 15 他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険を回避する運転行動を選べる。 16 道路状況に応じ、安全な速度と方法で余裕のある運転ができる。							
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	
指 導 員	1	2	3	4	5	6	7		
実 施 項 目 名	-----								
復 習 項 目 名	-----								
/	/	/	/	/	/	/	/	/	
8	9	10	11	12	13	14	15		

/	/	/	/	/	/	/	/	/	
16	17	18	19	20	21	22	23		

申し送り事項等						みきわめ実施者			
						月 日	月 日		
						良好	不良	良好	不良

学科教習 第2段階								
月日 指導員	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /	6 /	7 /	8 /
月日 指導員	9 /	10 /	11 /	12 /	13 /	14 /	15 /	16 /

教習計画表			
<table border="1"><tr><td>卒検資格確認 管理者</td></tr><tr><td style="text-align: center;">/</td></tr></table>		卒検資格確認 管理者	/
卒検資格確認 管理者			
/			

履修 証明	<table border="1"><tr><td>技能教習</td><td>時限</td><td>第</td><td>段階</td><td>時限</td><td>教習項目名</td><td>を履修</td></tr><tr><td>学科教習</td><td>時限</td><td>第</td><td>段階</td><td>時限</td><td>教習項目名</td><td>を履修</td></tr></table>	技能教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修	学科教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修
	技能教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修								
学科教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修									
表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。															
年 月 日															
教習所所在地															
教習所名															
管理者															

教 習 原 簿 (大型第二種免許)

教習所名										教習生番号																		
フリガナ										写 真																		
氏 名																												
生 年 月 日 大 昭 平 年 月 日生 (歳) 男 ・ 女																												
住 所																												
入 所 等 の 記 録	入 所 年 月 日			年 月 日			転 入 、 退 所 年 月 日			年 月 日																		
	教 習 開 始 年 月 日			年 月 日			仮 免 許 交 付 年 月 日			① 年 月 日																		
	教 習 期 限			年 月 日			仮 免 許 有 効 期 限			第 年 月 日																		
	教 習 修 了 年 月 日			年 月 日			仮 免 許 交 付 年 月 日			② 年 月 日																		
	検 定 期 限			年 月 日			仮 免 許 有 効 期 限			第 年 月 日																		
	修 了 証 明 書 発 行 年 月 日			年 月 日			修 了 証 明 書 番 号			第 号																		
	卒 業 年 月 日			年 月 日			卒 業 証 明 書 番 号			第 号																		
入 所 等 の 確 認	確認資料 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> その他() 有無										確認者																	
	交付年月日		年 月 日			有効期限		年 月 日まで有効			免許の種類		大 型		中 型		準 中 型		普 通		大 特		中 型 二		普 通 二		確認者	
	現 有 免 許 公 安 委 員 会										確認者																	
	免 許 証 番 号										確認者																	
	免 許 の 条 件										確認者																	
教 習 の 条 件										応 急 救 護 処 置 教 習 免 除 有 無					有 無 確 認 ()					確認者								
適 性 テ ス ト	視 力		裸 眼		矯 正		深 視 力		1 回		mm		平均		聴 力		運 動 能 力		検 査 者									
			左		右				2 回		mm				適 否		適 否											
	視 力		左		右		深 視 力		3 回		mm		平均		聴 力		運 動 能 力		検 査 者									
			左		右				合 計		mm				適 否		適 否											

注 意 事 項

- この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。
- 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。
- 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱って下さい。

(大型二種 教習原簿の例)

	修了検定			仮免試験			卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
1	/		合 否	/		合 否	/			/		合 否
2	/		合 否	/		合 否	/			/		合 否
3	/		合 否	/		合 否	/			/		合 否
4	/		合 否	/		合 否	/			/		合 否

	修了検定補修教習			卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目名等	実施 月日	指導員	補修項目名等
1	/			/		
2	/			/		
3	/			/		
4	/			/		

自由教習					
/			/		
/			/		

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

免許経歴確認欄	普通 () 免許取得年月日	年 月 日
自由記録欄		

運転適性 検査		月 日 実施者	/
------------	--	------------	---

技能教習 第1段階 (最 短) 時 限		目 標									
			① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ③ 場内のコース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。								
項 目 名		項 目 名 ごと の 目 標									
1	車の乗り降りと運転姿勢	1	安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。								
2	運転装置の取扱いと日常点検整備等	2	運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転にあつての点検、走行に必要な準備等を確実にすることができる。								
3	車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作	3	車両特性に基づく運転死角と車両感覚等を理解した運転操作ができる。								
4	基本的な運転操作	4	正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや速度を一定に保つことができる。								
5	時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止並びに路端における停車及び発進	5	タイミングの良い発進とスムーズな加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。 路端に沿った停車及び振り出し現象に注意した発進ができる。								
6	カーブや曲がり角の通行	6	旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。								
7	坂道の通行	7	勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。								
8	後退	8	適切な進路と速度を選んで後退ができる。								
9	狭路の通行	9	様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。								
10	鋭角コースの通過	10	特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。								
11	隘路への進入	11	車両感覚を理解して一定の場所に車両を誘導することができる。								
12	方向変換及び縦列駐車	12	駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。								
13	通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	13	道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度を選べる。								
14	信号、標識・標示等に従った走行	14	信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。								
15	交差点の通行(直進・左折・右折)、見通しの悪い交差点の通行	15	交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行ができる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。								
16	踏切の通過	16	一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。								
17	旅客輸送を想定した走行	17	旅客輸送を想定した走行を所内コースにおいて適切に行うことができる。								
18	急ブレーキ	18	速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状にあった速度の選択を習得させるとともに旅客への影響を理解させる。								
19	教習効果の確認(みきわめ)										
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
指導員	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
実施項目名											
復習項目名											
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39		
申し送り事項等									みきわめ実施者		
									月 日	月 日	
									良好 不良	良好 不良	

学科教習 第1段階							
月 日 指 導 員	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /	6 /	7 /

教 習 計 画 表

--	--	--	--	--	--	--	--

修検資格確認 管 理 者
/

学科教習 第2段階							
月 日 指 導 員	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /	6 /	7 /
月 日 指 導 員	8 /	9 /	10 /	11 /	12 /	13 /	

教 習 計 画 表			
<table border="1"><tr><td>卒検資格確認 管 理 者</td></tr><tr><td style="text-align: center;">/</td></tr></table>		卒検資格確認 管 理 者	/
卒検資格確認 管 理 者			
/			

履 修 証 明	<table border="1"><tr><td>技能教習</td><td>時限</td><td>第</td><td>段階</td><td>時限</td><td>教習項目名</td><td>を履修</td></tr><tr><td>学科教習</td><td>時限</td><td>第</td><td>段階</td><td>時限</td><td>教習項目名</td><td>を履修</td></tr></table>	技能教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修	学科教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修
	技能教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修								
学科教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修									
	<p>表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>教習所所在地</p> <p>教 習 所 名</p> <p>管 理 者</p>														

教 習 原 簿 (普通第二種免許)

教習所名										教習生番号														
フリガナ										写 真														
氏 名																								
生 年 月 日 大 昭 平 年 月 日生 (歳) 男・女																								
住 所																								
入 所 等 の 記 録	入 所 年 月 日			年 月 日			転 入、退 所 年 月 日			年 月 日														
	教 習 開 始 年 月 日			年 月 日			仮 免 許 交 付 年 月 日			① 年 月 日														
	教 習 期 限			年 月 日			仮 免 許 有 効 期 限			第 年 月 日														
	教 習 修 了 年 月 日			年 月 日			仮 免 許 交 付 年 月 日			② 年 月 日														
	検 定 期 限			年 月 日			仮 免 許 有 効 期 限			第 年 月 日														
	修 了 証 明 書 発 行 年 月 日			年 月 日			修 了 証 明 書 番 号			第 号														
	卒 業 年 月 日			年 月 日			卒 業 証 明 書 番 号			第 号														
入 所 等 の 確 認	確認資料 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> その他() 有無										確認者													
	交付年月日		年 月 日			有効期限		年 月 日まで有効			免許の種類		大型		中型		準中型		普通		大特		確認者	
	現 有 免 許 公 安 委 員 会										確認者													
	免許証番号												確認者											
	免許の条件												確認者											
教習の条件		応急救護処置 有 無										教習免除有無 確認 ()												
適 性 テ ス ト	視 力	裸 眼		矯 正		深 視 力	1 回		mm		平均	聴 力		運動能力		検査者								
		左					2 回		mm			適		適										
		右					3 回		mm			否		否										
		両					合計		mm															

注 意 事 項

- この教習原簿は、教習の実績を記録するものですから教習の際必ず指導員に提出して下さい。
- 教習原簿は、教習ごとに指導員が必要事項の記入をしますので、確認し、教習終了後に必ず返納して下さい。
- 教習原簿は、紛失・汚損・破損等に十分注意して丁寧に取扱って下さい。

(普通二種 教習原簿の例)

	修了検定			仮免試験			卒検前学科効果測定			卒業検定		
	実施 月日	検定員	結果	実施 月日	管理者	結果	実施 月日	実施者	結果	実施 月日	検定員	結果
1	/		合 否	/		合 否	/			/		合 否
2	/		合 否	/		合 否	/			/		合 否
3	/		合 否	/		合 否	/			/		合 否
4	/		合 否	/		合 否	/			/		合 否

	修了検定補修教習			卒業検定補修教習		
	実施 月日	指導員	補修項目名等	実施 月日	指導員	補修項目名等
1	/			/		
2	/			/		
3	/			/		
4	/			/		

自由教習					
/			/		
/			/		

技能教習 時限数	第1段階	第2段階	小計	修検補修	卒検補修	その他	合計

免許経歴確認欄	普通(準中型・大特・) 免許取得年月日	年 月 日
自由記録欄		

運転適性 検査		月 日 実施者	/
------------	--	------------	---

技能教習 第1段階											
(最短)		目 標									
時 限		① 安全に対する気配りができ、正しい運転姿勢、シートベルトの装着が身に付き、運転装置を正しい手順で操作できる。 ② 自車の走行位置を把握し、道路形態に合わせた速度と進路が選べるとともに、滑らかで安定した走行をすることができる。 ③ 場内のコース及び交通の状況について正しい認知、判断ができ、それに基づく運転操作を円滑に行うことができる。 ④ 他の交通への気配りをしながら、法規に従った基本的な走行ができる。 ⑤ 旅客輸送を念頭に置いて、旅客の安全性にも気配りした走行ができる。									
項 目 名		項 目 名 ご と の 目 標									
1	車の乗り降りと運転姿勢	1 安全を意識した乗り降りや正しい運転姿勢がとれる。									
2	運転装置の取扱いと日常点検整備等	2 運転装置及び旅客自動車に備えられることの多い装置の機能を理解するとともに、各装置の正しい取扱いができる。 運転にあたっての点検、走行に必要な準備等を確実にすることができる。									
3	基本的な運転操作	3 正しい操作手順での発進と停止ができる。 直線路や緩やかなカーブに合わせた走行位置や進路をとることができる。 オートマチック車の特性を理解し、基本的な操作と走行ができる。 旅客輸送を想定した円滑な速度の上げ下げや、一定の速度を保つことができる。									
4	時機を捉えた発進と加速、目標に合わせた停止	4 タイミングの良い発進とスムーズで機敏な加速ができる。 予定した位置に車を滑らかに停止することができる。									
5	カーブや曲がり角の通行	5 旅客輸送を想定し曲がり具合に応じて走行位置を決め、適切な速度を選び、カーブや曲がり角を円滑に通行することができる。									
6	坂道の通行	6 勾配に応じた速度とギアを選ぶことができ、坂の途中で停止し、後退することなく円滑に発進することができる。 旅客輸送を想定した円滑な坂道の通行ができる。									
7	後退	7 適切な進路と速度を選んで後退ができる。									
8	狭路の通行	8 様々な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な進路と速度を選んで安全な通行ができる。									
9	鋭角コースの通過	9 特殊な形状の狭い道路において車両感覚をつかみ、適切な切り返しにより安全な通行ができる。									
10	方向変換及び縦列駐車	10 駐・停車場所に合わせた駐・停車ができる。									
11	通行位置の選択と進路変更、障害物への対応	11 道路及び交通の状況にあった通行位置を選ぶことができ、タイミングよく進路を変えることができる。 旅客輸送を想定し、障害物の状況を早期に読みとり、安全な進路と速度が選べる。									
12	信号、標識・標示等に従った走行	12 信号を素早く読みとり、適切な判断により信号に従った走行ができる。 必要な標識・標示等を素早く読みとり、それに従った走行ができる。 旅客を想定した円滑な走行ができる。									
13	交差点の通行(直進・左折・右折)見通しの悪い交差点の通行	13 交差点とその付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で通行できる。 見通しの悪い交差点の危険性を読みとり、安全な速度と方法で通行ができる。 旅客を想定した円滑な走行ができる。									
14	踏切の通過	14 一時停止と安全確認を確実にし、速やかに通過することができる。									
15	転回	15 道路及び交通の状況に応じて、適切な転回場所を選択することができ、その付近の交通に対する気配りができ、安全な速度と方法で転回できる。									
16	旅客輸送を想定した走行	16 旅客輸送を想定した走行を場内コースにおいて適切に行うことができる。									
17	急ブレーキ	17 速い速度からの急ブレーキによる停止及び危険の回避を体験させ、道路形状にあった速度の選択を修得させるとともに旅客への影響を理解させる。									
18	教習効果の確認(みきわめ)										
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
指導員	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
実施項目名											
復習項目名											
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
申し送り事項等								みきわめ実施者			
								月 日		月 日	
								良好 不良		良好 不良	

学科教習 第1段階							
月 日 指 導 員	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /	6 /	7 /

教 習 計 画 表

--	--	--	--	--	--	--	--

修検資格確認 管 理 者
/

学科教習 第2段階							
月 日 指 導 員	1 /	2 /	3 /	4 /	5 /	6 /	7 /
月 日 指 導 員	8 /	9 /	10 /	11 /	12 /	13 /	

教 習 計 画 表			
<table border="1"><tr><td>卒検資格確認 管 理 者</td></tr><tr><td style="text-align: center;">/</td></tr></table>		卒検資格確認 管 理 者	/
卒検資格確認 管 理 者			
/			

履 修 証 明	技能教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修
	学科教習	時限	第	段階	時限	教習項目名	を履修
表記の者は、当所において上記のとおり履修したことを証明します。							
年 月 日							
教習所所在地							
教 習 所 名							
管 理 者							

みきわめ指導員認定（取消）届

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名

管理者

認定 （取消） した 指導員	氏 名	認定年月日	資格者証取得年月日等認定内容
備考			

備考 認定の取消届にあつては、認定年月日欄等を適宜加除訂正し使用すること。

第 号

応急救護処置（第一種）指導員認定証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、第一種免許に係る応急救護処置指導員として、適格者であることを認定する。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会



第 号

応急救護処置（第二種）指導員認定証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、第二種免許に係る応急救護処置指導員として、適格者であることを認定する。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会



年 月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名
管理者

応急救護処置指導員認定申請書

次の者について、応急救護処置指導員としての認定を申請します。

認定種別	第一種 ・ 第二種
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
該当事由	

備考 1 養成講習修了証等の写しを添付すること。

管 理 代 行 者 承 認 願 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-bottom: 10px;"> 年 第 号 </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end;"> 月 日 </div> <p style="margin-top: 20px;">青森県公安委員会 殿</p> <p style="margin-top: 40px; text-align: center;">教習所名</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">届 出 者</p>	
代 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
管 理 代 行 者	本籍・国籍等
	住 所
	氏 名
	生年月日 年 月 日生
管 理 代 行 者 を 置 く 理 由	
添 付 書 類	
特 記 事 項	

備考 1 管理者が病気等で10日以上休務するときは、診断書の写しを添付すること。

指導員等審査申請手数料納付書

(第一種免許に係る審査用)

青森県公安委員会 殿

年 月 日

教習所名												種 別	審査免種別	納付金額								
氏名												技能検定員 教習指導員		円								
現有資格別	・資格なし																					
	技能検定員											教習指導員										
	大	中	準	普	大	牽	大	普	大	中	普	大	中	準	普	大	牽	大	普	大	中	普
	型	型	型	通	特	引	二	自	二	種	二	種	二	種	二	種	二	種	二	種	二	種
	・中央研修所の教習課程等修了者																					
・旧技能指導員																						
・旧学科指導員																						
審査細目	技	1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	3 教則の内容となっている事項	4 自動車教習所に関する法令についての知識	5 技能検定の実施に関する知識	6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	教	1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	2 技能教習に必要な教習の技能	3 学科教習に必要な教習の技能	4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	5 自動車教習所に関する法令についての知識	6 教習指導員として必要な教育についての知識								
県証紙貼付欄																						

- 備考 1 種別欄・現有資格別欄は該当するものを○で囲むこと。
 2 審査細目欄は受審する細目の番号を○で囲むこと。

指導員等審査申請手数料納付書

(第二種免許に係る審査用)

青森県公安委員会 殿

年 月 日

教習所名												種 別	審査免種別	納付金額								
氏名												技能検定員 教習指導員		円								
現 有 資 格 別	・資格なし																					
	技能検定員											教習指導員										
	大	中	準	普	大	牽	大	普	大	中	普	大	中	準	普	大	牽	大	普	大	中	普
	型	型	型	通	特	引	二	自	二	種	二	種	二	種	二	種	二	種	二	種	二	種
	・中央研修所の教習課程等修了者																					
・旧技能指導員																						
・旧学科指導員																						
審査細目	技	1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識										教	1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 2 技能教習に必要な教習の技能 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識									
県証紙貼付欄																						

- 備考 1 種別欄・現有資格別欄は該当するものを○で囲むこと。
2 審査細目欄は受審する細目の番号を○で囲むこと。

指導員等資格者証交付申請手数料納付書

青森県公安委員会 殿

年 月 日

教習所名		種 別	免種別資格	納 付 金 額
氏 名		技能検定員 教習指導員		円
<p>県証紙 貼付欄</p>				

備考 種別欄は該当するものを○で囲むこと。

別記様式第13

年	月	日 (曜日)	○修 ○仮 ○卒	検 免 検
---	---	---------	----------------	-------------

配 車 表

開始時刻		担当者 (車番)																	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
時 限 数 (人 員)		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	昼夜計	-----		-----		-----		-----		-----		-----		-----		-----		-----	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

集 計 表

開始時刻	二 輪 教 習				模 擬 (無 線) 教 習				
	担 当 者	号 車	号 車	号 車	担 当 者	号 車	号 車	号 車	
時 限 数 (人 員)		男		女		男		女	
	昼夜計	-----		-----		-----		-----	
		()		()		()		()	

車種別	区分	時 限 数			教 習 生 数				
		所 内	路 上	計	昼		夜		計
					男	女	男	女	
大 型									
中 型									
準 中 型									
普 通	M T								
	A T								
	模 擬								
	無 線								
大 牽 引	高 速								
	シ ュ レ ー タ								
二 輪	大 直 径								
	MT								
	AT								
	小 直 径								
	MT								
	AT								
牽 引									
計									

備考 1 この表は一例を示したもので、配車等の状況を明確に把握できるものであればよいが、公安委員会と協議のうえ作成すること。
 2 集計表は、別葉として差し支えない。

技 能 教 習 日 報					
年 月 日		指 導 員			
入 庫 時	km	車 種			
出 庫 時	km	車 両 番 号			
当日走行距離	km	燃 料 補 給	ℓ		
連番	教習開始時刻	教習原簿番号	教習生氏名	教習内容	備 考 (車両番号等)
1	:				
2	:				
3	:				
4	:				
5	:				
6	:				
7	:				
8	:				
9	:				
10	:				
11	:				
12	:				
計	昼間 時限	計 時限	男 名	計 名	
	夜間 時限		女 名		

備考1 教習内容欄は、教習段階を記入して○で囲み、教習項目名番号を記入すること。
なお、次に掲げる教習の場合は、それぞれ当該記号を付すること。

- ・模擬運転装置 ～ (模) ・無線教習 ～ (無)
- ・運転シミュレーター ～ (シ) ・複数教習 ～ (複)
- ・普通車教習（準中型）～ (普) ・AT車教習（MT生）～ (A)
- ・高速教習 ～ (高) ・第2段階所内 ～ (所) ・補修教習 ～ (補)
- ・原付教習 ～ (原) ・自由教習 ～ (自) ・補充教習 ～ (充)
- ・特定後写鏡等 ～ (鏡)

- 2 車種、車両番号等については、主として担当した車両とする。
なお、教習時限ごとに連番として記載すること。
- 3 教習生氏名等が同一の場合「〃」と表示することができる。
- 4 余白部には、斜線を引くこと。

学科教習等実施計画表 (月中)

区分		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
		曜																																		
学科 教習	午前																																			
	午後																																			
夜間																																				
修了検定																																				
仮免試験																																				
卒業検定																																				
行事等																																				

備考 1 学科教習については、該当欄に教習番号を記入すること。
 2 修了検定、仮免試験及び卒業検定（審査を含む）の実施日は、該当欄に○で表示すること。
 3 仮免試験の実施日は、上欄の日付を○で囲むこと。
 4 修了検定等の開始時刻を記入すること。
 （開始時刻とは、事前説明の開始時刻のこと）
 5 この表は、一例を示したもので、実施項目等及び実施時間が把握できるものであればよい。

技能教習	平日	開始時刻 終了時刻	: :	土日	開始時刻 終了時刻	: :
修了検定 仮免試験 卒業検定	平日	開始時刻	: :	土日	開始時刻	: :

学 科 教 習 日 報					
年 月 日			時 分から 時 分まで		
教 習 内 容				指 導 員	
教 習 生 数		名			
連番	免 種	氏 名	連番	免 種	氏 名
1			1 3		
2			1 4		
3			1 5		
4			1 6		
5			1 7		
6			1 8		
7			1 9		
8			2 0		
9			2 1		
1 0			2 2		
1 1			2 3		
1 2			2 4		

- 備考 1 自由教習は(自)、補修教習は(補)及び補充教習は(充)とそれぞれ免種欄に表示すること。
- 2 免種及び氏名欄の余白部には斜線を引くこと。

第 号
年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

教 習 所 名

管 理 者

受 検 資 格 特 例 承 認 願

下記の者は、受検資格の特例に該当すると認められるので関係書類を添付し申請する。

受 検 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
やむを得ない 理 由		
添 付 書 類	<input type="radio"/> 教習原簿の写し <input type="radio"/> やむを得ない理由を証明する書類	

上記の者は、受検資格の特例を適用できる者であることを承認する。

第 号
年 月 日
青 森 県 公 安 委 員 会 印

備考 正副2部提出すること。

教習・検定中の交通事故発生報告書

都道府県名	※	番 号	※	全 被 害	死 者 人	重傷者 人	軽傷者 人	物 損 万円		
発生日時	年 月 日 ()			時	分頃	天候				
発生場所										
教習所	所在地				名 称					
	指 定	年 月 日			管理者					
第 一 当 事 者	運 転 者	住 所					職 業			
		氏 名	(歳)			負傷部位程度				
		教習時限	段階	時限目	免種・交付年月日					
	指 導 員 等	住 所								
		氏 名	(歳)			負傷部位程度				
		経験年数	年	事故時の教習時限	時限目	免種・交付年月日				
車 種			登録番号			損傷部位				
第 二 当 事 者	運 転 者	住 所					職 業			
		氏 名	(歳)			負傷部位程度				
		教習時限	段階	時限目	免種・交付年月日					
	指 導 員 等	住 所								
		氏 名	(歳)			負傷部位程度				
		経験年数	年	事故時の教習時限	時限目	免種・交付年月日				
車 種			登録番号			損傷部位				
法 令 違 反	第一				第二					

その他の 損傷部位							
教習等	教習中		検定中		教習車両の	対人	対物
区分	路上	所内	路上	所内	任意保険	万円	万円
事 故 の 概 要	-----						

現 場 略 図							
処 理 状 況	第一	運転者				指導員等	
	第二	運転者				指導員等	

- 備考
- 1 「教習時限」の欄は、事故発生時の教習生の教習段階及びその段階の時限を記入すること。
 - 2 「経験年数」の欄は、指導員等の実経験年数を記入すること。
 - 3 「事故時の教習時限」の欄は、指導員等が事故当日の事故発生時までに従事した時限数を記入すること。
 - 4 ※印は記載の必要なし。

教習・検定中の交通違反発生報告書

教習所名	
------	--

発受信	年 月 日 時 分	発信者		受信者		
違反態様						
発生日時	年 月 日 時 分	天候				
発生場所	市 郡		国 県 市 町 村 私 道			
	市 街 地 ・ 非 市 街 地		交 差 点 、 直 線 、 屈 曲 、 そ の 他			
教習生・指導員等	教習生	住 所			職 業	
		氏 名	(歳)		免 許 種 別	
		教習時限	段 階	時 限 目	交 付 年 月 日	
	指導員等	住 所				
		氏 名	(歳)		免 許 種 別	
		経験年数	年	違反時の教習時限	時 限 目	交 付 年 月 日
車 種			登 録 番 号			
違反概要						
備考						

青森県公安委員会 殿

教習所名
管 理 者

卒業・修了検定等実施結果報告書 (月 日実施)

1 合否及び技能検定員の状況

検定免種										計
検定コース										—
合否状況	受検者数									
	合格者数									
	不合格者数									
	合格率(%)									
技能検定員別状況	区分 氏名	受検者数	合格者数	受検者数	合格者数	受検者数	合格者数	受検者数	合格者数	合格率 (%)

- 備考
- 1 標題の卒業又は修了の区分については、いずれかを○で囲むこと。
 - 2 技能審査については、合否状況欄及び技能検定員別状況欄にそれぞれ外数としてかっこ書きする。
 - 3 検定免種欄は、大型・中型・準中型・普通・普通(AT)・大特・牽引・大自二・大自二(AT)・普自二・普自二(AT)・小自二・小自二(AT)・大型二種・中型二種・普通二種及び普通二種(AT)を記入する。ただし、指定を受けていない免種については省略できる。
 - 4 合格率は、小数点以下1位まで計上し、2位以下は切り捨てる。

2 受検者の状況

検定免種	受検番号	氏名	年齢	所持免許	教習開始年月日	教習修了年月日	学科教習時限	技能教習時限		検回数		採点	合格否	技能検定員	証明書等番号	備考
								正規	補修	修検	卒検					

備考 1 検定免種欄は、「1 合格及び技能検定員の状況」の検定免種欄に記入する免種を記入し、技能審査については卒業検定の次に記入すること。

2 教習開始年月日欄は、学科、技能を問わず、最初に教習を受けた年月日を記入すること。受検資格の特例を受けた場合は、その旨を備考欄に付記すること。

3 教習修了年月日欄は、学科、技能を問わず、修了検定については第1段階、卒業検定については第2段階それぞれ最終の修了年月日を記入すること。応急救護免除者の場合は、その理由を備考欄に付記すること（例示：医師免許）。

4 学科教習時限欄は、習時限（別表第16）に基づく教習時限数を記入すること。

5 技能教習時限欄は、正規修了検定又は卒業検定に合格するまで要した延長を含む教習時限数を記入し、補修欄は、検定等の不適合後の補修教習時限数をそれぞれ記入すること。又、修了証明書等の有効期間が切れ、再度修了検定を受けた場合は、備考欄にその旨を付記すること（例示：修了証明書期限切れ、仮免許証期限切れ）。

6 合格否欄は、合格者は○、不合格者は×で表記すること。

7 証明書等番号欄は、証明書等発行簿の証明書番号を記入すること。

8 身体障害者等条付に該当する場合は、備考欄にその条件を記入すること。

9 所持免許に限定が付き、免種の次に限定条件を記入すること（例示：普通(AT)）。

指定教習所 コード	
--------------	--

第	号	卒業証明書			
写真 押出し スタンプ	住所	氏名	年	月	日生
	上記の者は、年 月 日本 における				
	免許に係る所定の教習を修了し、卒業した者であることを証明する。				
			年	月	日
			所在地		
			青森県公安委員会指定		
			名称		
			管理者		
			印		

第	号	卒業検定合格証明書			
上記卒業証明書記載の者は、年 月 日					
を用いた卒業検定に合格した者であることを証明する。					
			年	月	日
			名称		
			技能検定員		
			印		

指定教習所 コード	
--------------	--

第	号	修了証明書		
住	所			
氏	名			
		年	月	日生
上記の者は、	年	月	日本	において
所定の教習を修了し、				仮免許を受けて運転することが
できる程度の技能及び知識の水準に達した者であることを証明する。				
		年	月	日
		所在地		
		青森県公安委員会指定		
		名称		
		管理者		印

第	号	修了検定合格証明書		
上記修了証明書記載の者は、	年	月	日	
を用いた修了検定に合格した者であることを証明する。				
		年	月	日
		名称		
		技能検定員		印

別記様式第23

証 明 書 等 発 行 簿

確認欄	証明書 番 号	発行年月日	検定免種	本 籍 ・ 国 籍 等	氏 名	検定員	管理者	備 考	再発行時 の確認欄
				住 所					
		・ ・			年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				
					年 月 日				

- 備考1 卒業証明書（卒業検定合格証明）、修了証明書（修了検定合格証明）及び技能審査合格証明書の発行に共用し、卒業、修了、審査の別に分冊すること。
- 2 検定車両にA T等限定のある場合及び標準試験車の規格未満の場合は免種欄若しくは備考欄に記載すること。

	(表)	
--	-----	--

個 人 カ ー ド										
写 真 (3.0cm×2.4cm)	ふりがな						生年月日	年 月 日		
	氏 名									
	本籍・国籍等									
	住 所									
現 有 免 許	番号	第 号						条件等		
	種類	大 型	中 型	準中型	普 通	大 特	大自二	普自二		
	小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	特 二	引・引二			
資 格 種 別	・ 技能検定員 ・ 教習指導員 ・ みなし技能検定員 ・ みなし教習指導員									
免種別・資格別	番号	資格者証の交付日	選任年月日	区 分		番号	認定等年月日			
大 型	検定員			管 理 者						
	指導員			副 管 理 者						
中 型	検定員			運 転 適 性 相 談 員						
	指導員			運 転 適 性 検 査 指 導 者 ()						
準中型	検定員			認 知 機 能 検 査 員						
	指導員			高 齢 者 講 習 指 導 員	四 輪					
普 通	検定員			指 導 員		二 輪				
	指導員			運 転 技 能 検 査 員						
大 特	検定員			違 反 者 停 止 処 分 者 講 習 指 導 員						
	指導員			運 転 適 性 講 習 指 導 員						
牽 引	検定員			取 消 処 分 者 講 習 指 導 員						
	指導員			運 転 適 性 指 導 員						
大自二	検定員			運 転 習 熟 指 導 員		四 輪				
	指導員			指 導 員		二 輪				
普自二	検定員			応 急 救 護 処 置 指 導 員		第 一 種 (H13以前)	()	()		
	指導員			指 導 員		第 二 種				
大型二種	検定員			適 性 検 査 員						
	指導員			そ の 他 の 資 格						
中型二種	検定員									
	指導員									
普通二種	検定員									
	指導員									
法定講習記録欄	年月日 (本年度)		年月日 (昨年度)							
副管理者										
技能検定員										
教習指導員										

備考 1 現有免許欄は、有するものを○で囲むこと。
 2 資格種別欄の選任されている・印に○を付した上で必要事項を記入すること。
 3 本県以外の資格者証等の場合は交付日欄等に交付公安委員会名を併記すること。

技能検定員資格者証 返納届 教習指導員資格者証 年 月 日 青森県公安委員会 殿 住 所 氏 名		
返納命令の年月日	年 月 日	
返納する資格者証	交付公安委員会	公 安 委 員 会
	交 付 年 月 日	年 月 日
	資 格 者 証 番 号	第 号
備 考		

備考 1 資格者証を添付すること。

記載事項（施設・コース）変更届 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 青森県公安委員会 殿 第 号 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 教習所名 管 理 者 </div>		
変更年月日	年 月 日	
変更する施設又はコース等の種類	・ 施設 ・ 路上教習コース ・ 路上教習区域 ・ 所内検定コース ・ 路上検定コース ・ 路上検定区域	
変更の理由		
変更の内容	(詳細は別添図面のとおり)	
変更に伴う協議回答書 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 教習所 管理者 殿 第 号 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 警察署長 印 </div>		
調 査 項 目	1 著しい事故多発地点を回避しているか	
	2 著しい交通ひんばんな道路でないか	
	3 道路構造、幅員等から見て特に危険性はないか	
	4 踏切の地形、場所から見てその通過は特に危険性がないか	
	5 その他参考事項	
総合意見		
調査者 官職、氏名		

備考1 設定の種類欄は、該当する・印を○で囲むこと。

2 警察署長には、正副2部提出すること。

記載事項（自動車等）変更届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 第 号 年 月 日 </div> 青森県公安委員会 殿 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 教習所名 管理者 </div>								
変更年月日	年 月 日							
変更事項								
変更理由								
変 更 し た 内 容								
車 種	車 名	年 式	車 両 番 号 <small>登録番号及び教習車番号</small>	検 定 別 <small>教 習</small>	定 員 積 載 量	検 査 有 効 期 限	燃 料 の 種 類	備 考
運転シミュレーター	名 称		製 造 会 社		MT・AT・二輪別		台 数	
模 擬 運 転 装 置	名 称		製 造 会 社				台 数	
無 線 指 導 装 置	車 種	送受信装置の名称		製造会社		送受信装置設備車両台数		

- 備考 1 増車、廃車別、普通車の身障者用及びAT車については、その旨備考欄に記載すること。
 2 登録番号のない自動車等については、車体番号を登録番号欄に記載する。

<p>記 載 事 項 (教 習 計 画) 変 更 届</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>青 森 県 公 安 委 員 会 殿</p> <p style="text-align: center;">教 習 所 名 管 理 者</p>	
変 更 事 項	(新教習計画は別添のとおり。)
変 更 理 由	
新教習計画に よる教習開始 予 定 年 月 日	
特 記 事 項	

記載事項（教材・所則等）変更届

年 第 号
月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名

管理者

変更事項	
変更理由	
教材使用開始 又は所則等 施行年月日	
特記事項	

記載事項（事務職員等）変更届

第 号
年 月 日

青森県公安委員会 殿

教習所名

管理者

変更職員及び変更内容等	氏 名	職 名	変更年月日	変更の内容
添付書類	個人カード			
特記事項				

別記様式第32

交通死亡事故等発生時における検討結果報告書

教習所名

管理者

報告年月日 確認年月日	年 月 日 年 月 日	職業・氏名 生年月日	職 業 男女別	氏名 男・女	年 月 日生
確認者	教習開始年月日	年 月 日	卒業年月日	年 月 日	

交通事故の状況等	種 別	
	発 生 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分 頃 天候
	発 生 場 所 (道 路 種 別)	
	事 故 概 要 (原 因) (違 反 等)	

運転適性検査結果の状況	種 類	判定値 (劣る、優れている全て記載)
	総 合 判 定	
	状 況 判 断 力	
	行 動 内 容	
	精 神 安 定 度	
	特 異 反 応 の 有 無	
	分 析 結 果	

教 習 状 況 等	教 習 状 況	
	受 講 態 度	
	教 習 中 の 問 題 等	

検 定 等 の 状 況	各段階みきわめ	
	修 了 検 定	
	卒 業 検 定	
	総 評	

検 討 内 容 と 今 後 の 取 り 組 み 内 容	現 場 確 認 状 況	
	検 討 内 容	
	今 後 の 取 り 組 み	

技能審査実施状況（ 年中 ）

教習所名

区分 免種別等		入所者数	退所者数	在籍者数	入所拒否	受審者数	合格者数	合格率	合格者のうち身障者数	
									難聴	肢体
大型	男									
	女									
中型	男									
	女									
準中型	男									
	女									
普通	男									
	女									
大特	男									
	女									
大型二輪	男									
	女									
普通二輪	男									
	女									
中型二種	男									
	女									
普通二種	男									
	女									
計	男									
	女									
合計										

備考 合格率は少数点以下第1位までとし、第2位以下は切捨てとする。

運 転 適 性 検 査 実 施 状 況 (年 中)

1 年令別、判定別調査表 (総合判定) 教習所名

判定別 年令別等		1	2	3	4	5	計
16～19	男						
	女						
20～29	男						
	女						
30～39	男						
	女						
40～49	男						
	女						
50以上	男						
	女						
計	男						
	女						
合 計							

2 特異反応調査表 (検査7)

徴候別 免種別等		統合失調症 (39・45)	てんかん (28・51)	計
大 型	男			
	女			
中 型	男			
	女			
準 中 型	男			
	女			
普 通	男			
	女			
大 特	男			
	女			
牽 引	男			
	女			
大型二輪	男			
	女			
普通 二輪	普通	男		
		女		
	小型	男		
		女		
大型二種	男			
	女			
中型二種	男			
	女			
普通二種	男			
	女			
計	男			
	女			
合 計				

備考 1 (39・45)(28・51)については、○、△に係わらず、そのいずれにも該当する場合に計上すること。

2 (39・45)(28・51)の全てに○又は△の記載をした者については、両方に計上することとし、この場合(28・51)欄には()内に外数として計上する。

入 所 状 況 (月 中)

教習所名

免種別		区分 男 女	入 所 者 数		退 所 者 数		在籍者数	入所拒否者数	
			当 月	累 計	当 月	累 計		当 月	累 計
大 型		男							
		女							
中 型		男							
		女							
準 中 型		男							
		女							
普 通		男	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()
大 特		男							
		女							
牽 引		男							
		女							
大 型 二 輪		男	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()
普 通 二 輪	普 通	男	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()
	小 型	男	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()
大 型 二 種		男							
		女							
中 型 二 種		男							
		女							
普 通 二 種		男	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()
計		男	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()
合 計			()	()	()	()	()	()	()

備考 1 審査の入所者については計上しないこと。
 2 ()内数字は、AT車限定免許の入所者で、内数である。

修了検定実施状況（ 月 中 ）

教習所名

免種別	区分 男 女	受 検 者 数		合 格 者 数		合 格 率		備 考
		当 月	累 計	当 月	累 計	当 月	累 計	
大 型	男							
	女							
中 型	男							
	女							
準中型	男							
	女							
普 通	男	()	()	()	()	()	()	
	女	()	()	()	()	()	()	
大型二種	男							
	女							
中型二種	男							
	女							
普通二種	男	()	()	()	()	()	()	
	女	()	()	()	()	()	()	
計	男	()	()	()	()	()	()	
	女	()	()	()	()	()	()	
合 計		()	()	()	()	()	()	

- 備考 1 合格率は小数点以下第1位までとし、第2位以下は切捨てとする。
 2 ()内数字は、AT車限定免許の受検者で、内数である。

仮運転免許試験実施状況（ 月 中 ）

教習所名

免種別	区分 男 女	受験者数		合格者数		合格率		学科試験数	
		当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
大型	男								
	女								
うち 大型二種 の入所者	男								
	女								
中型	男								
	女								
うち 中型二種 の入所者	男								
	女								
準中型	男								
	女								
普通	男	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()
うち 普通二種 の入所者	男	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()
計	男	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()
合計		()	()	()	()	()	()	()	()

備考 1 合格率は小数点以下第1位までとし、第2位以下は切捨てとする。
 2 ()内数字は、A T車限定免許の受験者で、内数である。

卒業検定実施状況 (月 分)
教習所名

区分 免種別等		受検者数		合格者数		合格率		合格者のうち身障者数						
		当月	累計	当月	累計	当月	累計	肢 体		聴 覚				
								1 号	2 号	1 号		2 号		
当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	
大 型	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
中 型	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
準 中 型	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
普 通	M T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	A T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
大 特	男													
	女													
牽 引	男													
	女													
大型二輪	M T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	A T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
普 通 二 輪	普 通	M T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	A T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
小 型	M T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	A T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
大型二種	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
中型二種	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
普 通 二 種	M T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	A T 車	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	男	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

備考 1 審査の受審者について計上しないこと。
 2 合格の率は、審査点数以下第1位まで教習の免除者(医師等)数を、内数として記載すること。
 3 ()内には、応急救護処置教習の免除者(医師等)数を、内数として記載すること。

技能教習時限調査報告（11月中）

教習所名

区 分		卒業生数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 〔 B — A 〕	基準時限 卒業生数	卒業検定 延 べ 受験者数 C	卒業検定 合 格 率 〔 A — C 〕
免種別等							
準中型免許	男						
	女						
	計						
普通免許 (限定なし)	男						
	女						
	計						
A T 限定 普通免許	男						
	女						
	計						
大型二輪免許 (限定なし)	男						
	女						
	計						
A T 限定 大型二輪免許	男						
	女						
	計						
普通二輪免許 (限定なし)	男						
	女						
	計						
A T 限定 普通二輪免許	男						
	女						
	計						
小型限定 普通二輪免許	男						
	女						
	計						
A T 小型限定 普通二輪免許	男						
	女						
	計						

備考1 指定教習所に免許なしで入所し、卒業した者を調査対象（原付、小特所持者も含む。）とする。

2 11月中に指定自動車教習所を卒業した者について記入すること。

3 「教習時限数」欄には、卒業までに要した教習時限数（延長、補修教習を含む。）を記入すること。

4 「平均教習時限数」欄には、卒業までに要した教習時限数（延長、補修教習を含む。）の平均を記入すること。

5 「基準時限卒業生数」とは、府令第33条第1項の表に定める基準時限数（準中型41時限、普通34時限、A T 普通31時限、大型二輪36時限、A T 大型二輪29時限、普通二輪19時限、A T 普通二輪15時限、小型普通二輪12時限、A T 小型普通二輪9時限）で卒業した人員を記入すること。

6 教習課程の移行者は、対象外とすること。

技能教習時限調査報告（11月中）

教習所名

（1）準中型免許

区分 年齢別等		卒業生数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A} \right)$	基準時限 卒業生数	卒業検定 延べ 受検者数 C	卒業検定 合 格 率 $\left(\frac{A}{C} \right)$
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上 40歳未満	男						
	女						
	計						
40歳以上 50歳未満	男						
	女						
	計						
50歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

(2) 普通免許（限定なし）

区 分		卒業生数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A} \right)$	基準時限 卒業生数	卒業検定 延 受検者数 C	卒業検定 合 格 率 $\left(\frac{A}{C} \right)$
年齢別等							
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上 40歳未満	男						
	女						
	計						
40歳以上 50歳未満	男						
	女						
	計						
50歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

(3) 普通免許 (AT限定)

区 分		卒業生数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A} \right)$	基準時限 卒業生数	卒業検定 延 受検者数 C	卒業検定 合 格 率 $\left(\frac{A}{C} \right)$
年齢別等							
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上 40歳未満	男						
	女						
	計						
40歳以上 50歳未満	男						
	女						
	計						
50歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

(4) 大型二輪（限定なし）

区 分 年齢別等		卒業者数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A} \right)$	基準時限 卒業者数	卒業検定 延べ 受検者数 C	卒業検定 合格 率 $\left(\frac{A}{C} \right)$
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 25歳未満	男						
	女						
	計						
25歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

(5) 大型二輪（AT限定）

区 分 年齢別等		卒業者数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A} \right)$	基準時限 卒業者数	卒業検定 延べ 受検者数 C	卒業検定 合格 率 $\left(\frac{A}{C} \right)$
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 25歳未満	男						
	女						
	計						
25歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

(6) 普通二輪 (限定なし)

区 分 年齢別等		卒業生数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A}\right)$	基準時限 卒業生数	卒業検定 延べ 受検者数 C	卒業検定 合格 率 $\left(\frac{A}{C}\right)$
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 25歳未満	男						
	女						
	計						
25歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

(7) 普通二輪 (AT限定)

区 分 年齢別等		卒業生数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A}\right)$	基準時限 卒業生数	卒業検定 延べ 受検者数 C	卒業検定 合格 率 $\left(\frac{A}{C}\right)$
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 25歳未満	男						
	女						
	計						
25歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

(8) 普通二輪 (小型)

区 分		卒業生数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A}\right)$	基準時限 卒業生数 C	卒業検定 延 べ 受検者数 C	卒業検定 合 格 率 $\left(\frac{A}{C}\right)$
年齢別等							
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 25歳未満	男						
	女						
	計						
25歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

(9) 普通二輪 (AT小型限定)

区 分		卒業生数 A	教習時限数 B	平均教習 時 限 数 $\left(\frac{B}{A}\right)$	基準時限 卒業生数 C	卒業検定 延 べ 受検者数 C	卒業検定 合 格 率 $\left(\frac{A}{C}\right)$
年齢別等							
20歳未満	男						
	女						
	計						
20歳以上 25歳未満	男						
	女						
	計						
25歳以上 30歳未満	男						
	女						
	計						
30歳以上	男						
	女						
	計						
合 計	男						
	女						
	計						

- 備考1 指定教習所に免許なしで入所し、卒業した者を調査対象（原付、小特所持者も含む。）とする。
- 2 11月中に指定自動車教習所を卒業した者について記入すること。
- 3 「教習時限数」欄には、卒業者の総教習時限数（延長、補修教習を含む。）を記入すること。
- 4 「平均教習時限数」欄には、卒業までに要した教習時限数（延長、補修教習を含む。）の平均を記入すること。
- 5 「基準時限卒業生数」とは、府令第33条第1項の表に定める基準時限数（準中型41時限、普通34時限、AT普通31時限、大型二輪36時限、AT大型二輪29時限、普通二輪19時限、AT普通二輪15時限、小型普通二輪12時限、AT小型普通二輪9時限）で卒業した人員を記入すること。
- 6 教習課程の移行者は、対象外とすること。

指定自動車教習所路上教習用自動車証明願

年 月 日

青森県警察本部交通部運転免許課長 殿

願出人	指定自動車教習所	名 称	
		指定番号	
		所在地	
		管理 者	

下記の自動車は、当教習所において路上教習用自動車として使用されるものであることを証明願います。

	番号	車 台 番 号	自動車登録番号
車台番号及び 自動車登録番号	1		
	2		
	3		
	4		
	5		

<p>第 号</p> <p>指定自動車教習所路上教習用自動車証明書</p> <p>上記のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p>県証紙貼付欄</p>
--	---------------

- 備考 1 5台を超える分については、別紙を用いること。
2 車台番号欄及び自動車登録番号欄の空欄には斜線を引くこと。